

II 各分野における規制改革

1 健康・医療分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

「病気や介護を予防し、健康を維持して長生きしたい」という国民のニーズに応え、世界に先駆けて「健康長寿社会」を実現するため、健康・医療分野では、国民の安心・安全への配慮を前提に、「国民の利便性向上」、「医療福祉産業の発展による経済の活性化」、「保険財政の適正化」の3つを規制改革における基本的な考えとして取り組んできた。

これらを踏まえて、第2次答申の検討にあたっては、「革新的な医薬品や医療機器へのアクセス改善と国内における開発の促進」、「社会保障制度を持続可能とするための提供体制の再構築」、「サービスの質の向上と効率化」、「セルフケア領域の拡充」の4つの視点を定め、ICTの活用を含めて9つの検討項目を設定し、これに即して個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

①新たな保険外併用の仕組みの創設

現在の健康保険制度では、保険外診療を一緒に受けると原則として保険診療まで全額自己負担になる（いわゆる混合診療禁止の原則）。平成18年に保険外併用療養費制度（その前身は昭和59年に創設された特定療養費制度）が導入され、例外的に保険診療との併用が認められるようになったが、医療技術の革新が急速に進むなか、現行制度の下では、必ずしも患者のニーズに迅速に応えられない問題がある。

このため、困難な病気と闘う患者が、国内未承認の医薬品等の保険外の治療を希望する場合に、安全性・有効性の確認を前提に、現在よりも迅速にその治療を受けられるようにする仕組みとして、保険外併用療養費制度のなかに、患者ひとりひとりの治療を主な目的とする、“患者起点”の新たな仕組み（「患者申出療養（仮称）」）を創設する。

「患者申出療養（仮称）」は、医師が治療の内容や安全性・有効性などを患者に対して十分説明し、患者が理解、納得したうえで申出することを前提とする。そのうえで、対応医療機関の安全・適切な診療体制が整っていることを確認し、診療内容に応じて、できるだけ患者に身近な医療機関で、迅速に受診できるようにする。

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフティング確立

国民が安心して福祉サービスを受けられるよう、その主要な担い手である社会福祉法人は、利用者や国民に対して経営内容やサービスの質を十分に開示する必要がある。

このため、財務諸表のインターネット上での公開、補助金・役員報酬の開示、利害関係者との取引内容の開示、サービスの第三者評価などを進め、経営の透明性やサービスの質を向上させる。

また、介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が同種のサービスを提供する特殊な市場であり、多様な経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競い、利用者の利便を高める必要がある。

このため、経営主体間のイコールフティングを確立するよう、地方公共団体の助成・補助制度などにおける経営主体による差異の是正、すべての社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化や違反した場合の役員解職勧告などの制度的な措置を行う。

③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善

医薬品・医療機器分野における今後の国際競争力を確保するためには、我が国における医薬品・医療機器の研究開発及び上市を後押しする環境整備が不可欠である。

このため、医薬品等の価格算定ルールにおいて、革新性・画期性の評価をより充実させるとともに、価格予見性の向上のため、価格の見通し等を事前に厚生労働省に相談可能な仕組みを

整備する。また、再生医療等製品の普及促進のため、「条件及び期限付承認」を受けた製品の保険適用に向けた取扱いについて検討する。一方で、近年の保険財政の逼迫を考慮し、長期収載品の価格の適正化を図る。

④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

地域の限られた医療資源を有効活用し、最適な地域医療を実現するためには、都道府県が医療計画を通じてリーダーシップを発揮し、主体的にこれらの課題に取り組むことが期待される。

このため、都道府県による医療計画の策定手続に関し、策定時に支払側である保険者の意見を聴く仕組みの構築、地域ごとの人口当たり医師数等を公表する仕組みの構築、都道府県によるより主体的な医療計画の検討の促進等を行う。また、あわせて、実力のある医療機関の増床の妨げとなる非稼働病床の削減方策の検討、医療機関の質を評価する取組の拡充、プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けた措置の検討などを行う。

⑤生活の場での医療・介護環境の充実

高齢者人口の増加に伴い、自宅や施設での医療・介護を希望する高齢者等に対し、必要な医療・介護が効率的に提供される環境の改善が求められている。

このため、在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化、特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善、在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善などを行う。

⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築

簡単な操作で精度の高い判定が可能な検査薬が数多く開発されているが、現在、一般向けに承認されている検査薬は3検査項目のみである。国民が一般用検査薬を使用して日常的にセルフケアを行える環境の整備が求められている。

このため、医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みを早期に構築し、既に転用要望のある49検査項目について集中的な検討を行う。あわせて、検査薬の適正使用に関する購入者への情報提供、受診勧奨等の仕組みを整備し、早期の生活改善や医療機関の受診につなげることで、国民の健康保持・増進や疾病の重症化防止を図る。

⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備

保険者には、加入者の健康増進、レセプト点検の強化等、給付と負担の適正化に向けた保険者機能をより一層発揮していくことが求められている。

このため、レセプトデータ分析の妨げとなる未コード化傷病名コードの不適切使用の削減、レセプトデータを活用した保健事業の取組への支援、保険者による事前点検制度の導入等を行うことで、保険者機能の更なる充実、強化を図る。

⑧医療機関の経営基盤の強化

医療保険制度の持続可能性を高め、国民が将来にわたって最適な医療サービスを享受するためには、医療機関の経営基盤を強化し、質の高い医療を効率的に提供できる体制づくりが求められる。

このため、経営経験が豊かな人材の活用の促進、法令遵守体制の構築、医療機関が提供できる医療に付随するサービスの範囲の明確化等を行う。

⑨看護師の「特定行為」の整備

在宅医療等の更なる推進により、医師の立会いのない環境で業務（診療の補助）が行われる

ことが今後ますます増加すると予想され、看護師が「チーム医療」の一員としてその能力を最大限に発揮し、一層活躍することが期待されている。

このため、医師によりあらかじめ出された手順書による指示に基づき、病状について自ら判断し、一定の業務（診療の補助）を行える看護師を計画的に養成するとともに、医療の安全性の確保を図るため、看護師の判断能力や技能を高める研修制度等を整備する。

(2) 具体的な規制改革項目

①新たな保険外併用の仕組みの創設【平成27年度措置（次期通常国会に関連法案の提出を目指す）】

ア 困難な病気と闘う患者からの申出を起点とする新たな保険外併用の仕組みの創設

いわゆる混合診療禁止の原則のもと、厚生労働省が指定する「評価療養」「選定療養」については、「保険外併用療養費制度」として、例外的に保険診療との併用が認められているが、医療技術の革新が急速に進むなか、必ずしも患者のニーズに迅速に答えられない問題がある。

そのため、困難な病気と闘う患者がこれを克服しようとして強く希望する場合、安全性・有効性の確認等を前提に、保険外診療を併用しても保険給付を幅広く受けられ、保険診療にかかる経済的負担が治療の妨げにならないように、治療の選択肢を拡大することが必要である。

したがって、困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用などを迅速に保険外併用療養として使用できるよう、保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養（仮称）」を創設し、患者の治療の選択肢を拡大する。このため、次期通常国会に関連法案の提出を目指す。

イ 「患者申出療養（仮称）」における安全性・有効性等の迅速な確認及び適切な実施体制の構築

現行の評価療養では、医療機関が申請してから実施が承認されるまでに平均6～7か月（先進医療ハイウェイ構想等により期間を短縮してもおおむね3か月）の期間を要し、一刻を争う患者の切実なニーズに十分には応えきれない。

そのため、「患者申出療養（仮称）」においては、患者からの申出を起点として、国内未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用できるようにするとともに、対応医療機関の安全・適切な診療体制が整っていることを確認し、診療内容に応じて、できるだけ患者に身近な医療機関で迅速に受診できるようにする必要がある。

したがって、未承認の診療に関する豊富な知見を有する臨床研究中核病院と患者に身近な地域の医療機関が、診療内容に応じて連携協力を図りながら、患者からの申出に係る診療ができる体制を構築する。

具体的には、「患者申出療養（仮称）」としての前例がある診療については、臨床研究中核病院の他、患者に身近な医療機関（予定協力医療機関）が、患者からの申出を受け、前例を取り扱った臨床研究中核病院に対して申請（共同研究の申請）する。申請から原則2週間で臨床研究中核病院が判断し、受診できるようにする。

前例がない診療については、臨床研究中核病院が患者からの申出を受け、国に対して申請する。申請から原則6週間で国が判断し、受診できるようにする。このとき、患者に身近な医療機関を最初から対応医療機関（協力医療機関）として申請（共同研究の申請）する場合は、その医療機関で受診できるようにする。

その際、国において、専門家の合議で安全性・有効性を確認する際の議論や手続きを迅速かつ効率的に進めるため、運営の在り方について、新しい仕組みの施行までに検討する。

ウ 「患者申出療養（仮称）」における対応医療機関の充実

現行の評価療養は、保険導入のための評価を行うことが主な目的であるため、実施計画で定めた症例数を集めるために、技術ごとに定められた要件を満たし、国の承認を得た医療機関（1つの医療技術に対し平均で10医療機関程度）でのみ治療が行われることから、全国の患者が容易にアクセスできない。

そのため、当該患者の治療を適切に実施できる体制が整っていることが確認されれば、診療内容に応じて、できる限り患者に身近な医療機関でも治療を受けられるようにする必要がある。

したがって、臨床研究中核病院は、15か所に限定することなく、要件を満たせば追加していく。

臨床研究中核病院が申請時に対応医療機関（共同研究の予定協力医療機関）のリストを添付し、患者が身近に受診できる医療機関を周知する。

臨床研究中核病院の承認により、対応医療機関（協力医療機関）を随時追加する。この旨、厚生労働省からも要請する。

エ 「患者申出療養（仮称）」における保険収載に向けた実施計画の対象外の患者への対応

現行の評価療養は、保険導入のための評価が主な目的となるため、評価を行うための実施計画（いわゆるプロトコル）が求める諸条件を満たすことが必要となる。

その結果、評価療養の対象患者は、年齢制限や他の病気に罹患していないなどの一定の基準にあてはまる患者に限られる。それ自体は、安全性・有効性が確認された医療を保険収載していくうえで必要なプロセスであるが、他方で、基準外の患者にも希望する治療を受けられるようにする必要がある。

したがって、「患者申出療養（仮称）」においても、保険収載に向け、治験等に進むための判断ができるよう、実施計画を作成し、国において確認するとともに、実施に伴う重篤な有害事象や実施状況、結果等について報告を求める。

また、実施計画の対象外の患者から申出があった場合は、臨床研究中核病院において安全性、倫理性等について検討を行った上で、国において専門家の合議により実施を承認する。

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立

ア 財務諸表の情報開示【ホームページ上での開示は措置済み。電子開示システムは平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置のうえシステム構築を開始】

社会福祉法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見を事務所に備えて置き、利用希望者その他利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならない。

厚生労働省では、インターネット上での公開等の方法により財務諸表等を自主的に公表することを促しているが、平成25年7月末時点での自主的公表は全体の4割程度に留まっている。

また、社会福祉法人から所轄庁に財務諸表が提出されているものの、所轄庁において財務諸表などが体系的に集計されておらず、有効に活用されていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてホームページ上で開示を行うように指導する。

また、厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。

イ 補助金等の情報開示【開示の義務付けは平成 26 年度措置。国民への分かりやすい開示は電子開示システムの構築に合わせて措置。地方公共団体への要請は平成 27 年度措置】

社会福祉法人は、社会福祉施設の整備や事業の運営に当たって、国が交付する補助金のほか、地方公共団体が交付する補助金を受けている。地方公共団体が交付する補助金も含めて、国として社会福祉法人に対する補助金の総額を把握する仕組みが構築されておらず、一部の有識者からは社会福祉法人に交付されている補助金等の情報が国民に対して分かりやすく開示されていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務付ける。

また、厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。

さらに、厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。

ウ 役員報酬等の開示【平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

社会福祉法人は、公費と社会保険料等により賄われる介護報酬や国等から交付を受けた措置費、補助金などを主な収入としているほか、介護報酬に対する非課税措置など税制上の優遇措置を受けている。これらを背景に、社会福祉法人に対しては、上場企業に準じた適切かつ透明な事業運営が期待されているが、上場企業が開示している役員に対する報酬や退職金については、開示義務が課されていない。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付ける。

エ 内部留保の明確化【内部留保の活用は平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。目的別の積立の指導は平成 26 年度措置】

特別養護老人ホームなどの福祉施設は、安定的な経営を継続していくことが求められていることから、総合的な経営判断に基づき、計画的に目的積立金を積み立てる必要がある。

しかしながら、会計検査院からは、特別養護老人ホームの積立金等について、施設の改修等に備えた目的積立金を貸借対照表に計上していないなどの指摘があるほか、一部の有識者からも、「社会福祉法人は過大な内部留保を貯め込んでいる」との指摘がある。

したがって、厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。

また、厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導する。

オ 調達の公正性・妥当性の確保【平成 27 年度決算から措置】

社会福祉法人の事務、事業の中で発生する売買、賃貸借、請負などの契約については、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合等を除き、基本的に一般競争入札によることが規定されている。非営利法人として調達の公平性や妥当性を確保するため、一部の有識者からは、役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引内容を開示するなど、より透明性を高めるべきとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手及び取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する

仕組みを構築する。

カ 経営管理体制の強化【責任の範囲等の明確化と外部機関による会計監査の義務付けは平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。第三者評価のガイドラインは平成 26 年度措置。介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標は平成 27 年度措置。保育所の第三者評価の受審率の数値目標は子ども・子育て支援新制度の施行までに措置】

社会福祉法人の経営管理体制として、理事会や評議員会、理事などの機関で審議すべき事項などは通知等で定められているが、それぞれの機関の役割や権限等が法令で明確に定められていない。

また、福祉サービスに対する行政機関以外の評価として、平成 13 年に福祉サービス第三者評価制度が導入されたが、実施件数の大半を東京都の事業者が占めており、東京都以外の都道府県では制度の普及が遅れているとの指摘がある。

さらに、行政機関以外の監査として、大規模な社会福祉法人は 2 年に 1 回、その他は 5 年に 1 回の外部機関による会計監査の活用が望ましいとされているが、適正な決算処理が疑われる事例なども指摘されており、会計の専門家による監査が求められている。

したがって、厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。

また、厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。

さらに、厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。

キ 所轄庁による指導・監督の強化【工程表の策定は平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置。助言や勧告のための措置は平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる】

平成 25 年 4 月の第二次地方分権一括法の施行に伴い、都道府県の中でも主たる事務所が一般市の区域内にある社会福祉法人であって、その事業が市を越えないものは、所轄庁が一般市に権限移譲された。所轄庁において社会福祉法人の経営に対して適切な指導や監査を行うためには、専門的な知識を有する人材を一定数配置する必要があるが、十分な人材が確保できていないとの指摘がある。

また、社会福祉法では、社会福祉法人に対する措置命令、業務の全部又は一部の停止命令、役員解職勧告及び解散命令を定めているが、措置命令以前の段階で、勧告を行う規定がないため、所轄庁において段階的な指導が困難との指摘がある。

したがって、厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。

また、厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。

ク 多様な経営主体によるサービスの提供【公的性格の強化は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年 4 月 1 日）に合わせて措置。地方公共団体への通知は平成 26 年度措置】

自宅での生活が困難な要介護高齢者を対象とする入所施設としては、特別養護老人ホームのほか、営利法人を中心に設置されている有料老人ホームなどの類型がある。

入所施設を運営する経営主体がそれぞれの特質を生かしてサービスの質を競うことで、利用者の利便を高めることが必要であるが、それぞれの施設が担う役割が十分に整理されてい

ないとの指摘がある。

また、地方公共団体では、「介護保険事業計画」や「介護保険事業支援計画」の策定に当たって、介護サービス量の見込みを算出しているが、一部の地方公共団体においては、有料老人ホーム等の特定施設のサービス量の増加を見込んでいないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強める。

また、厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。

ケ 福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善【平成 26 年度上期措置】

地方公共団体が指定管理者制度を活用して福祉施設の運営を委託する際には、株式会社等の民間事業者を指定管理者とすることができる。

しかしながら、一部の地方公共団体では、公募要件で社会福祉法人に限定するなど、社会福祉法人以外の参入を認めていないとの指摘がある。

したがって、厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する。

コ 社会貢献活動の義務化【社会貢献活動の義務付けと社会貢献活動を行わない法人への対応は平成 26 年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。一定の事業規模を超える法人に対する要請は平成 26 年度措置】

社会福祉法人は、財政上の優遇措置を受ける背景として、慈善的な福祉サービスや低所得者への福祉を提供し、地域のセーフティネットとして機能することが期待されている。

しかしながら、これらのサービスを提供している社会福祉法人は必ずしも多くなく、財政上の優遇措置の根拠が乏しい実態がみられる。介護保険事業などにおいて株式会社等と同様のサービスを提供する社会福祉法人においては、同じ競争条件のもとで、利用者のためのサービス提供がなされるよう、条件整備を行う必要がある。

したがって、厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務付ける。

そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。

また、厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。

さらに、厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化する。

③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善

ア 医薬品・医療機器そのものが持つ価値の評価とその活用【平成 28 年度診療報酬改定における試行的導入を視野に入れて検討・導入に合わせて結論】

現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールにおいては、医薬品・医療機器の価格は、その原価又は類似品の価格に基づき決定されており、医薬品・医療機器そのものの持つ価値が必

ずしも適切に価格に反映される仕組みとなっていないとの指摘がある。

したがって、イノベーションの適切な評価を行う観点から、例えば、患者の QOL の向上効果がどの程度あるかを客観的に評価する指標や、実質的な医療・介護費用の削減効果の指標を、イノベーションの評価に活用する仕組み等を検討し、結論を得る。

イ 日本発の医薬品・医療機器の評価の充実【措置済み】

我が国の医薬品・医療機器の開発力が低下している中、メーカーが我が国において研究開発を行うためのインセンティブが必要である。しかしながら、現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールにおいては、世界に先駆けて、日本で承認を取得した医薬品・医療機器の評価が十分に行われていない。

したがって、医薬品・医療機器を日本で研究開発又は製造し、海外に先駆けて日本で承認を取得した場合に、医薬品・医療機器の価格算定において、営業利益率の引上げや加算を行う制度を創設（医薬品）又は継続（医療機器）する。

ウ 原価計算方式における革新性評価の充実【措置済み】

類似品がある医薬品・医療機器の価格算定方法である類似薬効比較方式（類似機能区分比較方式）においては、最大で価格の 120 パーセント（150 パーセント）の加算が措置されているのに対し、既存の類似品がない医薬品・医療機器の価格算定方法である原価計算方式においては、営業利益率を±50 パーセント調整するのみであり、革新性・画期性の評価が十分に行われていない。

したがって、イノベーションの適切な評価を行う等の観点から、原価計算方式において、営業利益率の調整の上限を+100 パーセントとし、革新性・画期性の評価を一層充実させる。

エ 新薬創出・適応外薬解消等促進加算の継続【措置済み】

平成 22 年度から、新薬創出・適応外薬解消等促進加算により、一定の要件を満たす新薬の価格が一定期間据え置かれる一方、当該加算の適用を受けた新薬の製造販売業者に対しては、厚生労働省が、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬の開発を要請することとされている。ただし、当該加算は時限措置となっており、2 年ごとに継続の是非を検討することとされている。

したがって、新薬開発には相当の期間を要するため、新薬創出・適応外薬解消等促進加算が新薬開発のインセンティブとなっているかどうかについての判断は時期尚早であることから、平成 26 年度診療報酬改定において、新薬創出・適応外薬解消等促進加算を継続する。

オ 医療材料等に対応する手技料の適切な算定【平成 28 年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

同種の手術であっても、使用する医療材料等によって難易度が異なる（例えば、再生医療等製品を使用する手術と、従来の医療機器を使用する手術とでは難易度が異なる）が、手術の難易度等に応じた適切な手技料を算定できない場合があるとの指摘がある。

したがって、再生医療等製品を使用する手術において、手術の難易度に応じた適切な手技料を算定できるよう検討し、結論を得る。

カ 医薬品・医療機器の価格予見性の向上【相談可能な仕組みの明確化は平成 26 年度措置。革新性・画期性の基準の明確化について、医薬品は平成 26 年度検討・結論、医療機器は平成 26 年度検討開始・平成 27 年度結論】

現行の医薬品・医療機器の価格算定ルールは非常に複雑である上、具体的な価格の検討は

非公開の薬価算定組織等において行われている。このため、

- ・類似薬効比較方式（類似機能区分比較方式）と原価計算方式のいずれが適用されるか
- ・革新性・画期性の評価がどのような場合にどの程度なされるか
- ・原価計算方式における販売費、研究費、流通経費等に、製品ごとの開発経緯や製造の実態、市場規模等がどの程度反映され得るか

等について、医薬品・医療機器の製造販売業者が事前に把握することが困難である。

したがって、新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見通し等について、治験前、薬事承認審査前、保険収載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備し、明確化する。

また、医薬品・医療機器の価格算定における革新性・画期性の評価が、どのような場合にどの程度なされるのかについて、明確な基準を検討し、結論を得る。

キ 「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の普及促進【薬事法等の一部を改正する法律の施行（平成 26 年 11 月下旬予定）に合わせて検討・結論】

昨年成立した薬事法等の一部を改正する法律により、安全性が認められ、有効性が推定された再生医療等製品の「条件及び期限付承認」の制度が設けられ、本年 11 月に施行される見込みである。現時点では、「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品が患者に提供される際の保険適用の有無が明確でないが、再生医療等製品の普及を一層後押しし、市販後の有効性や更なる安全性の検証がより進みやすい環境を整えるためには、保険適用することが望ましい。

したがって、再生医療等製品への国民のアクセスを確保するため、「条件及び期限付承認」を受けた再生医療等製品の保険適用に向けた取扱いについて、再生医療の専門家を含めた議論の場を設けて検討し、結論を得る。

ク 長期収載品の薬価の引下げ【措置済み】

保険財政の適正化を図るため、上市当初の後発医薬品の薬価を長期収載品と比べ低くすること等により、後発医薬品の普及が進められてきたが、その目的が十分に達せられていない。このため、より直接的に保険財政の適正化を図る仕組みが求められる。

したがって、長期収載品の薬価については、後発医薬品が上市されて一定期間を経過した段階で大幅に引き下げる仕組みを構築する。

ケ 患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合への対応【平成 26 年度措置】

高額療養費制度等の適用（長期収載品でも後発医薬品でも患者負担額は同じ）により、患者が医薬品選択を行う際に薬価が判断材料とならない場合があり、後発医薬品の普及が進まない一因となっているとの指摘がある。

したがって、高額療養費制度の適用下における後発医薬品のシェアを調査する。

その上で、医療用医薬品が保険診療でカバーされていること、及びその価格（薬価）を正しく患者に理解してもらうことを通じて、後発医薬品の普及を更に推進する。

④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

ア 医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の連携【次期医療保険制度改革において検討・結論】

今国会に提出された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案により、医療計画は 6 年に 1 度見直しを行うこととされ、3 年に 1 度見直しを行う介護保険事業支援計画と見直し時期が平成 30 年度以降一致することとし

ている。一方、医療費適正化計画は5年に1度見直すこととされており、他の計画と見直し時期が一致しておらず、他の計画との関係性も明確になっていない部分がある。

したがって、都道府県が、医療・介護を含めた総合的な取組を行うことが可能となるよう、医療計画、介護保険事業支援計画及び医療費適正化計画の見直し時期を一致させるとともに、相互の関係性をより明確にすることを検討し、結論を得る。

イ 医療計画における保険者の視点の導入【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成27年4月1日）に合わせて措置】

医療計画の策定に当たっては、患者の視点に加え、医療費適正化の視点も重要性を増している。しかしながら、医療計画を策定する際には、都道府県医療審議会及び市町村の意見を聴かなければならないこととされ、保険者の意見を聴くことは制度化されていない。

したがって、医療計画の策定に当たり、保険者の意見を取り入れる仕組みを構築する。

ウ 医療計画の内容の充実【平成26年度措置】

ICTを活用した情報共有により、医療機関のネットワーク化、セルフケアの推進、予防活動の充実等が期待される中、都道府県が策定する医療計画において、医療ICT化の推進が必ずしも盛り込まれていない。また、医療計画において規定される二次医療圏の範囲については、都道府県が地域の実情に応じて主体的に検討すべきであるが、国が示した医療計画作成指針等の範囲内での検討にとどまっている場合があり、必ずしもすべての都道府県が主体性を発揮できているとは言えないとの指摘がある。

したがって、平成26年3月に厚生労働省から公表された「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」を踏まえた医療計画となるよう、都道府県に周知する。

また、二次医療圏の範囲については、患者の利便性を第一に考え、医療機関からの時間距離のデータを活用しつつ、都道府県が地域の実情に応じてより主体的に検討すべきことを改めて周知する。

エ 医療資源の適正配置【平成26年度措置】

現在、都道府県において、地域における医療資源の状況を的確に把握し、公表する仕組みが整備されておらず、地域ごとの医師・看護師の偏在、診療科ごとの医師の偏在、高額医療機器への過剰投資等の問題の解決が困難との指摘がある。

したがって、地域ごとの人口当たり医師・看護師数、医療機器数、診療科ごとの医師数を把握し、都道府県が公表する仕組みを構築する。

また、地域ごとの疾病の発生状況、患者の流入の状況等に応じて、相対的に医師不足と判断される地域や診療科への就業インセンティブを充実させる。

オ 医療機関の質の評価【aは平成27年度早期措置。bは平成26年度措置】

医療機関ごとの医療の質の評価に関する情報が公表されれば、患者が医療機関を選択する際の有益な情報となり、医療機関間の適切な競争による医療提供体制の充実が期待される。我が国では、医療機関の評価を推進する事業は始まったが、医療機関間の横比較を可能とし、医療機関の選択に役立つ評価情報を提供する仕組みが十分整備されていない。

したがって、医療機関の質の向上を図るため、

- a DPCデータ等を用いた定量的な指標に基づき、医療機関外の組織等が医療の質の評価・公表等を実施する際、その評価に用いるベンチマークの信頼性を高めるため、実施医療機関を拡大する措置を講じる。また、公表する評価指標の範囲の拡大を促す措置を講じ

る。

- b 特に、自治体病院等の公設・公的病院については、公的資金が投入されていること等を踏まえ、一層の経営・サービスの効率化と医療の質の向上が必要であることから、いち早くこれらの取組を進める。その際、より多くの病院の参加を促す措置を講じる。

カ 必要病床数・非稼働病床数の把握及び特例病床制度の活用【必要病床数の将来推計及び特例病床制度の活用の周知、病床稼働状況の調査は平成 26 年度措置。非稼働病床の削減方策は平成 26 年度検討・結論】

現行の医療計画においては、計画策定時点の基準病床数に基づき、以降5年間にわたり病床規制が課せられる仕組みとなっている。今後、急速な高齢化等により、基準病床数が実情と乖離するおそれがあるとの指摘がある。

また、病床過剰地域における増床は原則として認められないことから、実力のある医療機関の増床が妨げられ、医療機関の適正な競争が阻害されるとともに、病床の既得権化を招き、非稼働病床が温存されているとの指摘がある。

したがって、今後、急速な高齢化が進むと予想される都市部を中心に、必要病床数の将来推計の重要性を周知するとともに、医療計画の見直し時期にかかわらず、病床規制の例外措置である特例病床制度を、地域の実情に応じて活用するよう周知する。

また、医療機関ごとの病床の稼働状況について調査するとともに、実効性のある非稼働病床の削減方策を検討し、結論を得る。

キ 病床規制の柔軟な運用【措置済み】

病床規制が必要以上に厳格に運用され、利便性に欠く事例があるとの指摘がある。

したがって、既存の医療機関の建替え・補修の場合、二次医療圏の境目においてそれぞれ別の二次医療圏に属する医療機関が統合する場合、医療機関の経営統合により開設者が変わる場合等においては、病床規制の柔軟な運用を徹底する。

ク 7対1入院基本料の在り方の検討【平成 28 年度診療報酬改定に合わせて検討・結論】

患者7人に対し看護職員1人以上を配置する医療機関に適用される入院基本料の7対1看護基準は、急性期医療を担う医療機関への医療支援の集中を目的とした制度であり、平成26年度診療報酬改定において一定の見直しが行われた。しかしながら、算定要件が厳格でないために、実質的に急性期医療を行っていない医療機関にも適用されているとの指摘がある。

したがって、急性期医療を担う医療機関にのみ7対1入院基本料が適用されるよう、平成26年度診療報酬改定の影響を調査・検証し、7対1入院基本料の在り方について検討し、結論を得る。

ケ 地域医療支援センターの実効性向上【平成 26 年度措置】

医師のキャリア支援等を行う地域医療支援センターの事業は、その実施主体が明確にされていないが、医師の雇用者である病院が行うことにより、実効性を高めることが可能との指摘がある。

したがって、地域医療支援センターの事業について、都道府県から地域の中核を担う病院への委託が可能であることを明確化する。

コ プライマリ・ケア体制の確立【aは平成 26 年度措置。bはaの検討終了後早期に検討開始、平成 27 年度結論、平成 28 年度措置。cは平成 26 年度検討開始、平成 27 年度結論】

患者の身体的、心理・社会的背景などを踏まえて総合的に診療を行う、適切な一次医療（プライマリ・ケア）体制の確立は、地域の住民の大きな安心につながる。しかしながら、我が国では、プライマリ・ケアを専門に担う医師の養成が十分ではなく、プライマリ・ケア体制が確立していない。

また、本来高度医療を担うべき大規模病院がプライマリ・ケアも行っており、高度医療に特化しにくくなっている。必要な時に必要な医療機関を選択できるという意味でのフリーアクセスを確保するために、プライマリ・ケアを専門に担う医師が日常よく遭遇する広範な病気の診療を行い、その上で、必要に応じて適切な高次の医療機関を紹介し連携して問題の解決に当たるといふ、ゲートキーパー機能を果たすことが求められる。

したがって、プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、

- a プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度（疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み）や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。
- b プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。
- c プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。

⑤生活の場での医療・介護環境の充実

ア 在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】

健康保険法第63条第3項では、療養の給付を受けようとする者は「自己の選定する」医療機関から受けることが規定されている。その解釈から、管轄地方厚生局長による保険医療機関指定時において、外来応需体制（外来患者を受け入れる体制）を有していることを求める運用が行われている。

また、医療法における診療所開設許可に当たり、都道府県により審査基準に違いがあり、診療所開設の制約となっている。

したがって、在宅診療を主として行う保険医療機関に対し、外来応需体制を求める運用の在り方を検討し、結論を得た上で、必要な措置を取る。

また、診療所開設において、例えば必ずしもエックス線装置を設けなくともよい等、開設要件を明確化し、都道府県に周知する。

イ 特別養護老人ホームにおける要介護者の医療環境の改善【平成26年度検討・結論】

特別養護老人ホームには、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」により、「入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うため」医師を配置することとされているが、非常勤の嘱託医が多く、入所者が必要とする際に医師が不在であることが多いとの指摘がある。さらに、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」において、末期の悪性腫瘍や緊急の場合等を除き、他の医師は「みだりに診療を行ってはならない」とこととされている。

したがって、平成27年度から入所基準が原則要介護度3以上となる制度見直しが行われること等を踏まえると、今後、医療ニーズの高い入居者の増加が見込まれるため、特別養護老人ホームでの適切な医療提供の在り方について検討し、結論を得る。

ウ 在宅医療での医療材料・衛生材料の提供の仕組みの改善【措置済み】

在宅医療においては、医療機関は患者又は患者の看護に当たる者に対して医療材料及び衛生材料を提供しなければならないが、十分に提供される仕組みになっていないのではないかと指摘がある。

したがって、平成 26 年度診療報酬改定において、訪問看護ステーションが在宅療養中の患者に対して使用する衛生材料等の見込み量や実績量を報告し、医療機関が報告に基づき適時必要な量を提供できる仕組み等を整備する。

⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築 ※国際先端テスト実施事項

一般用検査薬は、平成 3 年までに 3 検査項目が認められて以降、20 年以上にわたり新規項目が認められていない。かつ、医療用検査薬からの転用の仕組みも設けられていない。

したがって、疾病の重症化を防ぎ国民の健康保持・増進に寄与する観点から、医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みについて、医学及び薬学の専門家に加え、製造者及び多様な販売者等からの意見を聴く公開の場で検討を行い構築する。その際、海外における購入者への情報提供の在り方等についても参考とする。

ア 転用の体制の構築【平成 26 年措置】

検査項目及びその判定方法をあらかじめ定め、合致する製品を製造販売業者が申請することで審査の効率を高め、既に転用要望のある 49 検査項目について集中的な検討を行い、新たな検査項目の要望についても遅滞なく検討を行う体制を構築し運用を開始する。

イ 標準審査時間の提示と事前相談制度の明確化【平成 26 年措置】

個別製品の申請から審査終了までの標準審査時間について通知し、さらに、製造販売業者が医薬品医療機器総合機構に事前に相談できる制度を明確化する。

ウ 添付文書等への記載事項【平成 26 年検討・結論、随時措置】

各検査項目の特性を踏まえ、医療機関受診の目安となる測定結果、留意事項、検査薬によっては正しく判定されない可能性及び定期健康診断等の受診推奨等について、パッケージ及び添付文書等への分かりやすい記載を製造販売業者に求める。

エ 販売時説明【平成 26 年検討・結論、随時措置】

一般用検査薬の販売時に、一般用医薬品の分類に応じて薬剤師等が購入者へ情報提供し、必要に応じて検査結果のフォローアップを行い受診勧奨する仕組みを構築する。

⑦保険者機能の充実・強化に向けた体制整備

ア 未コード化傷病名の不適切な使用の削減【平成 26 年度検討・結論】

診療報酬明細書において傷病名マスターに収載されていない病名を使用する場合、未コード化傷病名コードを使用して病名をワープロ入力することとなっているが、本来の目的ではない理由で未コード化傷病名を使用して請求を行う実態がある。そのため、保険者がデータを分析する際の妨げになっている場合がある。

したがって、未コード化傷病名が使われている原因を分析し、原因に即した対策を行うことや未コード化傷病名の使用が多い医療機関に対して改善を促すなど、未コード化傷病名の不適切な使用の削減に向けた検討を行い、結論を得る。

イ 診療報酬明細書データの分析可能な環境整備【平成 26 年度措置】

診療報酬明細書は、治癒した傷病も含め同一医療機関において過去に患った全ての傷病名が記載されている。治癒した傷病名については、転帰欄にその旨を記載することとされているが、転帰欄が適切に使用されていない実態がある。

そのため、複数の傷病名が記載されている診療報酬明細書について、保険者は、診療報酬明細書を見ても医療機関がどの病気だと判断して処置等を行ったのかが分からず、効果的にデータを分析することができない場合がある。

したがって、転帰の記載等、診療報酬明細書へ適切に記入、入力するよう指導を行うと同時に、保険者が診療行為や医薬品等から傷病名を把握できるようなシステムを利用し、レセプト情報等を活用した保健事業に積極的に取り組むよう支援する。

ウ 保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

診療報酬明細書の審査については、まず審査支払機関が行い、その審査したものについて保険者も請求内容の点検を行っている。

そのため、同じ診療報酬明細書について、審査支払機関が審査を行った後、保険者が同様の点検を行っており、効率的な運営となっていないとの指摘がある。

したがって、現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。

エ 診療報酬明細書の審査体制の強化【平成 26 年度措置】

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は診療報酬明細書の審査を行っているが、審査支払機関間、同一機関であっても各地域の支部等との間において、診療報酬明細書の審査ノウハウが十分に共有されていない。そのため、同一の請求内容であっても審査する主体により、査定にバラつきが大きいとの指摘がある。

したがって、診療報酬明細書の審査の適正化及び審査支払機関、支部等の間での査定のバラつきを解消するため、将来的には審査の判断基準の統一化を目指し、コンピューターを使ったチェックの更なる拡充を図るとともに、審査委員会における審査ルール及び査定結果の共有化を図る。

オ 歯科診療報酬明細書の電子化の推進【準備状況の公表は平成 26 年度措置。普及状況及び電子化対応が困難な理由の調査結果の公表は平成 27 年度上期措置】

平成 26 年 3 月請求分における診療報酬明細書の電子化の普及状況は、医科・調剤の請求件数での割合はそれぞれ 96.6 パーセント、99.9 パーセント、施設数での割合はそれぞれ 87.2 パーセント、95.3 パーセントであり、共に電子化の普及は着実に進んでいる。一方、歯科では、請求件数での割合が 66.2 パーセント、施設数での割合が 55.9 パーセントとなっており、歯科において診療報酬明細書の電子化が遅れている。

そのため、保険者は、容易に歯科診療報酬明細書を分析することができず、また、紙レセプトに掛かる追加コストを保険者全体で負担している。

したがって、保険者による診療報酬明細書データの分析等を推進する観点から、診療報酬明細書の電子化の猶予を受けている医療機関については、猶予期限である平成 27 年 3 月末

までに着実に診療報酬明細書システムの導入が促進されるよう、歯科診療報酬明細書の電子化にかかる準備状況を公表する。なお、電子化対応の時期が明確でない医療機関については、引き続き電子化への勧奨を行う。

また、歯科のみならず医科・調剤も含めて診療報酬明細書の電子化をより促進するために、一定件数以上の請求件数があり電子化対応が行われていない医療機関の状況について、電子化対応が困難な理由を調査し、平成 27 年 4 月時点の電子化の普及状況と併せて公表を行う。

⑧医療機関の経営基盤の強化

ア 経営経験豊かな人材の活用による医療法人経営の効率化【平成 26 年度措置】

医療法人の理事長については、原則、医師又は歯科医師とされているが、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、都道府県知事の認可を受けた場合には、医師又は歯科医師ではない理事からも選出することができるとされている。

一方、一部の自治体では、理事としての経験年数等、医師又は歯科医師以外の者が理事長になる際の要件を設けるなど、医師又は歯科医師以外の者が理事長になることを困難にし、門前払いをしている実態がある。

そのため、将来的に医療費抑制の流れが予想され、医療法人に更なる効率化が求められる中、企業等で実績を残した経営経験豊かな人材を医療法人の経営に活かすことができていない。

したがって、医師又は歯科医師以外の者が理事長候補者となる場合、一定の要件に該当する場合を除き、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で判断するよう自治体への周知が行われたが、各自治体における認可要件の適正化状況、当該申請件数、医療審議会の意見を聴いた件数等を調査し、医師又は歯科医師以外の者が不当に門前払いされる事態があれば当該自治体へ改善を促す。

イ 医療法人の経営の透明化・適正化【平成 26 年度検討・結論】

医療法人の会計監査は監事が行うこととされているが、社会医療法人債を発行している社会医療法人以外は、公認会計士又は監査法人による外部監査は義務付けられていない。また、医療法人の理事長・理事には、忠実義務や損害賠償責任等が定められていない。

結果、医療法人は株式会社等と比較して経営の透明化が低く、法令等遵守体制の構築が十分に担保されていないことから、法令等遵守の観点から問題がある事例が発生している。

したがって、医療法人が、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うために以下の点について検討を行う。

- ・社会的に影響が大きい一定規模以上の医療法人について、外部監査を義務付けること
- ・一般社団法人及び一般財団法人と同様に、医療法人の理事長及び理事について、忠実義務、損害賠償責任等を課し、責任範囲等を明確化すること
- ・メディカルサービス法人と医療法人との関係の適正化など医療法人が法令等遵守体制を構築するための方策

ウ 医療機関における業務範囲の明確化【平成 26 年度上期措置】

病院や診療所などの医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環として食品等を販売することは可能である。しかし、一部の自治体等による指導がその旨を踏まえたものとなっていないため、医療機関が患者のニーズに合ったサービスを適切に提供することができない現状がある。

したがって、医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環としてコ

ンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知を行う。

⑨看護師の「特定行為」の整備

ア 看護師の「特定行為」に関する研修プログラムの検討【平成 26 年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年 10 月 1 日）に合わせて措置】

今国会に提出された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案で創設される「特定行為に係る看護師の研修制度」において、「特定行為」は総合的な医療上の判断が必要であることに鑑み、看護師の判断能力を高める方向で研修制度を充実させる必要がある。

したがって、新たな研修制度における研修プログラムは、看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できるよう、フィジカルアセスメント、病態生理、解剖学、薬理学、医療安全に関する知識等を総合的に習得できる研修内容を含むものとするよう検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。

イ 看護師の「特定行為」における手順書の検討【平成 26 年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年 10 月 1 日）に合わせて措置】

研修を受けた看護師は、手順書に基づき「特定行為」を行うことができるとされている。これは、医師があらかじめ出した指示の下で、医師の不在時であっても、看護師が自らの判断で「特定行為」を行うことが可能となる趣旨であり、特に医師が常駐していない介護施設や患者宅等において活用が期待される。

したがって、医師が看護師に示す手順書の項目については、研修を受けた看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できる内容とし、実施すべき「特定行為」を明示しつつも過度に細かく規定するような硬直的なものとならないように留意しつつ検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。

ウ 看護師の「特定行為」の対象の検討【看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについての周知は平成 28 年度までに随時措置。「特定行為」の対象を見直す枠組みは平成 26 年度検討・結論】

研修を受けた看護師は、手順書に基づき「特定行為」を行うことができるとされ、現在、厚生労働省から示されている「特定行為」案は 41 行為である。

こうしたなか、「特定行為」案から除外された行為について、看護師が行うのは禁止されたと認識されているのではないかとの指摘や、研修を受けた看護師がその判断能力を十分に生かすには「特定行為」の対象が狭いのではないかとの指摘がある。

したがって、制度の創設に当たって検討されたにもかかわらず、「特定行為」に該当しないとされた行為のうち看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについて分かりやすく周知する。その際、医療機関に対し、看護師等がその行為を安全に実施できるよう研修を実施するなどの対応についても周知する。

また、「特定行為」の対象について制度の普及状況や関係者の意見等を踏まえ、見直す枠組みについて検討し、結論を得る。

エ 看護師の「特定行為」に関する研修修了者情報の管理【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の施行日（平成 27 年 10 月 1 日）

に合わせて措置】

現在、厚生労働省が指定研修機関からの名簿の提出によって研修修了者の把握を行うことや、指定研修機関が研修修了者に対して修了証の交付や再発行を行うことが検討されており、今後、省令等にて規定される見込みである。

しかし、指定研修機関が指定取消となった場合や存続しなくなった場合に、修了証の再発行の申請が行えないとの指摘がある。

したがって、制度の円滑な運用を図るため、厚生労働省は、研修を修了した看護師ごとに、どの特定行為の区分に係る研修を修了したかの情報を管理する。また、指定研修機関の指定取消時等の場合、速やかに修了に係る証明を行う体制を構築する。

2 雇用分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

多様な働き手が社会に貢献できる環境を作り、一人ひとりの働く価値を高めることが、経済成長の源泉となる。

このため、多様な働き方やキャリア形成を可能とすることや、労働者が活躍できる職場を円滑に見出せる環境の整備が重要課題である。また、これまで意欲やスキルがあっても働くことが難しかった女性や高齢者なども含め、個人のライフスタイルや価値観に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる雇用制度を整える必要がある。

昨年（平成25年6月）の答申において、雇用改革の全体像を示して具体的な規制改革の提言を行った。その後、意見書として関係省庁に一段の提案を行い、その結果、労働者派遣法改正案の国会提出、またジョブ型正社員の雇用ルール検討の前倒しなどが行われ、改革に向けた取組が着実に進んでいる。

本年（平成26年6月）の答申では、残された重要項目や、継続して議論を深めているものも含め、総合的に審議を行った結果をまとめた。

具体的には、「多様な働き方の拡大」と、「円滑な労働移動を支えるシステムの整備」の観点から、5項目の提言をまとめた。

これらの項目については、労使双方に様々な意見が見られるが、立場の相違を超えて、多様な働き方の実現、成長分野での雇用機会の創出等のために、抜本的な検討がなされることを強く望む。

当会議としても、更なる改革の進展を図るべく、今後、関係省庁の取組状況を注視し、必要に応じて意見を示すなど、積極的に審議を進めることとする。

(2) 具体的な規制改革項目

① 多様な働き方の拡大

ア 労働時間規制の見直しー労働時間の新たな適用除外制度の創設ー

一律の労働時間管理になじまない働き方や、労働時間の長さで成果を測ることが難しい仕事分野が目立って増えてきている。労働者の側にも、短時間で成果を上げて評価されずに不満を持つ労働者など、その成果を労働時間で測ることを希望しない層が多様に存在する。グローバル化や子育て・介護に対応するためなど、働く時間帯を柔軟に選択したいというニーズもある。

一方、長時間労働を余儀なくされ、健康不安を抱える労働者が少なくない。仕事に適合しない一律の労働時間規制のために生産性向上が阻まれる場合も多い。こうした新しい環境の中、現在の正社員の無限定的な働き方を改善するためにも心身ともに健康で生産性の高い働き方ができ、希望するライフスタイルを実現するための選択肢として、労働時間の長さや時間帯と賃金のリンクを切り離した新しい労働時間制度が必要である。

他方、我が国ではフルタイム労働者の総実労働時間は過去20年ほど変わっておらず、長時間労働がいまだに大きな社会問題である。年次有給休暇消化率、長期連続休暇の取得率が国際的に見ても際立って低い。この背景には、時間外労働に対する割増賃金率以外に有効な長時間労働の抑制策がないという労働時間制度の不備があると考えられる。健康を徹底して守るため、労働時間の量的上限規制、休日・休暇取得促進に向けた強制的取組など、長時間労働を直接的に規制する制度の導入が必要である。

上記の「新しい労働時間制度」、「労働時間の量的上限規制」、「休日・休暇取得の強制的取組」の3つの改革は、個別に議論されると、使用者側・労働者側いずれかの反対を受け、議論が進まないことが懸念される。このため、三位一体で改革を進める必要がある。

三位一体の新しい労働時間制度は、労使双方が納得する仕組みとするため、「労働時間規制の見直しに関する意見」（規制改革会議意見（平成 25 年 12 月 5 日））を踏まえ、国が示す対象や規制内容に係る枠組みの下で労使合意により現場の実態に合った選択を可能とすること、当初は過半数組合がある企業が選択できるものとする、労働基準監督署長への届出を要件とすること、新たな働き方にふさわしい適切な処遇を確保することなどが必要である。

なお、制度が機能するために、労働時間の長さによらない評価基準の明確化、職務範囲・責務の明確化、職務限定型の働き方の促進などにより、長時間労働が是正されるよう工夫が必要である。

以上の観点を踏まえ、今後、三位一体の新しい労働時間制度の実現に向けて、規制改革会議において議論を深めるとともに、労使双方への更なる働きかけなどを通じて、引き続き粘り強く議論と検討を重ねていくこととする。

イ ジョブ型正社員の雇用ルールの整備

ジョブ型正社員（職務、勤務地、労働時間いずれかが限定される正社員）は、専門性に特化したプロフェッショナルな働き方、子育てや介護と両立する働き方、正社員への転換を望むが職務等を限定したい働き方などの受け皿として重要である。

ジョブ型正社員は多くの企業で既に導入されているが、その特性に沿った雇用管理について書面で明示されていない、又は、明示されていても実際の運用において徹底されていないことが多い。

ジョブ型正社員が広く普及・定着し、活躍できる環境整備のためには、その雇用管理が適切に行われ、社会全体がその価値を広く認めていくことが必要である。

このため、まずジョブ型正社員の形態・内容について労働契約や就業規則で明示的に定めることが必要である。

さらに、従来の「無限定契約」と「ジョブ型（限定）契約」との相互転換を円滑化し、ライフスタイルやライフサイクルに合わせた多様な就労形態の選択を可能にすること、また、両契約類型間の均衡処遇を図ることが必要である。

これら労働条件明示、相互転換制度及び均衡処遇について、将来的な労働契約法や労働基準法等の法律改正を視野に入れつつ、適切な雇用管理が広く定着していくよう、指針となるものを示すなど実効性ある取組が必要である。

以上の観点から、次に取り組む。

- a 職務等に着眼した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示などの雇用管理上の留意点、好事例及びそれらを踏まえた就業規則の規定例等を取りまとめ、周知を図る。【平成 26 年 7 月までに取りまとめ、速やかに実施】
- b 労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換・均衡処遇について、当面、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）の解釈を通知し周知を図る。【平成 26 年中に実施】
- c 労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換及び均衡処遇に関する政策的支援の制度的枠組みについて検討する。【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

ウ 労働者派遣制度の合理化【平成 26 年度開始】

労働者派遣制度については、派遣労働者の保護のため派遣先労働者と派遣労働者の均衡処遇等により派遣労働の濫用防止を図る必要がある。また、「労働者派遣制度に関する規制改

革会議の意見」(平成25年10月4日)に示すとおり、平成24年改正法の規定について、働き方の選択肢を増やす等の観点から見直すべきである。

したがって、労働者派遣制度について、平成24年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行う。

② 円滑な労働移動を支えるシステムの整備

ア 有料職業紹介事業等の規制の再構築【平成26年度検討開始】

職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の民間人材サービスは、重要な社会インフラであり、国際条約(IL0181号条約、我が国は平成11年に批准)においても、雇用仲介事業の果たし得る役割を明確に認めている。

しかし、我が国においては、雇用仲介事業の原則禁止を前提とする労働基準法等の枠組みの下、職業安定法などにおいて、人身売買・強制労働の危険防止、中間搾取の危険防止、雇用保護の要請といった観点から、例外的に認められているにとどまっている。

時代の変化に伴い人材サービスが多様化・複合化する中、現行の関連法制は旧来の事業形態ごとの縦割りの制度となっており、各種サービスの一元的な提供や新たなビジネスモデルの発展の阻害要因となっている。

また、ITを活用して次々と登場する新たなサービスと現行法制との関係が明確でないことも、今後の人材サービス発展の妨げとなるおそれが高い。

さらに、旧来型のサービスを前提に規定された諸規制が、事業者の業務運営に過剰な負担を課し、効率的なマッチングサービスの提供を困難にしている面もある。

各種の人材サービスを俯瞰し、雇用仲介事業を原則禁止とした現行の縦割りの制度を本来の規制目的に沿って整合性のとれたものに見直すことが必要である。

したがって、健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。

- ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方
- ②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方
- ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方

イ 労使双方が納得する雇用終了の在り方

働き手のニーズや産業構造の変化等の環境変化に即して、円滑な労働移動を実現する必要がある。このため、いわゆる日本型雇用から変容する雇用システムとの整合性を踏まえ、労使双方が納得する紛争防止・解決制度の多様化を図る必要がある。

適切な雇用終了の手続を明確化することで紛争の未然防止を図る必要がある。あわせて、新たな職場の確保に努力する事業者や労働者への支援策を組み合わせ、労使双方にとって望ましい制度の整備が必要である。従来、国や地方では経済政策や雇用政策等も踏まえ様々な就労支援を行っている。このような就労支援を十二分に活用し、円滑な労働移動を可能とすることが紛争解決にも資すると期待される。

また、司法の資源には一定の限界がある。労働審判を含む司法の解決機能を補完し、より身近で迅速な解決を可能とするため、行政機能の強化が必要である。

欧州主要国では、様々な形で新しい職場確保への支援策や司法による紛争解決を補強する仕組みが構築されている。諸外国の制度も参考としつつ、我が国の実情に即した制度の検討が必要である。

さらに、訴訟における解決の在り方も検討が必要である。現在の制度においては、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は無効とされる。このため、復職が困難である、あるいは労働者が復職を希望しないという実態であっても、解雇の訴訟では、労働者が、解雇が無効で労働契約が継続しているとして解雇期間中の賃金の支払いを求める訴えを提起する場合が少なくないとみられる（最終的には金銭補償による和解で解決する。）。また、都道府県労働局によるあっせんや労働審判などにおいても、金銭補償による解決が多くみられるが、補償の水準にはばらつきが大きいとの指摘もある。労使双方にとって実態に即し納得が得られる訴訟解決を可能とする制度について検討を深める必要がある。

このような紛争の未然防止、再就職支援及び訴訟解決などは、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムを一体として形成するものであり、総合的に検討を行う必要がある。

したがって、労使双方が納得する雇用終了の在り方について、紛争の未然防止及び円滑な労働移動に資する観点から、下記の事項を含め、検討を行う。

- ①個別労働関係紛争解決に関する行政機能の強化について検討する。**【平成 26 年度検討開始、1 年を目途に結論】**
- ②諸外国の関係制度・運用の状況に関する調査研究を行うなど、労働契約関係の継続以外の方法を含め、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムの在り方について検討を進める。**【平成 26 年度中に調査研究を行い、その結果を踏まえ検討を進める】**

3 創業・IT等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

創業・IT等分野における規制改革事項については、新規ビジネスの創出、経営の効率化、産業の新陳代謝等による経済成長を達成するため、各種産業にまたがる規制を広く見直すこととした。その視点として、①起業・新規ビジネスの創出・拡大、②ITによる経営効率化、③産業の新陳代謝、④国民の選択肢拡大、⑤エネルギー・環境分野における規制改革、⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革、という6つの視点を設定し、これに即して個別具体的な規制改革事項を取りまとめた。

①起業・新規ビジネスの創出・拡大

継続した経済成長のためには、産業の新陳代謝が進み、新規ビジネスが絶え間なく創出される環境を整備することが重要である。そのための施策として、企業に対する資金供給の促進、大学発ベンチャービジネスの育成等を促す規制の見直しが求められる。

ア 動産及び債権を担保にした資金調達の推進

我が国の企業が保有する資産のうち、在庫・売掛債権は約300兆円に及ぶが、これらの資産を担保にした融資は、事業向け融資全体の0.1%程(2012年現在で9,643億円)にとどまっており、あまり活用されていない。一方、動産及び債権を担保にした金融手法(いわゆるABL)は、不動産担保や個人保証へ依存した融資の代替的な手法として注目されており、米国においてはABLが事業向け融資の20%(2009年現在で4,800億ドル)を占めている。

ABLを通じた成長資金の拡大を促進する観点から、必要な方策等について検討し、措置を行う。

イ ベンチャービジネスの育成

産業競争力強化法の成立により、国立大学がベンチャーキャピタル等を介して大学発ベンチャーに出資することが可能となり、今後、最先端の研究成果の活用が進むことが期待される。本スキームは総額で1,000億円という巨額の投資であり、国内先端技術ベンチャー企業への影響も大きく、無駄な投資とならないよう慎重な運用が必要となる。その一方で、現状の制度設計においては、投資の運用を行う業務執行法人(いわゆるジェネラルパートナー、GP)の独立性や、投資の成否を左右する専門能力の高いGPの選定等に対する課題が指摘されている。

大学発ベンチャー等への出資を確実に成功させるため、適正な運用の確保、事後的な検証など必要な措置を行う。

ウ 高圧ガス関連規制の緩和

高圧ガスを用いる産業は幅広く、例えば石油化学工業は出荷額約27兆円・雇用約67万人と我が国にとって重要な産業の一つである。高圧ガス保安法では、第1種製造者に該当する事業所(高圧ガスの使用量が合計100m³/日以上)においては、研究設備のような高圧ガス使用量が微小な設備であっても、新設・変更等を行う場合には都道府県知事の許可を得る必要がある。海外においては、研究設備は高圧ガス関連の規制の対象外となっている例もあるところ、研究開発スピードの面で国際競争力の低下を招く要因になっているとの指摘がある。

イノベーションの創出を促すため、国際競争力の維持・向上を念頭に、高圧ガス設備の新設・変更時に必要となる手続の簡素化を図る。

②ITによる経営効率化

情報通信技術（IT）は、あらゆる領域に活用され、イノベーションをもたらすとともに、人的資源の適切な配分や、業務効率向上、コスト削減などを通じた経営効率の向上を可能としている。しかし、我が国においてはIT活用がまだ十分といえず、事業者が事業しやすい最適なビジネス環境を整備するため、ITの利活用を強力に進めていくことが重要である。

ア 国税関係帳簿書類の電子化保存

我が国はまだ紙中心の社会*となっており、中でも、税務関係書類においては、多くの企業等が紙の証憑や契約申込書類等も含め、膨大な書類を倉庫などに保管し、保管料等のコストが発生している。企業のみならず、所管当局の事務効率化に資する方策を検討する。

*「平成24年度公文書等の管理等の状況について」によると、中央官庁の行政文書ファイルの94.6%は紙媒体であり、民間でも多くの保存書類は紙媒体と言われている

イ 手続の電子化・オンライン化

通知や、申請、照会を始めとする行政手続は、国に関するものだけでも年間4億件を超える件数の申請・届出等が行われているが、オンライン利用率は41%*に留まる。手続のオンライン利用は、国民や事業者等の行政機関とのやり取りにおける負担軽減をもたらすだけでなく、行政機関においても、効率的な事務処理を可能とし、正確で迅速な行政サービスを提供することに寄与するものである。しかしながら、未だオンライン化がされていない、もしくは利用者にとって十分でないものがある。

国民や事業者の利便性向上と全体の効率化の観点から、手続の電子化や取引照会のオンライン化などについて検討する。

*総務省 平成24年度における行政手続オンライン化等の状況

③産業の新陳代謝

IT化、グローバル化等に伴い、産業の構造や取り巻く環境が大きく変わりつつある中、関連した規制が長期間見直されていないことによる弊害が指摘され、また規制の必要性そのものに疑問が呈される状況となっている。産業の新陳代謝を促し、さらに産業競争力の向上、また新規ビジネスの創出を促すためにも、関連した規制を時代に合致したものに見直すことが必要である。

ア 流通・取引慣行ガイドラインの見直し等

消費社会が成熟し、多様化した消費者のニーズに対応するため、メーカーと流通業者の連携を促進し、消費者理解に基づく付加価値の高い商品が提供できる競争環境の整備が求められている。

一方、現行の独占禁止法上の再販売価格維持行為および非価格制限行為（総称して「垂直的制限行為」という。）に係る規制は、①違法性の判断基準が曖昧で事業者に萎縮効果を与えていること、②違法性の判断に当たり、垂直的制限行為による競争促進効果がどのように考慮されているかが不明なこと、③違法性の判断に当たり、ブランド間競争がどのように考慮されているかが不明なこと等から、上記競争環境の整備を妨げているとの指摘がある。当該指摘は、事業者の創意を發揮させ、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進するという独占禁止法の趣旨を全うするためにも重要な視点である。

したがって、垂直的制限行為の運用基準を定めている『流通・取引慣行ガイドライン』について、垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準および適法な行為を明確化する。

イ 一般集中規制の見直し

独占禁止法においては、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等が禁止されているが、これに対し、グローバル化や市場の巨大化がこれまで以上に急速に進む今日において、当該規制（一般集中規制）は企業グループの活動を制限・委縮等させることとなるおそれがあり、廃止すべきとの指摘がある。また、総資産額の大きい各企業グループの親会社には事業年度毎に公正取引委員会に事業報告書を提出することが求められており、親会社に過度の負担を強いるものとなっているとの指摘もある。

本規制の存在意義について明らかにしつつ、報告の簡素化等の見直しを行う。

④国民の選択肢拡大

ダンス文化が広く国民に受け入れられるようになったり、高齢化に伴い食料品等の購入に苦勞する人が増加するなど、時代・環境の変化とともに国民が求めるサービスも大きく変化してきている。現代の国民のニーズに合致し、国民生活の利便性をさらに向上させる新しいサービスの創出を促すため、関連した規制の見直しが求められている。

ア ダンスに係る風営法規制の見直し

近年、社交ダンス以外にも様々なダンス（ヒップホップ、サルサ等）が国民に愛好されるようになり、小中学校の教育現場にもダンスが取り入れられるなど、ダンスの文化的・経済的な重要性が増している。一方、客にダンスをさせる営業は風俗営業とされ、深夜営業禁止、未成年者立入禁止など厳しく規制されている。このため、優良企業が新規参入を見合わせるなど、健全なダンス文化やダンス関連産業の発展の支障になっているとの指摘がある。

2020年の東京オリンピック開催が決定している中、ダンス文化を活用した魅力ある街づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、風営法の見直しについて検討する。

イ 食料品アクセス環境の改善

過疎化が進む地方を中心に「買い物弱者」と呼ばれる高齢者が増えており、およそ600万人程度が食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれているとされている。食品の移動販売は一つの解決手段となり得るが、移動販売を行うための許可申請を行うに当たり、自治体によって申請書が統一されていない、また、ガイドライン（自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について）が時代に合っていないなど、許可手続きや基準の改善を求める声がある。

買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、必要な規制等の見直しを行う。

⑤エネルギー・環境分野における規制改革

安定した経済成長および国際競争力の維持・向上を図るためには、高効率なエネルギーの導入や省エネルギー政策だけでなく、その利用に当たっての規制の見直しによる業務効率化を図ることも重要である。また、PCBなどに汚染された有害廃棄物の処理にあっては、環境や人への影響を最小にすることは当然として、事業者にとってできるだけ負担が軽減されるよう配慮し、処理が促進されるよう関連規制の見直しを行うことも必要である。

ア 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化

微量 PCB 汚染廃電気機器等は、現状国内に160万台存在すると推定されているが、特別管理廃棄物として2027年までに無害化処理を行うことが求められており、その迅速化が必要である。その一方で、処理対象物の基準が汚染リスクに対し過度であるとの指摘、また、リ

スクに応じた合理的な処理対象基準を求める声がある。

微量 PCB 汚染廃電気機器の処理の大幅な促進と資源の円滑な国内循環が進むよう、関連した規制の見直しについて検討する。

イ 電気事業者等の業務効率化

電気事業者等の業務効率化を図る方策の一つとして、河川法の規制対象である多目的ダムにおける電気事業法上の手続の簡素化等の検討を行う。

⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

①～⑤の視点以外にも、民間事業者等から要望を受けている規制改革事項について広く対応し、イノベーションの喚起、事業者の業務効率化等により、安定した経済成長の実現を目指す。

ア 金融機関に対する取引照会の合理化

金融機関は税務署、福祉事業所、都道府県警察等から、顧客の取引に関する照会の要請を多数受け、迅速に対応している。取引照会には、主に、税務署・市町村からの税務調査・滞納者の資産調査、都道府県警察からの捜査事項に関する調査、福祉事務所からの生活保護申請者の資産調査などがあり、数十年以上書面によるやり取りが行われている。取引照会の照会件数は、1社当たり年間100万件以上に及ぶことがあり、人件費・設備費をかけ、専門部署で対応している。また、業種によっては、年間の照会件数は数千件であるものの、回答に必要な提出書類量が膨大になることがある。これら取引照会の照会文書の書式は、統一されていないことから、業務に大きな負担を生じているとの指摘がある。

金融機関の業務効率化を図る観点から、必要な運用の見直しを行う。

イ 金融機関の業務効率化

金融機関はその公益性に照らして、法令等によって様々な書類の作成や手続が定められ、業務上の負担が生じていることから、それらの書類や手続等々の合理的な見直しを求める声がある。

金融機関の業務効率を向上させる観点から、公開買付けを迅速化する方策、外貨定期預金の自動継続時における手続等について検討する。

ウ 建設に係る規制の緩和

建設業・建築物に対する各種規制については、時代や環境に合わせた見直しが必要であり、例えば建設業許可手続きにおける役員関連の提出書類の簡素化等、業務の効率化や建築物の新陳代謝を促す。

エ 各種責任者の要件緩和

建設業法における主任技術者・監理技術者、高圧ガス保安法における認定完成検査実施者・認定保安実施者など、業務等を実施する際に資格を持つ人物の配置が必要となる場合があるが、資格を得るための要件が厳しい・代行者が認められていないとの声がある。

これら業務を効率的に進めるため、資格者に対する要件の緩和について検討する。

オ 物流の効率化

我が国の貨物自動車による輸送は、市場規模14兆円を超え、貨物輸送全体の9割以上を占めており、産業活動や国民生活に不可欠な存在となっている。ここ数年の景気回復基調を

受けて貨物輸送量は増加しており、更なる輸送力の強化が必要であるとの指摘がある。

貨物自動車運送事業者が柔軟かつ効率的に事業を行う体制を整備する観点から、貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用について、用途や期間の制限を緩和する検討を行う。

カ 各種手続の緩和

上記に挙げた規制以外にも、企業年金に係る手続を始め、事業の効率化等に資する規制緩和は事業者から広く要求されている。事業者にとってより円滑なビジネス環境を整備するため、各種手続の見直しを行う。

(2) 具体的な規制改革項目

①起業・新規ビジネスの創出・拡大

ア 動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善

a 動産・債権譲渡登記制度の運用の改善【平成 26 年度検討・結論】

動産譲渡登記制度および債権譲渡登記制度は、それぞれ登記による引渡し、また登記による確定日付証書の通知があったものとみなされる制度であり、第三者に対して一定の対抗要件が具備されるものである。しかし、動産・債権譲渡登記は、一度登記した事項について変更ができない等、使い勝手がよくないとの指摘がある。

したがって、動産・債権譲渡登記において、ABL の健全な発展を図る観点から、利用者の利便性の向上を図るため、利用者の意見や要望を聴取し、商号、保管場所等に変更等が生じた場合（譲渡対象の同一性を害さない場合に限る。）に係る運用上の課題について検討し、結論を得る。

b 動産・債権の特定に必要な記載事項の見直し【平成 26 年度検討・結論・措置】

動産・債権譲渡登記をするためには、動産・債権を特定するために必要な事項を記載する必要がある。動産や債権は無数に存在するため、その特定方法にも多様なニーズがあるものの、登記に記載可能な事項やその方法が限られているため、登記ができないケースがあるとの指摘がある。

したがって、動産・債権を特定するために必要な記載事項や方法について、利用者の要望を聴取し、不当な包括担保の抑制や第三者の判断リスクへの配慮をしつつ、より柔軟な登記を可能とする観点から、倉庫内にある一切の在庫や取引に係る一切の債権などの記載方法等について検討し、必要な措置を行う。

c オンラインを用いた申請の利便性の向上【措置済み】

動産・債権譲渡登記は、オンライン申請をすることができるが、利用に当たっては、譲渡人や譲受人の電子証明書が必要となっている。しかし、不動産登記のオンライン申請のように譲渡人や譲受人の電子証明書を不要とする方法がないため、利用し難いとの指摘がある。

したがって、動産・債権譲渡登記の申請方式について、オンラインを用いつつ電子証明書を要しない方式を検討し、必要な措置を行う。

d 動産譲渡担保権の実行の方策【平成 26 年度検討・結論】

動産譲渡担保は、占有の移転が容易であり、債務者が担保動産を隠匿すると担保価値が毀損される恐れがある。よって、譲渡担保権の実行に当たって、その執行に時間がかかると、執行までの間に目的動産の担保価値が毀損される恐れが高まるため、動産譲渡担保に配慮したより迅速な実行方法を整備すべきとの指摘がある。

したがって、動産譲渡担保の実効性を確保する観点から、動産譲渡担保融資を利用する金融機関等の意見を聴取するとともに、執行実務の実情も踏まえ、担保価値の毀損が懸念される動産譲渡担保に配慮した迅速な執行を確保するための方策について検討し、結論を得る。

イ 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等

a 事業者における適切な体制整備【平成 26 年度以降継続的に実施】

平成 24 年度補正予算より、産学連携による実用化研究開発の推進事業費が 4 国立大学法人（東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学）に支出された。本資金については、産業競争力強化法の成立により、国立大学法人がファンドを通じて大学発ベンチャー等に出資することが可能となった。ファンドの中立性や独立性等の課題が指摘されているが、利益相反マネジメント等の枠組みについては、文部科学省の国立大学法人評価委員会官民イノベーションプログラム部会において議論されているところ。

したがって、特定研究成果活用支援事業者について、常勤・中立性・独立性を確保し、適正なガバナンスが実行できる体制を整備できるよう、当該事業者の申請に係る特定研究成果活用支援事業計画の認定に当たっては、当該体制が整備されていることを条件とする。

また、本事業は、国立大学法人等が出資を行うことによって特定研究成果活用支援事業を支援する点を踏まえ、事業全体として資金回収の蓋然性が高くなるよう、特定研究成果活用支援事業計画の中で事業の内容及び用途を明確化させる。事業の内容及び用途が合理的でない計画については認定しないこととする。

b 業務執行法人等の統制【平成 26 年度以降継続的に実施】

業務執行法人の議決権について、大学が 2/3 以上保有するなどの要件は不要であり、大学から当該法人への統制は契約によって実施することで担保可能との指摘がある。資本関係を通じた統制を求めないことにより、科学技術研究主体としての大学から一定の独立性を確保し、当該法人の投資の専門能力を十二分に発揮させることが可能となる。

したがって、国立大学法人から認定特定研究成果活用支援事業者への出資認可に際して、その認可基準（文部科学大臣決定）において、大学による議決権の行使に当たっては、外部の有識者の意見を聴いた上で行うなど、事業者による意思決定に係る独立性・中立性に十分に配慮することとする。また、当該大学における事業者の選定に当たっては、事業者がベンチャー企業等への投資を実施するに当たっての高い専門能力を有することについて厳正に審査することとする。

c 業務執行法人等の選定【平成 26 年度以降継続的に実施】

特定研究成果活用支援事業について、国立大学の研究成果の活用促進となっているかどうか進捗・成果のフォローアップ・評価を行い、当該事業の枠組み・在り方について見直すことで、今後の当該事業の在り方に活かす必要がある。

したがって、国立大学法人による特定研究成果活用支援事業者の選定等について、そのプロセスの事後的な検証が可能となるよう、各大学において記録保持を行うこととする。

d 成果の評価【平成 26 年度以降継続的に実施】

上記施策に加え、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）に基づき、監督官庁として、産業競

競争力強化法に定める政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等について適切に定期的な検証を行い、結果を公表する。

e 制度の在り方【平成 26 年度以降継続的に検討、必要に応じて措置】

上記施策に加え、認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業についての定期的な検証（投資案件の決定等の経営判断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされているかについての検証を含む。）の結果をもとに、当該事業の枠組みの在り方について検討し、必要に応じて所要の措置を執る。

ウ 保険会社の特定子会社（ベンチャーキャピタル子会社）の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大【平成 26 年度検討・結論】

現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の 10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」（いわゆるベンチャー企業）に投資する場合は、10 年以内限り、その合算対象から除かれる。なお、新規事業分野開拓会社には、非上場の中小企業のうち、設立 10 年以内でかつ試験研究費等の割合が総収入額の 3%超などの要件がある。また、近年ベンチャーキャピタルの投資段階が、企業のより初期の段階へと広がる動きもあるが、このような企業の投資については、リードベンチャーキャピタルとしてガバナンスの観点から相当シェアを維持しつつ、成長に合わせた段階的な投資を行うケースもある。今後もますますこうした様々な事業の成長や投資形態が見込まれる中、より多くの企業に対し柔軟に投資ができるような規制が必要ではないかと思料される。

したがって、ベンチャービジネスを育成する観点から設けられている制度の趣旨を踏まえ、保険会社の特定子会社が 10%を超えて投資できる企業の範囲を拡大することについて、ベンチャービジネスの実態や保険会社のリスク管理の観点を踏まえつつ検討を行い、結論を得る。

エ 研究設備に対する高圧ガス規制の緩和 ※国際先端テスト実施事項

a 許可制度の緩和【平成 26 年度検討開始、平成 27 年度結論、結論を得次第措置】

高圧ガス保安法の第 1 種製造者に該当する事業所においては、研究設備のような高圧ガス使用量が微小な設備であっても、新設・変更等を行う場合には都道府県知事の許可を得る必要がある。海外においては、研究設備は高圧ガス関連の規制の対象外となっている例もあるところ、研究開発スピードの面で国際競争力の低下を招く要因になっているとの指摘がある。

したがって、高圧ガス使用量が 100m³/日未満の研究設備について、国際競争力の維持・向上を図る必要があることを踏まえつつ、災害のリスクが微小な設備にあつては、新設・変更時に必要となる手続きの簡素化に向けて届出となる対象範囲を拡大するなど、規制の合理化を図る具体的な方法について、事業者の要望を確認しつつ、検討し結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。

b 提出用図面の書式緩和【平成 26 年度措置】

高圧ガス保安法の第 1 種製造者に係る許可を取得する際に提出を求められるフローシート又は配管図について、フォーマットの法令上の規定は無いにもかかわらず、都道府県によってはアイソメ図の提出を求めているところがある。

したがって、高圧ガス保安法に係る手続の際に提出が必要となるフローシート又は配

管図について、以下を周知する。

①原則的にはP&ID図(※)で良いこと

②①以外のアイソメ図(※)等の提出を求めるときは、許可に当たっての審査に特別に必要な場合等、必要最小限とすること

※P&ID図：配管計装線図(2次元図)、アイソメ図：等角投影図(3次元図)

オ 高圧ガス機器・配管等への新規補修技術の適用【平成26年度検討・結論】

高圧ガス保安法では、耐圧・気密性能に関して設計・製作時の技術基準をそのまま維持管理にも適用しており応急的な補修に関する技術の記載がないため、海外、また国内の高圧ガス保安法非適用設備への適用実績のある応急的な補修技術が適用できない。

したがって、新たな補修技術について、適用条件等の調査結果を踏まえ、安全性等を確認した上で検討を行い、結論を得る。

カ クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し【平成26年度上期結論】

クラウドを利用した情報処理サービスについて、著作権侵害のおそれから、国内においては海外と同様のサービスができておらず、また新規サービス創出の障害となっているとの指摘がある。クラウドメディアサービスにおける著作権に係る事項は、事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用を明確化すべきである。

したがって、著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。

キ 外部委託先の監督についての明確化【平成26年度検討開始、結論を得次第措置】

現状の金融機関の検査・監督においては、クラウドサービス特有のリスクについて、その管理・監督手法が確立されておらず、外部委託先管理の枠組みの中でクラウドサービス事業者への管理態勢を確認することとされ、また、検査・監督で参考とする「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」においても、現在の基準は、顕在化している課題・問題点に対する当面の暫定的な対応としている。そのためクラウドサービス事業者も金融機関も手探りの状態であり、一部の事業者においては、保守的な金融機関の要請に対応できず、サービス提供が困難となる事態が生じている。金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。

したがって、クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、現在行われている財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討に積極的に参加するとともに、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督のあり方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。

ク 中国向け輸出水産物に係る手続の円滑化(衛生証明書発行機関の変更)【措置済み】

中国への水産物輸出のためには衛生証明書が必要となるが、発行する組織が国内4検査機関しか存在せず、発行業務の円滑化が必要であり、行政機関での衛生証明書の発行を可能とすべきである。

したがって、中国向け輸出水産物に必要な衛生証明書について、地方自治体を含む行政機

関において衛生証明書の発行を開始する。

ケ 食品加工・輸出手続の円滑化（食品衛生管理者の資格取得の円滑化）【平成 27 年度措置】

特に衛生上の考慮を必要とする食品の製造・加工を行う場合、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。食品衛生管理者の資格を得る方法の1つとしては、食品衛生管理者資格認定講習会を受講することがあるが、講習会の受講機会が年1回・全国1か所と少なく、受講機会を増やすことが求められている。食品衛生管理者資格認定講習会について、講習会の受講機会の増加により、受講者の負担の軽減が図られるようにするべきである。

したがって、食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については全国3か所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、実施する。

コ 働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和【措置済み】

現行法上、日本料理の調理業務に従事することを予定している外国人に付与される在留資格は存在せず、外国人が働きながら日本料理を学ぶことはできない。在留資格「特定活動」の該当例に調理師を加え、入国管理上における一定の条件を整えた留学生については、卒業と同時に在留資格「留学」から「特定活動」への変更を可能とし、一定の期間日本国内で料理業務に従事（就労）することを可能とするべきである。

したがって、農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、日本料理海外普及人材育成事業実施要領を制定し、働きながら日本料理を学ぶための活動を特例的に認める。

サ 梅酒の表示の適正化【業界団体による自主基準の策定まで随時措置】

酒税法上、梅酒は梅のみを使った場合も人工酸味料を添加した場合も同じ「リキュール」として扱われる。梅酒について、人工酸味料を加えていない梅酒とそれ以外の梅酒を区分表示するべきである。

したがって、業界団体における、人工酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主基準の策定の取組に対し、必要な助言を行う。

シ 多様化する農業法人での雇用労働への対応【措置済み】

労働基準法の労働時間、休憩及び休日に関する規定は、「土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業」に係る者には適用されない。農業に従事しつつ製造・加工・販売等にも従事する従業員の労働基準法上の取扱いについて明確にしたガイドライン等を作成するべきである。

したがって、農林水産省・厚生労働省の連名で、6次産業化に取り組む農業法人向けのパンフレットを作成し、関係機関に周知する。

ス 無人ヘリコプターの重量規制の緩和【措置済み】

航空機製造事業法で定められる無人機については総重量100kg以上のものが規制されるが、その重量を欧州並みの150kgに引き上げるべきである。

したがって、航空機製造事業法上の無人機の重量について、我が国の無人機製造業の実態に合わせ見直しを行う。

セ 地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和

a 定款記載事項の変更【平成 26 年度検討・結論】

地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど質的に大きく変化する中、地域の実情に応じて自由な活動が必要となっている。一方で、商工会議所法の認可事項に関する手続き（定款変更の一部）は許可が必要となっており、その機能を最大限に発揮できていないとの指摘がある。

したがって、商工会議所の定款記載事項の変更において、認可制から届出制に緩和することについて検討し、結論を得る。

b 役員及び議員定数の基準【平成 26 年度検討・結論】

地域の活性化を担う商工会議所は、直面する課題が多様化、高度化、専門化するなど質的に大きく変化する中、地域の実情に応じて自由な組織編成が必要となっている。一方で、各地商工会議所及び日本商工会議所の役員定数の基準並びに各地商工会議所の議員定数の基準については、地域ごとの自由度が低く、その機能を最大限に発揮できていないとの指摘がある。

したがって、商工会議所の役員及び議員定数の基準について、地域の実情に応じ見直しを行うことについて、商工会議所の会員数の規模等を踏まえた上で検討し、結論を得る。

ソ 銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し【平成 26 年度検討・結論】

銀行法施行規則において、商品の売買が、一定の条件のもとに銀行持株会社の子会社の業務として認可対象とされているが、売買の媒介、取次ぎ又は代理は、認可対象として明示されていない。我が国金融機関の国際競争力を確保し、かつ、関連リスクを最小限に抑制するため、商品の売買だけでなく、その媒介、取次ぎ又は代理を行うことも特例子会社対象業務として認めるべきである。

したがって、現行制度において、銀行持株会社の特例子会社対象会社の業務として、金融等デリバティブ取引に係る商品の売買業務が認められていることを踏まえ、特例子会社対象会社の業務として商品の売買の代理、媒介又は取次ぎを行うことについて検討を行い、結論を得る。

タ 保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大【平成 26 年度検討・結論】

現行法令上、保険会社が「その他の付随業務」として行うことのできる「ビジネスマッチング業務」について、現行監督指針において「金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務」が可能だが、公募投信の「個別の商品内容」に係る紹介及び説明は認められていないと解されている。多様なニーズに応える投信商品の提供を行うため、保険会社による投信商品の説明および投信商品パンフレットの配布が可能となるよう追記するか、または、施行規則において保険会社が行うことのできる「業務の代理」に、「系列投信会社等による投信販社契約の締結の代理」を追記すべきである。

したがって、保険業法施行規則第 51 条に規定される付随業務として、既に認められている金商業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又はこれらの契約に係る事務の代行（同条第 6 号）に加え、投信販社契約の代理又は媒介を新たに追加することが可能か等について、同法第 100 条に規定される他業禁止の趣旨等に照らして検討し、結論を得る。

チ NGN アンバンドル（音声の優先制御の開放）【平成 26 年措置】

現在、NGN 上での 0AB～J 番号を用いた品質保証型での IP 電話サービスは、いまだ NTT し

か提供しておらず、NGN における公平な競争環境が整っていない状況となってい

るとの指摘がある。また、2011年の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」に向けた議論においても、複数の事業者が、帯域保証機能の提供を求めており、公平な競争環境整備のため、早期にNGNにおける帯域保証機能のアンバンドルについて議論を実施し、実現させることが必要である。

したがって、ICT利活用による経済成長や国際競争力を向上させる観点からNTT東西のNGNを利用した品質保証型のIP電話サービス実現に向けた事業者間協議を促進する。

②ITによる経営効率化

ア 国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し【平成26年度以降早期検討・結論】

電子帳簿保存法の施行により、財務関係書類、税務関係書類等の国税関係書類の電子保存が可能となった。電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による保存よりも過度に厳格になっているこれらの要件を見直すべきである。また、電子保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも電子保存を促進する観点で法を見直すべきである。さらに税務関係書類等の国税関係書類の電子保存（スキャナ保存）に係る要件等について、企業の業務効率の向上を図るため見直すべきである。

したがって、国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、結論を得る。

イ 公的機関からの電子的手段による通知の促進

a 公的機関からの電子的手段による通知の促進①【平成27年9月までに措置】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、企業に対する給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の電子化を行うべきである。

したがって、eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ、eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。

b 公的機関からの電子的手段による通知の促進②【マイ・ポータルへの検討状況にあわせ検討・結論】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、個人への税額通知方法の統一（データを一本化し、各納税者が専用ホームページへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等）を行うべきである。

したがって、各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルの機能と併せて検討を行う。

ｃ 公的機関からの電子的手段による通知の促進③【平成 27 年 9 月までに措置】

地方税法において、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、紙での郵送が原則となっている。住民税特別徴収に係る手続は、eLTAX をベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。また、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」のフォーマットの統一化を実現すべきである。

したがって、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係る eLTAX 仕様の統一的なフォーマットについては、「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて平成 27 年 9 月を目処に対応する。

ウ 非対面サービスでの本人確認、年齢確認【事業者等からの具体的な提案が行われ次第、速やかに検討・結論】

犯罪収益移転防止法において、クレジットカード交付契約時など本人確認を求められるが、原則対面であり、非対面の場合は本人確認書類の送付もしくは電子署名法に基づく電子証明書が求められる。非対面での本人確認については、国民や法人等の利便性を高めるため、非対面で完結する簡便な本人確認方法を構築すべきである。

したがって、非対面での本人確認については、FATF 勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。

エ 教育情報化の推進に関する制度見直し等【平成 26 年度検討開始、平成 28 年度結論】

学校教育法において、教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている。電子教科書も「教科用図書」と位置付け、教科書検定制度や無償給与制度等を見直すべきである。

したがって、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成 26 年度までに課題を整理し、平成 28 年度までに導入に向けた検討を行う。

オ 現況地形及び施工図の 3D 化・配信の推進【平成 26 年度検討】

公共工事の設計、積算、入札及び契約については 2D の設計図書を用いることが前提となっているが、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積もり誤り及び工期遅れを防止することにも効果があり、情報化施工促進に大きく役立つことから三次元化を推進すべきである。

したがって、公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、三次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図る CIM(Construction Information Modeling) について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成 26 年度には 3 次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。

カ 建築確認申請の電子化【措置済み】

新しい建築生産手法として BIM (Building Information Modeling) を用いた設計手法や施工管理手法に注目が集まっているところ、BIM の普及活用の状況を踏まえ、確認申請の電子化を促進すべきである。

したがって、BIM や CAD 等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について通知する。

キ 地下街等の閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化【平成 27 年度措置】

電波中継装置の電波申請において、現行の「電波利用電子申請・届出システム」においては、多数のアンテナ情報を一つ一つ入力する必要がある。多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、1 件ごとの入力ではなく、一覧表の添付（excel, csv 形式など）で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。

したがって、企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成 27 年度のシステムの機能改修において措置する。

ク 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和【措置済み】

保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。

したがって、事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成 25 年度中に検討を行い、結論を得る。

ケ 金融機関に対する取引照会の一元化

a 国税に係る調査等における取引照会のオンライン化【平成 26 年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況等を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る（結論に応じ、その後 3 年以内を目途に必要な措置）】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会は、口頭または書面により行われているが、一部の金融機関等から電子化（e-Tax による提出や双方向のオンライン化等）を要望する声がある。なお、世界最先端 IT 国家創造宣言では、利便性の高い電子行政サービスの提供が提言されており、国税関係業務に関しても、IT 化の一層の推進により効率化を図っているところ。

したがって、取引照会に係る電子化については、関係する金融機関等の意向を聴取するとともに、国税当局、及び各金融機関におけるシステム改修のスケジュールや費用、社会保障・税番号制度の運用開始や今後の当該番号制度における利用範囲を巡る議論の動向などを十分踏まえながら、双方向オンライン化も含め、具体的方法や時期を検討する。

b 地方税に関する取引照会のオンライン化【平成 26 年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る（結論に応じ、その後、速やかに措置）】

地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われる。取引照会の方法については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられている。

したがって、地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。

c 捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化【金融機関からの具体的な提案が行われ

次第検討・結論、措置】

捜査に係る取引照会は、口頭または書面で行われる。捜査に係る取引照会のオンライン化の導入については、事業者の負担はあるものの、希望があれば、ダイレクトオンラインを整備することが検討されているところ。

したがって、捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。

d 生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第順次措置】

生活保護の決定実施に関わる取引照会は、口頭または書面で行われる。世界最先端 IT 国家創造宣言において、利便性の高い電子行政サービスの提供が提言されていることから、生活保護の決定・実施に関わる取引照会のオンライン化について、検討、促進すべきである。

したがって、利便性の高い電子行政サービスの観点から、生活保護の決定・実施に関わる取引照会の双方向のオンライン化について、金融機関に対するヒアリングを行った上で検討し、結論を得る。

コ 法人の電子申告フォームの簡素化【平成 26 年度検討・結論】

法人税に関わる財務諸表等の申告フォーマットについて、財務諸表等については XBRL フォーマット (2.1) で提出することとされている。現行の XBRL 対応のフォーマットだけではなく、企業規模に応じて、csv 形式等より簡易なフォーマットでも対応できるようにし、中小企業の電子申告を促すべきである。

したがって、法人税に関わる財務諸表等の申告について、XBRL 形式へ簡易にデータ変換するツールの提供等、容易に財務諸表データの作成・提出が行えるよう、対応を検討し結論を得る。

③産業の新陳代謝

ア 流通・取引慣行ガイドラインの見直し等【垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準の明確化は平成 26 年度措置、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」の明確化は平成 26 年度措置、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等の検討は平成 26 年度検討開始】 ※国際先端テスト実施事項

『流通・取引慣行ガイドライン』は、現行の独占禁止法上の垂直的制限行為に関する適法・違法判断基準等を始めとする運用基準（以下「現行基準」という。）を定めたものであるが、現行基準については、次のような指摘がなされている。

- a. 現行基準の中には、その規制範囲を広く解釈され得るものがあり、事業者に対する予見可能性に乏しく、萎縮効果を生じさせていること
（具体的には、①メーカーが実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流通調査」）や、②多くの非価格制限行為に係る違法性判断基準とされる「価格が維持されるおそれ」について、事業者が判断することが極めて困難との指摘がなされている。）
- b. 「垂直的制限行為は、競争制限効果を生じることとあれば競争促進効果を生じることもある」というのが経済学的にも一般的な理解であるところ、現行基準では競争促進効果について考慮されているのか否か、仮に考慮されているとすればどのように考慮されているかが必ずしも明らかでないこと
- c. 垂直的制限行為においては、ブランド内競争が制限されたとしても、ブランド間競争が促進されることにより、消費者の利益に貢献することがあるとの指摘があること

ろ、現行基準では、ブランド内競争とブランド間競争についてどのように考慮されているかが必ずしも明らかでないこと

※なお、垂直的制限行為のうち、例えば再販売価格拘束については、独占禁止法上、「正当な理由」がある場合には違法とはならない。

- d. セーフ・ハーバー（一定の基準や要件を満たす場合において規制の対象外と扱われる）について、適用対象となる行為が、「競争品の取扱い」と「販売地域制限」に限定されており、「取引先制限」や「販売方法の制限」についてはセーフ・ハーバーが適用されないが、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、この適用範囲を拡大すべきであること
- e. 事業者がセーフ・ハーバーを適用されるための市場シェア要件も「10%未満かつ上位4位以下」とされているが、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、この適用範囲を拡大すべきであること

このように、垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることあるれば、競争促進効果を生じることある等の指摘を踏まえ、『流通・取引慣行ガイドライン』について、流通分野における垂直的制限行為に関する事業者の予見可能性を高めるため、「価格が維持されるおそれ」等の垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準を明確にするとともに、次の点について明確化する。

- A. 垂直的制限行為については、競争制限効果を生じることあるれば、競争促進効果を生じることあり得ること、及び競争促進効果の考慮についての考え方
- B. メーカーが単に実際の流通価格や販売先等を調査すること（「流通調査」）は、独占禁止法に違反しないこと
- C. 売手が一定の基準に基づき選択した流通業者にのみ、直接又は間接的に商品やサービスを販売し、一定の基準に基づき選択された流通業者は、売手が決めた地域においては、認定されていない流通業者に対し、当該商品やサービスを提供しない義務を負う流通制度（いわゆる「選択的流通」）についての具体的な適法・違法性判断基準

また、上記のb.及びc.の指摘を踏まえ、再販売価格維持行為規制における「正当な理由」について、所要の明確化を行う。

さらに、上記のd.及びe.の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。

イ 一般集中規制の見直し

a フォローアップ状況の公開【平成26年度上期措置】

独占禁止法第9条において、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等をしてはならないとされている。事業支配力が過度に集中する場合の考え方はガイドラインに記載されており、平成17年5月に施行状況のフォローアップ状況が公開されているが、それ以降は公表されていない。

したがって、平成21年度に実施したフォローアップの評価・検討結果、及び平成21年度以降に実施したフォローアップ状況を公表する。

b 一般集中規制の在り方【平成26年度措置】

上記平成17年5月の施行状況のフォローアップ状況においては、第9条の観点から問題となる会社はないが、今後の一般集中規制の在り方について、将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきことであるとの指摘があることも踏まえつつ、引き続き評価・検討することとする、とされている。

したがって、上記フォローアップ状況をもとに、独占禁止法第9条に基づく今後の一般集中規制の在り方について、市場集中規制がある中、存在意義は無く廃止すべきとの指摘があることを踏まえつつ、現在の経済社会において規制が廃止されることにより実際に生じ得る現実的な弊害を具体的に明らかにする。

ｃ 事業報告制度の簡素化【平成26年度検討・結論・措置】

独占禁止法第9条第4項において、資産の合計額が一定の値を超える企業グループについて、毎事業年度ごと、親会社・子会社・実質子会社の事業報告書を公正取引委員会に提出することが求められている。

したがって、一般集中規制にて求められている事業報告書の報告義務について、事業者の要望を踏まえつつ、事業報告書に記載する子会社名・実質子会社名の範囲を限定するなど、簡素化のための手法を検討し措置する。

ウ 保険契約の包括移転に関わる手続の簡素化【平成27年度検討・結論】

保険契約について包括移転する際は移転先会社への影響度の大小にかかわらず必ず移転先会社の株主総会決議が必要となっている。一方、簡易な合併手続き（会社法第796条第3項）の条件を満たす場合は存続会社の株主総会による決議なく合併することが可能であり、合併にともなう保険契約の承継についても存続会社の株主総会決議が不要となっている。このことを踏まえると、包括移転する契約に関わる責任準備金等の額が、移転先会社の責任準備金等に比して相当程度小さい場合は、移転先会社における株主総会による決議を要さないこととすべきである。

したがって、保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討し結論を得る。

エ アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用【平成27年度検討・結論、結論を得次第、速やかに措置】

資金決済に関する法律に基づき、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、内閣府令で定める額を保有者に対し払い戻さなければならない。この払い戻しを行おうとするときは、前払式支払手段発行者は、「払戻しをする旨」「払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に申出をすべきこと」「当該申出をしない前払式支払手段の保有者は、払戻しの手続きから除斥されるべきこと」等を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により公告しなければならないとされている。

したがって、電磁的な方法により利用される前払式支払手段の発行の廃止に伴う払戻しの公告を、電磁的方法により行いうるものとするについて検討を行い、結論を得る。

④国民の選択肢拡大

ア ダンスに係る風営法規制の見直し ※国際先端テスト実施事項

ａ 営業時間に関する規制等の見直し【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】

飲食を伴いダンスをさせる営業は風俗営業（3号）として規制されており、午前零時以降の営業が禁止されている。コンプライアンス意識の高い優良企業は参入しにくく、結果として店舗周辺的生活環境が悪化したり、ダンス産業の成長が阻害されている。また、どのようなダンスが風俗営業に該当するのかは、警察庁や都道府県公安委員会が個別に判断することとされているが、判断の基準が明確でないため、深夜以外の飲食を伴

うダンスをさせる営業（昼間のダンスイベント等）を行おうとする事業者にとって負担が大きい。

したがって、飲食を伴いダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第3号に掲げる営業）について、風俗営業から除外することや現在の営業時間に関する規制を緩和することを含め、その規制の在り方について、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

b 飲食無し営業の規制対象除外【平成26年度検討・結論、結論を得次第措置】

飲食を伴わないダンスをさせる営業は風俗営業（4号）として規制される。およそ風営法の規制目的からは規制対象とは考えられないようなダンス教室等も該当し、国民の意識や営業実態と乖離した規制となっているとの指摘がある。

したがって、飲食を伴わないダンスをさせる営業（風営法第2条第1項第4号に掲げる営業）について、風営法第2条から除外することについて、外部有識者の意見を聴取するなどして検討を行い、結論を得る。

c 規定の整備【平成26年度検討・結論】

風営法上の1号営業（ダンス+飲食+接待）は、2号営業（飲食+接待）に必ず含まれるにもかかわらず、風営法上では別の営業として扱われている。

したがって、風営法第2条第1項第1号に掲げる営業を第2条第1項第2号に掲げる営業に含めて規制することについて検討を行う。

イ 食料品アクセス環境の改善【平成26年措置】

飲食店営業など公衆衛生に与える影響が著しい営業で政令で定めるものは、都道府県が条例で必要な基準を定めなければならない。またそのような営業を営もうとする者は都道府県知事等の許可を受けなければならない。食品の移動販売についても上記に該当するが、許可申請を行うに当たり、申請書が統一されていない、また、ガイドライン（自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について）が時代に合っていないなど、許可手続きや基準の改善を求める声がある。買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売が円滑に実施できるよう、申請書の統一や取扱要領の見直しを行うべきである。

したがって、買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売に係る許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成26年中に措置する。

ウ 不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者の銀行による子会社化の解禁【平成26年度検討・結論】

銀行の子会社の業務範囲は銀行法第16条の2第1項各号及び銀行法施行規則第17条の3に列挙される業務に限られ、不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイザー業者を子会社にすることはできない。主要行等向けの総合的な監督指針(V-3-3-1(2)(3)ロ)により、銀行の子会社が営む投資顧問業務において、その投資助言の対象に不動産を含むことができない。銀行の子会社による本業務の取扱いを許容することにより、総合的な資産運用に係るアドバイザー・サービスの提供を促進することが、利用者利便の向上の観点から適当である。

したがって、金融資産のほか不動産を含めた資産運用アドバイザーに対する顧客からのニーズ等を踏まえ、不動産投資助言を銀行の子会社業務範囲とすることについて検討を行い、結論を得る。

⑤エネルギー・環境分野における規制改革

ア 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入

a 抜油後の容器等の処理促進のための仕組み【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

PCB 処理への国民の理解が得られず 30 年間に渡って処理ができなかった歴史を教訓として、安全な処理に対する社会的要請を満たし、違法なルートからの市場への流入を防止するため、微量 PCB 汚染廃電気機器等は、廃棄物の処理および清掃に関する法律により特別管理廃棄物に指定され、PCB 特別措置法に基づきその無害化処理が行われている。

一方で、「(当該機器に使われている) PCB 汚染油」と、「抜油後の容器等」との区別なく無害化処理の対象とされているが、「抜油後の容器等」に残存する PCB の絶対量はごく僅かであるにもかかわらず、油の基準と同様の取扱いとされ、リスクに見合った処理負担となっていないため、「抜油後の容器等」のリスクに見合った合理的な処理対象基準の設定ならびに当該対象基準以下のものに対する合理的な処理の仕組みを導入すべきとの指摘がある。

したがって、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理のうち「抜油後の容器等」について、当該機器を保有する事業者等を含む官民連携の下、PCB の残存量や濃度(リスク)に応じた、社会的受容性や PCB 処理全体との整合性のある、より合理的な処理対象基準や処理の仕組みの実現に向けて、「抜油後の容器等」に係る環境リスク、使用する処理技術、適切な管理方法等に関する検討を開始する。

b 使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み【平成 26 年度措置】

使用中の微量 PCB 含有電気機器について、電気事業法に基づき PCB 電気工作物として届け出る必要があるが、現行の制度においては、無害化技術の活用によって当該電気機器に含まれる PCB 濃度を低減し基準以下となった場合でも、PCB 電気工作物としての規制の対象外とすることができない。また、当該機器が廃棄物になった際は廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物として規制される。このため、無害化処理後の使用中機器について合理的な取扱いの仕組みを導入すべきとの指摘がある。

したがって、使用中の微量 PCB 含有電気機器(以下、「使用中機器」という。)について、使用中機器を所有する事業者等を含む官民連携の下、環境省による評価が終了した課電自然循環洗浄法等の浄化技術を使用して PCB を無害化する場合の、環境保全と電気保安を確保した浄化手順の明確化を図る。また、使用中に無害化処理した機器の電気事業法令上の取扱いの明確化及び廃棄段階での処理済機器の廃棄物処理法令上の取扱いの明確化を図る。

イ 多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し【平成 26 年度検討・結論】

河川法では、多目的ダムにおける河川管理施設とその他工作物(発電所等)の管理の方法について、それらの所有者である自治体、発電事業者、用水関係者等が協議して決めることとなっており、協議の結果、洪水吐ゲートによる治水操作等については、発電事業者は、その管理権限を持っていないのが実態である。しかし、電気事業法では、洪水吐ゲート等の共同施設も電気工作物と見なされるため、発電事業者には、その管理権限がなくても電気事業法上の工事計画の届出や安全管理審査等が求められており、管理実態にあった法制度になっていない。

したがって、河川法第 17 条の規定に基づき、関係者で協議して管理の方法を別に定めている場合であって、発電を行う者(電気事業者等)が主たる管理者でない場合については、要望者からのヒアリング等を行い、電気事業法の手続の簡素化等を検討し結論を得る。

ウ 食品リサイクル法の見直し【平成 26 年度検討・結論】

食品リサイクル法については、対象が食品関連事業者となっているが、実際にリサイクルを推進するためには、都道府県、市町村等の自治体の協力は不可欠である。食品リサイクル法に関し、各自治体（都道府県・市町村）の役割を明確にすべきである。

したがって、現在、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の合同会合において行われている食品リサイクル法の施行状況の点検の中での地方自治体の役割に係る議論を踏まえ、例えば地域における食品廃棄物の発生状況等を国がきめ細かく把握し、地方自治体と共有する等して、国、地方自治体等が連携して一層食品リサイクルを推進するよう、検討を行い、結論を得る。

⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革

ア 金融機関に対する取引照会の一元化

a 国税に係る調査等における照会文書の用語・書式の統一化【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会は、口頭または書面で行われる。照会文書のフォーマットに関しては、法令上の規定がないため用語・書式が統一されていない。

したがって、金融機関等に対してヒアリングを行い、国税に係る調査等に関する照会文書の照会事項については、用語を統一する。書式の統一についても、取引照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整し、実施する。

b 国税に係る調査等における取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会では、帳簿書類（その写しを含む。以下同じ。）の提示・提出を要請されることがある。帳簿書類の提示・提出の方法については、法令で規定されていないが、帳簿書類を郵送で提出する際の返信用封筒として、長形 3 号の普通郵便用封筒が同封されることが多い。一方で、帳簿書類の提出枚数が多く、長形 3 号の封筒に収納できない事例が多いとの指摘がある。

したがって、金融機関等に対してヒアリングを行い、取引照会に係る回答文書の提出枚数が多い場合には、以下の対応等を実施することにより、郵送における不備を改善する。

- ①返信用封筒として、適切なサイズの封筒を同封する。
- ②着払いによる特殊取扱の郵便で対応する。

c 国税に係る調査等における取引照会の回答の電子媒体による提出【平成 26 年度措置】

国税に係る調査等における金融機関等に対する取引照会では、帳簿書類（その写しを含む。以下同じ。）の提示・提出を要請されることがある。帳簿書類の提示・提出の方法については、法令で規定されていないが、電磁的記録による提出について認められなかった、という指摘がある。

したがって、国税に係る調査等に関する取引照会の回答においては、電磁的記録による回答も認められることを各国税局・税務署に周知徹底し、光ディスク（CD-R、DVD）等の電子媒体での提出を受け付ける。

d 地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化【平成 27 年度措置】

地方税の課税・徴収における金融機関等に対する取引照会は、口頭または書面で行われる。照会文書の書面のフォーマットには法令上の規定がないため、各自治体に委ねられ

ており、用語・書式が統一されていない。

したがって、地方税に関する取引照会については、国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また、検討結果についても連絡するよう要請する。

①照会文書の依頼事項に関する用語

②照会文書の書式（照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上）

e 捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化【平成 27 年度措置】

捜査に関する取引照会について、公務所又は公私の団体に対し、捜査関係事項照会書により必要な事項の報告を求めることができる。照会文書は各都道府県警察における規定書式を使用するため、用語・書式が統一されていない（以前から要望のあった事業者に対しては、照会文書様式の統一化について取組を行ったところ。）。

したがって、捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続きの簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。

f 生活保護の決定・実施に関わる照会文書の書式の統一化【(i)については平成 26 年に結論を得、平成 27 年以降順次措置、(ii)については継続的に実施】

生活保護の実施機関・福祉事務所は、金融機関に対して、生活保護の決定・実施のために必要な報告を求めることができる。各福祉事務所から送付される調査のための照会文書の用語・書式は、「生活保護法施行細則準則について」（平成 12 年 3 月 31 日付け社援第 871 号厚生労働省社会・援護局長通知）で定められている標準様式があるものの、各福祉事務所によって書式が異なることや、事案毎に照会する内容が異なること等から、書式が統一的ではなく、金融機関の負担となっているとの指摘がある。

したがって、生活保護の決定・実施に関わる取引照会について、金融機関及び地方自治体に対してヒアリングを行った上、(i) 以下の統一化について検討し、必要な措置を講じ、周知する。(ii) また、周知後には定期的にフォローアップを行う。

①照会文書の依頼事項に関する用語

②照会文書の書式（照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上）

イ 信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和【措置済み】

銀行が信託契約代理業を営む場合、内閣総理大臣の登録を受けるため、登録申請書を提出する必要があるが、この申請書の記載事項に役員の兼職状況がある。この申請書は、記載事項に変更があった場合、2 週間以内に変更の届出を行わなければならないため、信託契約代理店において役員の兼職を確認するための事務負担が生じている。

したがって、銀行等が信託契約代理業を営む際の登録申請に役員の兼職状況の記載を不要とするための必要な措置を講ずる。

ウ 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）【平成 26 年度検討・結論】

同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に認可が必要となる。保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がないと思料されるため、認可を不要とするべきである。

したがって、兼務による弊害防止、保険会社の業務の健全性確保に留意し、保険会社グループの実態を見極めつつ、認可手続の簡素化について検討を行い、結論を得る。

エ 保険会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和【平成 26 年度検討・結論】

従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、①子法人等、関連法人等、及び、②当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大すべきである。

したがって、従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討を行い、結論を得る。

オ 外貨定期預金（1年物）の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し【平成 26 年度検討・結論】

預入期間 1 年物の外貨定期預金について、技術的なシステム仕様から預入期間が暦年ベースで 1 年を数日超える可能性があるが、数日超えることでも法定書面の送付が必要となる。物理的に暦年ベースで 1 年を超えるケースでも、「同一内容の特例」を適用し、法定書面の交付省略を許容すべきである。

したがって、自動継続の契約の実態を踏まえ、自動継続契約の日が休日などの理由により、契約締結前交付書面の交付の日が前回から 1 年を超えた際の契約締結前交付書面の交付の要否について、検討を行い、結論を得る。

カ 臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和【平成 26 年度検討・結論】

銀行法第 16 条において、臨時の休止及び業務の再開において、届出書の提出、公告、当該営業所の店頭掲示が求められる。銀行法施行規則第 17 条第 4 項第 4 号に規定される「休業期間が 1 営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合」においても、一を経過するまで業務再開時の店頭掲示を行わなければならない。

したがって、銀行の臨時休業等における業務の再開に係る掲示の在り方について、規制の趣旨を踏まえ、休業期間に応じた店頭掲示期間の見直し等の検討を行い、結論を得る。

キ 連結決算状況表等の提出期限の緩和【平成 26 年度検討・結論】

銀行は、決算期ごとに当局宛てに決算状況表・連結決算状況表を提出しており、提出期限は、(1)単体が期末日経過後 45 日以内、(2)連結が期末日経過後 55 日以内又は決算発表日の前日のいずれか早い日、とされている。多くの地方銀行は、東証等からの決算発表早期化の要請を受け、期末日経過後 40 日前後に決算発表を行っている。このため、決算状況表・連結決算状況表、決算短信及び決算説明資料の提出期限がほぼ同時期となり、資料の作成負担が一時期に集中している。銀行監督上求められている連結決算状況表等の提出期限を緩和すべきである。

したがって、銀行の連結決算状況表等の提出期限について、監督指針に基づく報告等の見直しの枠組みの中で検討し結論を得る。

ク 公開買付規制における株券等所有割合の計算方法の見直し【平成 26 年度検討・結論】

株券貸借取引に係る株券等について、貸主は引渡請求権を有するため、当該株券貸借取引に係る株券等は公開買付規制における「株券等所有割合」に算入される。証券会社はその業務として行う株券貸借取引には、通常、会社の支配権に影響を与えようとする意図はなく、

また、転貸した株券等については、議決権の行使も不可能であることから、公開買付規制における、「株券等所有割合」の計算の基礎となる株券等の範囲から株券貸借取引に係る株券等を除外すべきである。

したがって、公開買付規制において、潜脱的な取引を防止する観点から、引渡請求権を有する株券等については株券等所有割合に算入することとされている規制の趣旨を踏まえつつ、「株券等所有割合」の計算の基礎となる株券等の範囲から株券貸借取引に係る株券等を除外することについて検討を行い、結論を得る。

ケ 「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略【平成 26 年度検討・結論】

「公開買付けによる買付け等の通知書」の様式における押印について、既に、電磁的方法により当該「通知書」を提供するときは公開買付者の押印の省略が許されており、電磁的方法によらない場合であっても押印を求める意義は乏しいと考えられることから、これと同様に省略すべきである。

したがって、「公開買付けによる買付け等の通知書」において公開買付者の押印を求めていることの趣旨を踏まえつつ、当該「通知書」の様式から押印を省略することについて検討を行い、結論を得る。

コ 条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和【平成 26 年度検討・結論】

開示府令第 14 条の 2 第 1 項第 3 号では、発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする販売証券会社等のホームページ等に発行条件を記載する方法を採る場合は、電話等により当該情報を取得したこと等を確認しなければならないとされている。ネット等で情報開示が行われることについて、あらかじめ投資家が確認している場合には、条件決定後の情報取得の確認を不要とすべきである。

したがって、条件決定時における訂正目論見書の交付に代えて、発行体等のウェブページを用いて投資者に発行条件を閲覧させる方法(電話等による閲覧確認を義務付け)について、発行体等の負担軽減と投資者保護のバランスに留意しつつ、一定の場合には電話等による閲覧確認を不要とすることができないか検討を行い、結論を得る。

サ 大規模建築物における CLT の活用のための JAS 規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定【JAS 規格については措置済み。一般的な設計法については、平成 27 年度までに検討、結論を得次第措置】

CLT (※) は欧州で開発された木質材料であり、海外 (主に欧州) においては建築用の構造用部材として使用されているが、国内においては CLT の規格等が無く、建築基準法上での位置付けがないため、大臣認定を取得した場合を除き、CLT を建築物の構造耐力上主要な部分 (壁や床等) に使用することができない。CLT を一般的な建築資材として広く利用するため、JAS 規格及び一般的な設計法に関する基準の整備をするべきである。

したがって、農林水産省にて CLT の JAS 規格を制定する。国土交通省にて CLT を用いた建築物の一般的な設計法を平成 27 年度までに検討し、結論を得次第措置する。農林水産省においても強度データの収集等に協力する。

(※) CLT : ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル

シ 超高層建築物の大臣認定期間の短縮【平成 26 年度上期措置】

高さが 60 メートルを超える超高層建築物は、その安全性について、国土交通大臣の認定

(大臣認定)を受ける必要がある。大臣認定を受けるためには、指定の性能評価機関により事前の審査を受けなくてはならない。現状、性能評価機関にて、委員会や部会の開催も含めた1か月半程度の審査期間を経た後、評価機関での審査資料や性能評価書を添付して大臣認定を申請し、認定までは2か月半から3か月を要している。しかし、既に指定の性能評価機関にて審査を経ていることを踏まえれば、認定まで評価機関と同等の1か月半程度までは短縮可能だと考えられる。

したがって、超高層建築物の大臣認定における審査において、事業者の円滑な申請に資するよう、チェックリストの作成等の対策を講じる。

ス 非常用エレベーターへの機械室を有しないエレベーターの適用【平成26年度検討・結論】

機械室なしエレベーターは、1998年から国内市場に登場するとともに急速に普及し、2012年度新設ロープ式エレベーター設置台数の90%を占めるに至っているが、建物高さが31mを超える際に設置が必要な、非常用のエレベーターにおいては、機械室なしエレベーターが認められていない。

したがって、機械室を有しない非常用エレベーターに必要とされる具体的な措置について検討し、結論を得る。

セ 機械室なしエレベーターの昇降路内温度上昇に関する要件の見直し【平成26年度検討・結論】

機械室なしのエレベーターの駆動装置及び制御器を設ける昇降路において、換気上有効な開口部等の設置を不要とするためには、機器の発熱により駆動装置等の設置場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合とされている。しかし、駆動装置等の設置場所の温度が摂氏7度以上上昇する場合であっても、昇降路が外気温度や日射の影響等を受けず一定温度以下に保たれている場合等については、駆動装置等に悪影響を与えない場合があると考えられるが、この場合であっても換気上有効な開口部等を設置しなければならず、事業者の負担となっている。

したがって、機械室を有しないエレベーターの駆動装置及び制御器の設置場所に換気上有効な開口部等を設けない場合に必要とされる措置について、設置場所の温度が摂氏7度以上上昇しないことによらず、昇降路内の温度の上昇により部品の劣化進行防止や故障発生防止の面から安全性が確かめられた場合について適用できるよう計算又その他の措置による方法を検討し結論を得る。

ソ 既存建築物に係る確認申請及び完了検査の取得手続に係る法整備【平成26年度上期措置】

現状、改修・修繕工事時の確認申請未提出により、手続上の違反建築物となっている建築物は、建築基準法の技術基準に適合しているかどうかは明らかではなく、また完了検査の未受検により、手続上の違反建築物となっている建築物は、交付を受けた確認済証のとおり建築基準法に適合するように適切に工事がなされたかどうかは明らかではなく、施工部分を撤去した上で確認申請を行い、確認済証を交付された後、再施工し、完了検査を受けなければならず、現実的に適法化できない状態になっている場合があるとの指摘がある。これら手続上の違反を有する建築物について、建築基準関係規定への適合性を証明するための手続を整備すべきである。

したがって、既存建築ストックの有効活用や不動産取引の円滑化の観点から、民間機関による検査済証のない建築物の調査について統一的な調査方法を示したガイドラインを策定し、周知する。

タ 建設業許可手続における書類提出の緩和【平成 26 年検討・結論】

建設業許可を取得する際には、4つの許可要件を備えていること、および欠格要件に該当しないことが必要となっている。許可要件のひとつの「誠実性」や欠格要件に該当しないことの証明として、非常勤を含む役員全ての略歴書や身分証明書、成年被後見人・被補佐人でない旨の登記証明書などの書類を提出することが求められている。

したがって、建設業許可申請書類における役員の提出書類について、必要性及び申請者の負担を考慮しつつ、簡素化を検討し、結論を得る。

チ 地方公共団体における住宅附置義務の見直し【平成 26 年度措置】

地方自治体が行う大規模建築物への住宅附置義務・開発協力金制度等について、総務省・国土交通省より、指導要綱及びこれに基づく行政指導の適正な見直しを行うよう地方公共団体に要請したところ、いまだ改善が見られない自治体があるとの指摘がある。

したがって、地方自治体が指導要綱等で定める住宅附置義務や負担金について、住宅や人口の回復状況などを踏まえ、既に役割を終えたものについては、廃止を含め見直しを行うよう要請する。

ツ 主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取扱いの緩和【平成 26 年措置】

「監理技術者制度運用マニュアル」により、技術者と所属建設業者の間には直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要となっている。高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度の適用を受けている者についても、雇用期間によっては常時雇用されている者とみなされず、主任技術者及び監理技術者とできないため、高年齢者の雇用の課題のひとつとなっている。

したがって、継続雇用制度の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されているものとみなすことを監理技術者制度運用マニュアルにおいて明確化する。

テ 高圧ガス認定事業所における検査組織、検査管理組織の長の代理者の選任【平成 26 年度検討・結論】

高圧ガス保安法では、保安統括者等の代理者を選任し、保安統括者等が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその代理者を選任して、職務を代行させることが認められている。一方、同法の認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度においても、検査組織の長及び検査管理組織の長を選任し、省令別表に定める業務が行われており、保安統括者等と同様、疾病等により職務を行うことができない場合も想定されるが、代行が認められていない。

したがって、高圧ガス保安法における認定完成検査実施者、認定保安実施者の認定制度における代理者専任について、検査及び検査体制等、保安管理の実態等について事業者にヒアリング等を行った上で検討し、結論を得る。

ト 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和

貨物自動車運送事業者は原則としてレンタカーを使用することが認められていないが、引越輸送が集中する期間等に限り、引越輸送等にレンタカーを使用することができる。しかし、レンタカーを使用できる用途や期間が限定されていることから、運送事業者のレンタカー使用に対するニーズに応えきれないとの指摘がある。

したがって、以下の規制改革項目を実施する。

a 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和①【平成 26 年度検討・結論・措置】

車検や点検、修理等により車両を使用できない期間における代車としてのレンタカー使用について、事業者ニーズ等を踏まえて検討し、結論を得る。

b 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和②【措置済み】

通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている「百貨店配送貨物等に係る自家用自動車の有償運送の許可」について、「百貨店配送貨物等」に限らず、全ての輸送について対象とする。

c 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③【平成 26 年度検討・結論・措置】

引越シーズンにおいて貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用できる期間を、以下にすることについて事業者ニーズを踏まえて検討し、結論を得る。

- ・引越シーズン 3月1日から4月30日まで

d 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和④【措置済み】

通達「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」において記載されている夏期及び秋期繁忙期に、「各地方運輸局の実情に応じ、一か月から二か月程度の期間を適宜設定する」との規定について、撤廃するよう必要な措置を行う。

e 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和⑤【平成 26 年度措置】

引越シーズンにおけるレンタカー使用の申請方法について、申請書類の合理化を図る等、申請時の負担を軽減するために必要な措置を行う。

ナ 確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化【平成 26 年検討・結論】

確定給付企業年金法第 41 条第 4 項の規定により、同法第 27 条第 3 号に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げの申し出をすることができない。当該者について、支給の繰下げを認めるべきではないかとの指摘がある。

したがって、使用される事業所等が実施事業所でなくなったため資格を喪失した者への脱退一時金の支給の繰下げについて、他実施事業所に繰下利率等の負担がかかる懸念等を踏まえつつ、検討し結論を得る。

ニ 確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金の老齢給付金(一時金)について、資格喪失時から支給開始時までの下限予定利率の上昇により、資格喪失時の一時金額を受け取れないケースが発生しうするため、限額の計算に係る予定利率は、以下(1)(2)に対し(3)を加え、当該予定利率は(1)～(3)※のいずれか低い率とすべきである。

※(1) 前回計算基準日以降最も低い下限予定利率

(2) 老齢給付金の支給開始要件を満たした時の(1)の率

(3) 資格喪失時の(1)の率

したがって、確定給付企業年金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率の取扱いについ

て、利率の変動への対応の要否を含め検討し、結論を得る。

ヌ 制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により本人に一時に支払うことは可能であるが、当該額の企業年金連合会への移換について認めるべきである。

したがって、確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、当該額の企業年金連合会への移換を認めることについて検討し、結論を得る。

ネ 既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者の確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換【平成 26 年度検討・結論】

確定給付企業年金又は厚生年金基金の中途脱退者は、確定拠出年金法第 2 条に規定する企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を取得したときに、確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができることとされている。一方、既に企業型年金加入者又は個人型年金加入者である中途脱退者については、脱退一時金相当額の移換を申し出ることができないが、当該者についても移換を申し出ることが可能とすべきである。

したがって、確定給付企業年金について、脱退一時金相当額を移換することを可能とすべく検討し、結論を得る。

ノ 確定拠出年金運営管理機関の変更届出事項の簡素化【平成 26 年度検討・結論】

確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは、変更日から 2 週間以内に主務大臣に届け出ることとされている。この中で、法人の場合、役員の名・住所に変更が生じた場合には変更届出を行うことが求められているが、事務負担の削減を鑑み、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど、金融機関の届出事項の簡素化を図るべきである。

したがって、確定拠出年金運営管理機関の変更届出について、運営管理機関の状況を把握する必要性を踏まえつつ、「法人を代表する役員」のみを変更届出の対象とするなど届出事項の簡素化を検討し、結論を得る。

ハ 確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続簡素化【平成 26 年度検討・結論】

現状の確定給付企業年金法施行令第 49 条第 2 号に定める個人単位の権利義務移転・承継については、発生の都度、認可承認申請を行うこととなる。認可申請には、事業主・労働組合等の同意に加え、基金型での代議員会での議決等の手続が必要となり、更に給付減額が伴う場合は、減額に係る同意も必要となる。

したがって、確定給付企業年金制度での個人単位の権利義務移転・承継での手続について、あらかじめ定めた特定の企業年金制度間での権利義務移転・承継である場合は発生の都度の認可申請は不要とするなど、手続の簡素化について検討し、結論を得る。

ヒ 確定拠出年金における運用商品除外手続の緩和【平成 26 年度検討・結論】

現在、確定拠出年金法第 26 条において、運用の方法を除外する場合、原則として、当該運用の方法を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負荷から、運用の方法の除外はほとんど実施

されていない。

したがって、確定拠出年金制度における商品の除外手続において、全員の同意から労働組合等との合意に代えることについて、加入者等の受給権保護の観点を踏まえつつ、検討し結論を得る。

フ 確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化【平成 26 年度措置】

企業型年金の規約の変更等に係る手続は、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならないが、届出で足りる範囲は限定的となっている。

したがって、確定拠出年金の変更等の手続において、企業型年金を実施する事業主の事務費に係る事項等を軽微な事項とする等、申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。

ヘ 厚生年金基金から他の企業年金制度への移行促進【措置済み】

厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、一部の健全な基金を除き、厚生年金基金は解散又は他の企業年金制度へ移行することとされた。同法においては、各事業所が上乘せ部分の給付を継続していくための支援策として、各事業所が残余財産を他の企業年金制度等に移行できるよう措置されたが、基金の実施事業所の多くが中小企業であることを考えれば、現行の企業年金制度の設立・運営手続の更なる簡素化及び簡易な手続で設立できる企業年金制度の実現が求められる。

したがって、確定給付企業年金、確定拠出年金における規約の変更に係る手続要件の緩和、受託保証型確定給付企業年金の適用対象の拡大等を行う。

ホ 確定給付企業年金における承認・認可申請手続の簡素化【平成 26 年度措置】

確定給付企業年金の規約の変更等に係る手続は、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならないが、届出で足りる範囲は限定的である。

したがって、確定給付年金の変更等の手続において、確定給付企業年金の給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法に関する事項（ただし、労働協約等の変更により確定給付企業年金法第 27 条に規定する加入者資格の喪失の時期が変更になる場合その他の軽微な変更に関し、給付の減額に係る部分を除く。）等を軽微な事項とする等申請を要する範囲の見直しを行い、届出制とする。

マ フェムトセル基地局の電波法関係法令届出の効率化【措置済み】

フェムトセル基地局は、簡易な操作であっても、その操作を携帯電話事業者以外の者が行う場合は、その旨を届け出ることが必要となっている。また、包括免許を受けたフェムトセル基地局において、開設等を実施した際には、開設日・設置場所・製造番号等を 15 日以内に届け出る必要がある。

したがって、事業者の負担を軽減する観点から、各総合通信局等において、フェムトセル基地局開設等届出を随時受けることについて周知・徹底する。

ミ 航空機登録記号の変更【平成 26 年度検討・結論】

航空機登録制度において、航空機登録の変更申請については、登録記号等の変更について法令上の定めがない。

したがって、航空機登録制度における航空機登録記号の変更について、登録記号を使用する安全管理に係る諸業務への支障、財産的権利の保全の観点からの支障等を見極めた上で検討し、結論を得る。

ム 外国人技能実習制度の見直し【措置済み】

技能実習制度は日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的とした在留資格で、最長3年滞在することが可能である。技能実習期間（1号及び2号、合計3年）が終了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため、更に2年程度の技能実習を可能とする制度を創設すべきである。

したがって、法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」の分科会において、制度適正化のための施策とともに、例えば、優良な受入れ機関については、一定の要件を満たす技能実習生が、従来より一段高い技能等を修得するために、再技能実習を認めることや技能実習期間を延長すること等の施策について、国際協力に資する観点から検討し、平成26年6月、制度の見直しに関して一定の方向性を出す。

4 農業分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農業者の高齢化や次代の後継者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業を巡る環境は危機的状況にあると言える。

こうした中であっても、これらの課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を超えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。

農地中間管理機構の創設を、国民の期待に応える農業改革の第一歩とし、その上で、農業委員会、農地を所有できる法人（農業生産法人）、農業協同組合の在り方等に関して、これら3点の見直しをセットで断行していく。

①農地中間管理機構の創設

農業者の高齢化等の現下の農業をめぐる深刻な環境を踏まえ、農地中間管理機構は、農地を集積・集約し大規模な生産性の高い農業の実現、新規参入等の促進を図る。

②農業委員会等の見直し

農業をめぐる社会経済の構造変化に対応して、農業委員会は、遊休農地対策を含めた農地利用の最適化に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図る。

残された時間的な猶予は少ない中で、農地利用最適化推進委員（仮称）を新設するなど農業委員会の実務的機能の強化を図る。

③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ。

さまざまな担い手による協働の中から地域農業の多様な経営・技術の革新と付加価値の拡大を図り、新分野の価値の創出と企業化を推進する。

④農業協同組合の見直し

各農協がおかれた環境は、地域によってさまざまであるため、中央からの共通の指導に基づくのではなく、地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入できるように、抜本的に見直す。

各農協が、不要なリスクや事務負担を軽減して、経済事業の強化を図るとともに、各農協が、時代の変化に対応し、6次産業化にリーダーシップを発揮し、農業者に最大の利益を還元できるよう経営に精通した者を積極的に登用し、執行体制を整える。

このため、今後5年間で農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以下の方針に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

政府は、以下の改革が進められる法整備を行うものとする。

(2) 具体的な規制改革項目

①農地中間管理機構の創設【措置済み】

競争力ある農業、魅力ある農業、農業の成長産業化を実現するためには、国、都道府県及び市町村それぞれの権限と責任を明確にし、役割分担を明らかにした上で、関係者が目標と政策課題を共有し、新規参入者を含め地域が一体となり、意欲ある多様な担い手への農地集積と集約化を公平・公正に促進していくことが重要である。

政府においては、こうした基本的考え方に立って、農地を集約し大規模な生産性の高い農業を実現すること、新規参入の促進を図ること等を目指した農地中間管理機構の制度化を図るべきである。

したがって、農地中間管理機構の創設に際しては、以下の諸点を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律を提出する。

- ・ 国、都道府県及び農地中間管理機構の権限と責任の明確化
- ・ 農地中間管理機構の機能にふさわしい体制
- ・ 既存の制度の整理・合理化
- ・ 事業目的に資する農地の借受け
- ・ 貸主に対する財政的措置の在り方
- ・ 農地中間管理機構が貸付先を決定する公正な貸付けルールの明確化
- ・ 農地中間管理機構の職務執行を監視・監督する機関の設置
- ・ 農地中間管理機構の業務の再委託の禁止

②農業委員会等の見直し

ア 選挙・選任方法の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

現在の農業委員については、名誉職となっているのではないかと、兼業農家が多いのではないかと等の指摘がある。

したがって、農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えることとする。これに伴い、市町村長は、農業委員の過半は認定農業者の中から選任し、また、利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとする。

また、機動的な対応を可能とするため、農業委員は現行の半分程度の規模にする。

さらに、女性・青年農業委員を積極的に登用する。

なお、委員にはその職務の的確な遂行を前提としてふさわしい報酬を支払うよう報酬水準の引き上げを検討するものとする。

イ 農業委員会の事務局の強化【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

現在の平均的な農業委員会事務局職員数は約 5 人であり、その約半数が市町村内部部局との兼任となっており、農業委員会の実務的機能の強化を図る上で、現在の事務局体制では必ずしも十分ではないという指摘がある。

したがって、農業委員会の事務局については、複数の市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化の実施などにより業務の円滑な実施ができるよう体制を強化する。

ウ 農地利用最適化推進委員の新設【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業生産・経営の基礎的な資源としての農地は減少傾向にあり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけられない状況が続いており、農業委員会の業務の一部である耕作放棄地の調査・改善指導など、農地の監視活動の強化を図るべき等の指摘がある。

したがって、農業委員会の指揮の下で、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の

支援を推進する農地利用最適化推進委員（仮称）の設置を法定化する。

なお、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。農地利用最適化推進委員は、地域の実情に応じて必要数を選任し、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。

エ 都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業委員会は、自らの置かれた環境に応じ自主的・主体的に責任をもってその業務に取り組むことを基本とすべきである。

したがって、農業委員会の見直しに併せて、都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、農業委員会の連絡・調整、農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業、農地利用最適化の優良事例の横展開等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する新たな制度に移行する。

オ 情報公開等【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

農業委員会については、農業委員会と関わるのが少ないことや外部の人間の目に見える活動が少ないことなどから、その活動が見えないという指摘がある。

したがって、農業委員会は、その業務の執行状況を農業者等の関係者に分かりやすくタイムリーに情報発信するものとする。

また、農業委員会は、農地の利用状況調査を毎年、確実にを行い、農地ごとにその利用状況を公表する。

農林水産省及び都道府県農政部局は、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を行い、農業委員会に対する適切な助言、支援等を行う。

カ 遊休農地対策【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

耕作放棄地が増加している現状や、今後、域外参入者や農外企業を含め多様な担い手の参入が予想されることを踏まえ、農地の保全について取組を一層強化する必要がある。

したがって、農業委員会は、農地の利用関係の調整、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の業務を着実に実施するものとするほか、農地中間管理機構が必要に応じて農業委員会に対して利用意向調査の実施を促す仕組みをつくる。

キ 違反転用への対応【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

都道府県知事等は、違反転用者に対し農地への原状回復を促す指導・勧告や処分を行うものとされているが、違反転用に対する処分等が必ずしも十分に行われていないのではないかと指摘がある。

したがって、優良農地の確保の業務を強化することとし、違反転用事案について、権限を有する都道府県知事又は農林水産大臣に対して農業委員会が権限行使を求めることができる仕組みをつくる。

ク 行政庁への建議等の業務の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業委員会は、遊休農地対策や違反転用対策に重点を置き、これらの業務の積極的な展開を図るべきであるという指摘がある。

したがって、農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議等の業務

は、農業委員会等に関する法律に基づく業務から除外する。

ケ 転用制度の見直し【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

農地転用制度について、現行の要件が農業の 6 次産業化や営農に必要な施設の設置等に支障となっているとの指摘がある。

したがって、植物工場、販売加工施設など農業の 6 次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から見直しを行う。

コ 転用利益の地域の農業への還元【平成 26 年度検討開始】

農地が国民のために限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることに鑑み、地域における農地の適切な保全を図りつつ、農地流動化を促進する必要がある。

したがって、農地流動化の阻害要因となる転用期待を抑制する観点から、転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について中長期的に検討を進める。

③農地を所有できる法人の見直し

ア 役員要件・構成員要件の見直し【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業生産法人の制度は、長年にわたり耕作に従事してきた農業者の豊富で有益な経験と、新しい世代や異なる地域・業種の知恵・技術・ノウハウとをつなぐ観点から、その充実・拡充が検討されるべきである。この点について、現行の農業生産法人の要件については、事業規模拡大に十分に対応できるか、農業者の資金調達手段を狭めていないか、その制度が現場に携わる者にとって簡素で分かりやすいものになっているか等の観点から所要の改善が求められる。

したがって、現行の農業生産法人制度に係る改善を図るため、以下を内容とする農地法の改正案を次期通常国会に提出する。

a 役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。

※ リースの場合における役員の実質的要件についても同様に、役員又は重要な使用人とする見直しを行うものとする。

b 構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないものとする。

イ 事業拡大への対応等【原則として「農地中間管理事業に関する法律」の5年後見直しに併せて措置】

事業拡大を進める意欲的な法人にとって、農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件が成長の壁となっているとの指摘があり、諸般の状況変化に応じて適切に見直しが必要とされていくべきである。

したがって、更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。

④農業協同組合の見直し

ア 中央会制度から新たな制度への移行【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

単協は、自立した経済主体として、適切なリスクを取りながらリターンを大きくしていくこと、生産資材等について全農・経済連と他の調達先を徹底比較して最も有利なところ

から調達して事業運営を行っていくこと等を通じて、それぞれの創意工夫で積極的に事業運営を行うことが期待されている。

こうした中で、単協が全農・経済連を通じて取引をするかどうかは単協の選択に委ねるべきこととされ、各単協の自由な経営を制約しないことが求められている。

また、中央会制度については、昭和29年に、危機的状態に陥った農協経営を再建するための強力な指導権限をもった特別の制度として導入されたものであり、中央会自らは経済活動を行っていないところ、既に農協は約700(中央会発足時は1万超)となっており、JAバンク法に基づき信用事業については農林中金に指導権限が付与されているなど制定当時から状況は大きく変わっており、各単協の自由な経営を制約しないことが求められている。

今後は、単協が地域の多様な実情に即して主役となって独自性を発揮し、自主的に地域農業の発展に取り組むとともに、中央会が単協の自由な経営を制約しないようその在り方を抜本的に見直す必要がある。こうした中で、中央会は、新たな役割、体制を再定義することが求められる。

したがって、農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。

- ・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。
- ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。

イ 全農等の事業・組織の見直し【平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業者の利益増進に資するためには、全国農業協同組合連合会(全農)・経済農業協同組合連合会(経済連)が株式会社化して経済界との連携を迅速に行うとともに、単協の農産物の有利販売を積極的にサポートし、グローバル市場における競争も含めたバリューチェーンの中で大きな付加価値を獲得してることが望まれる。

したがって、全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。

その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方をつめ、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。

ウ 単協の活性化・健全化の推進【平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

農業者の組織として活動してきた農協は、時代の変化の中で、農業者でない准組合員の増加、信用事業の拡大など、農協法の制定当時に想定された姿とは大きく異なる形態に変容を遂げてきた。単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、単協の活性化・健全な運営を推進する必要がある。

したがって、単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク

法に規定されている方式（農林中央金庫（農林中金）又は信用農業協同組合連合会（信連）に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式）の活用の推進を図る。

あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。

全国共済農業協同組合連合会（全共連）は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。

また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。

さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。

- ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。
- ・生産資材については、全農等と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。

エ 理事会の見直し【平成 26 年度検討・結論】

農協法では、単協において、定数の 3 分の 1 までは正組合員以外の者を理事に選任することが可能であるが、実際には、正組合員が多くを占めており、必ずしも担い手農家の意思が十分に反映されず、経営ノウハウの活用能力も不十分であるとの指摘がある。例えば、製造業、流通業の生産管理、購買管理、グローバル担当、営業、知財管理、経営管理等の役員経験者で地域になじみや所縁のある者を積極的に登用し、農協の体制強化を図り、攻めの農業の新時代に対応することが求められる。

したがって、農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。

併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。

オ 組織形態の弾力化【平成 26 年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す。ただし、農林中金・信連・全共連は平成 26 年度検討開始】

組合員や地域住民のニーズが変化する中、農協がこれらのニーズに応えるためには、必ずしも現在の規模・形態を維持するのではなく、組織の分割や再編、株式会社等、他の形態に転換して事業を行う方がより組合員の利益に資する場合も存在するとの指摘がある。

したがって、単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。

なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社（株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要）に転換することを可能とする方向で検討する。

カ 組合員の在り方【平成 26 年度検討開始】

農協は農業者の組織として活動してきたが、時代の変化の中で、農業者でない准組合員の人数が正組合員の人数を上回り、信用事業が拡大するなど、農協法制定時に想定さ

れた姿とは大きく変容しているとの指摘がある。

したがって、農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。

キ 他団体とのイコールフットイング【平成 26 年度検討・結論】

従来から農協が行政の代行的業務を担うケースが存在するが、民間組織である農協の在り方として問題ではないかという指摘がある。

したがって、農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。

5 貿易・投資等分野

(1) 規制改革の目的と検討の視点

世界の市場は新興国を中心に急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げている。こうした中、積極的に世界市場に展開を図っていくとともに、対内直接投資の拡大等を通じて世界のヒト・モノ・カネを日本国内に惹きつけ、世界の経済成長を取り込んでいくことは、我が国の経済成長を実現する上で必要不可欠である。

貿易・投資等分野においては、こうした国益に資する観点から、輸出入や対内外直接投資を促進するための諸課題について検討を行った。具体的には、①対日投資促進、②空港規制の緩和、③外国法事務弁護士制度の見直し、④相互認証の推進、⑤輸出入の円滑化・通関手続の合理化、⑥入管政策の改定、⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し、⑧貿易に係る物流の効率化、の8つの検討項目を設定し、これらについて以下のとおり個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

①対日投資促進

対日投資の拡大は、技術や経営ノウハウ、人材などの流入により、我が国の生産性の向上や雇用の創出に貢献するなどの効果があり、日本の経済成長実現のためには不可欠である。こうした観点から、対日投資の阻害要因となり得る規制や制度を見直す。

具体的には、日本に住所を有しない外国人のみが代表者となって、日本において外国企業の子会社等を設立することができるよう、会社関係法制や関連通知を見直す。同時に、日本に新会社等を設立する意思のある外国人について、登記事項証明書がなくても入国できるようにする。

また、対日投資に伴う人材の受入れを促進する観点から、在留資格認定証明書の申請手続を柔軟化する。

さらに、社会保険料の二重負担が外国人の離日の契機となるとの指摘もあることから、二国間の社会保障協定の締結に向けた取組を推進する。

②空港規制の緩和

ヒトやモノの国際的な移動を円滑化するためには、空港の利便性の向上が不可欠である。こうした観点から、東京国際空港における発着回数の上限值を増加させると同時に発着回数の柔軟化を導入する。また、首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。

③外国法事務弁護士制度の見直し

今後、輸出入や対内外直接投資の増加に伴い、国際的な法的需要も増加が見込まれる。これに適切に対応するため、外国法事務弁護士がこうした需要に的確に対応して活動することができるよう、その制度的基盤を整備する。

具体的には、外国法事務弁護士制度について、承認についての職務経験要件の基準等に係る検討会の設置、外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備などの取組を行う。

④相互認証の推進

輸出入の円滑化、諸外国とのイコールフットイング等を踏まえると、各種の規制等ができるだけ国際的に調和のとれたものとなることが望ましい。こうした観点から、国際基準の動向を踏まえ、我が国での安全性等に配慮しつつ、各国・地域との相互認証を推進する。

具体的には、まず多国間協議等で国際基準が検討されている分野においては、日本政府としてこうした多国間協議等に積極的に参加し、国際的な調和の推進を図る（例えば医療機器

における IMDRF（国際医療機器規制当局フォーラム）、動物用医薬品における VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）。また、国際基準が決まったものについては、速やかな国内導入に向けて検討する（例えば自動車の燃費・排ガスの測定に係る WLTP（乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法））。

さらに、日本の規制が諸外国に比べ厳しい場合は、諸外国の例を参考に、必要な見直しを行っていく（例えば家庭用品の品質に係る表示内容、食用動物に用いられるワクチンの使用制限期間の設定）。

⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化

輸出入を促進するためには、適正かつ公平な関税等の徴収や安全・安心な社会の実現に配慮しつつ、事業者の負担をできるだけ軽減することが望まれる。こうした観点から、通関手続を合理化・簡素化するための取組を推進する。

具体的には、輸出入業者の手続の簡素化につながる取組（例えば化粧品輸入時の添付書類の不要化・簡素化、輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進）や、輸出促進に資する取組（例えば輸出申告内容の船積後修正の簡素化、EPA における自己証明制度の導入拡大）などを行う。

⑥入管政策の改定

グローバル化が進行する中で、我が国の経済活力と潜在成長力を高めるためには、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより訪日外国人観光客の受入れを推進すること、高度な技術や経営ノウハウを持つ高度外国人材を活用すること、が不可欠である。こうした観点を踏まえ、入管政策の見直しを行う。

具体的には、訪日外国人観光客の受入れ推進の面では、訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し、寄港地上陸許可手続の運用改善、トランジット・ビザ発給方法の見直し、クルーズ船入港時の入国審査手続の見直しなどの取組を行う。

一方、高度外国人材の活用の観点からは、高度人材の永住に関する優遇措置の緩和、また、『総合職』に適した在留資格の創設などの取組を行う。

⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し

国内外への投資を増加させるため、金融機関のリスク管理体制及び法令遵守体制に配慮しつつ、国内金融機関の海外業務や国内企業の対外投資、海外からの対内直接投資を後押しするよう金融関連規制の見直しを行う。

具体的には、イスラム金融の銀行本体への解禁、スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加、海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和、保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大といった取組を行う。

⑧貿易に係る物流の効率化

貿易に係る陸運及び海運について、ユーザーの利便性を高められるよう、安全性の確保に配慮しつつ物流の効率化を図るべく関連規制を見直す。

具体的には、コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準を統一し、国内貨物が競争上不利とならないような措置を講ずる。

(2) 具体的な規制改革項目

①対日投資促進

ア 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し

外国企業が日本において外国企業の支店(外国会社)や子会社(内国会社)を設立する際、日本に住所を有しない外国人だけでは設立(法人登記)ができない、法人登記が無いと在留資格がとれないという問題があり、新会社設立の意欲を持つ外国人にとって大きな障害となっているとの指摘がある。

したがって、外国人による起業環境の改善や対日直接投資促進の観点から、以下の取組を行い、こうした障害の除去を図る必要がある。

a 外国会社の登記に関する規制の見直し【平成 26 年度検討・結論】

外国会社が日本において取引を継続しようとする時には、日本における代表者の 1 人以上は日本に住所を有する者でなければならないとされている(会社法 817 条第 1 項)。

これに関し、日本における代表者の中に日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社(支店)の登記を可能とすることについて、諸外国の制度に関する調査の結果等を踏まえ検討し、結論を得る。

b 内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃【平成 26 年検討・結論】

外国企業の子会社を設立する時には、子会社の会社代表者のうち少なくとも 1 名は、日本に住所を有する者でなければならないとされている(「内国株式会社の代表取締役の住所について」(昭和 59 年 9 月 26 民四第 4974 民事局第四課長回答))。

これに関し、代表者の中に日本に住所を有する者がいない場合でも内国会社の設立の登記を可能とすることについて、「内国株式会社の代表取締役の住所について」(昭和 59 年 9 月 26 日民四第 4974 民事局第四課長回答)を廃止した場合の影響を含めて検討し、結論を得る。

c 在留資格取得要件の緩和【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

外国人が外国企業の支店や子会社の代表となるために、在留資格「投資・経営」又は「企業内転勤」を取得しようとする、原則、日本の子会社等の登記事項証明書が必要となる。このため、新会社等の設立の場合は、登記事項証明書を取得できず、当該在留資格が得られない。

これに関し、新会社等を設立する準備を行う意思があることや新会社の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出が無くとも入国を認めることについて検討し、結論を得る。

イ 在留資格認定証明書の申請手続の柔軟化【平成 26 年度検討・結論】

在留資格認定証明書制度は、入国審査手続の簡易・迅速化と効率化を図るためにあらかじめ上陸条件への適合性を審査するものであるが、弁護士等がその申請書類を取り次ぐ際には、申請者たる外国人本人又は代理人が本邦にあることが必要とされている。このため、日本に代理人を持たない外国人が当該申請をする際、「本邦にある外国人」であることを満たすためだけに日本に出張しなければならない、不便であるとの指摘がある。

したがって、在留資格認定証明書制度における代理人について、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認を担保しうるような形で、その範囲を適切に拡大することを検討し、結論を得る。

ウ 外国人労働者の配偶者に係る資格外就労許可の周知【平成 26 年措置】

「家族滞在」の在留資格で入国している外国人労働者の配偶者は、地方入国管理局による資格外活動許可を得て、週 28 時間までは風俗営業等の従事を除き就労することができる(包括的許可)。また、事業所や業務内容など個別の許可を受ければ、これを超える就労も可能である。しかしながら、こうした資格外活動許可の仕組みが十分に周知されていないとの指摘がある。

したがって、「家族滞在」の在留資格で滞在している外国人配偶者であっても、地方入国管理局による資格外活動許可(包括許可)を受ければ、週 28 時間までは風俗営業等の従事を除き就労できること、及び個別許可を取ればこれを超える就労も可能であることを、国内外に周知する。

エ 社会保障協定の締結に向けた取組の推進【平成 26 年度以降継続実施】

日本での滞在期間が老齢年金の受給資格期間(現行 25 年)に満たない外国人については、帰国時に脱退一時金を受け取ることができるが、その上限は 36 か月分までに限定されており、保険料の掛け捨て問題、ひいては 3 年での離日を考える一つの契機となっているとの指摘がある。一方、両国間で社会保障協定を締結している場合、両国間の年金制度への加入期間を通算して、受給資格期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられることとなるため、締結に向けた取組の推進が望まれている。

したがって、日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在期間中の年金保険料の支払いがより老齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。

②空港規制の緩和

ア 東京国際空港の発着枠の拡大【措置済み】

東京国際空港の発着枠には、1 時間あたり、1 クォーター(15 分)あたり、5 分間あたり等の規制値が設けられている。これらは管制処理能力を踏まえて定められたものであり、定時運行に寄与しているものであるが、一方、スライディングスケール(発着回数の組合せの柔軟な設定)の導入・深化等により規制値を部分的に緩和できる余地が残されているのではないかとの指摘もある。

したがって、平成 26 年 3 月末からの 2014 年夏期スケジュールにおいて、昼間時間帯の 1 時間当たりの発着回数の上限值を出発・到着それぞれ 40 回に増加させ、同時に、需要に大きな偏りのある国際線が増加することから、発着回数の柔軟化(スライディングスケールの導入)を行う。

イ 首都圏空港の更なる機能強化【平成 25 年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置】

アジア太平洋地域の経済成長を背景とした航空需要の増加を踏まえ、東京国際空港及び成田国際空港の機能強化を図る取組はこれまでも行われてきたところである。また、観光立国推進会議等により、観光立国の加速に向けた取組が進められているところでもあるが、規制改革に係る産業界からの要請も踏まえ、首都圏空港の更なる機能強化に向けた検討を進める必要がある。

したがって、平成 26 年度中に実現する年間合計発着枠 75 万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。

③外国法事務弁護士制度の見直し

ア 外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置【平成 26 年度措置】

外国法事務弁護士制度に関しては、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法により昭和 61 年から制度化され、法施行以来 5 度の改正が行われてきた。同法第 10 条に規定する「法務大臣の承認の基準」については、法施行以来 2 度の要件緩和が図られており、現行要件では、資格取得国における 3 年の職務経験（うち、我が国で行った労務提供は通算して 1 年を限度として算入可能）が必要となっている。また、同法において、上記要件の他、外国法事務弁護士の職務範囲、責任制度及び共同事業等が規定されている。

職務経験の年数要件については、更なる緩和を求める指摘がある一方、外国法事務弁護士の質的確保の観点及び主要諸外国の状況を踏まえ、年数要件の廃止等については慎重な意見もある。

これについて、増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士制度に関し、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士制度に係る検討会（仮称）を設置する。

イ 外国法事務弁護士の承認・登録手続の透明化【平成 26 年検討開始】

法務大臣の承認により外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。法務大臣の承認に当たって、法務省はその承認手続の手順及び標準処理期間について定めた「承認・指定申請の手引き」をホームページにおいて公開し、透明性の確保を図っている。このことから、日本弁護士連合会においても同様な手法により、登録に当たっての手続の手順及び標準処理期間について透明化等を図り、申請者の利便性を向上すべきとの指摘がある。

したがって、外国法事務弁護士登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。

ウ 外国法事務弁護士の承認・登録手続の簡素化【平成 26 年検討開始】

外国法事務弁護士の承認・登録申請の手続について、これまで法務省及び日本弁護士連合会は申請書類の簡素化等を図ってきた。一方で、申請者側からは依然として承認・登録手続に当たって、長期間を要することや過度な書類の提出を求められるといった指摘がある。

したがって、外国法事務弁護士の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。

エ 外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備【平成 26 年上期措置】

弁護士は法人組織（弁護士法人）によって法律事務を提供することが可能であるが、外国法事務弁護士は法人組織によって法律事務を提供することは認められていない。増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士の活動環境の充実を図っていくため、その制度的基盤を見直す必要がある。

したがって、外国法事務弁護士が法律事務を提供することができる法人組織（外国法事務弁護士法人）の設立を可能とするよう所要の措置を講ずる。

④相互認証の推進

ア 医療機器審査基準の国際統合化

医療機器の QMS に係る「医療機器及び対外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」が国際標準である ISO13485 の内容を包括しているかが不明なため、日本のメーカーが海外に輸出する際に日本の QMS 認証を取得しているにもかかわらず、改めて

ISO13485 の認証を取得する必要がある、負荷となっているとの指摘がある。
したがって、以下の取組を行う。

a QMS 省令の ISO13485 への対応【平成 26 年措置】

「医療機器及び対外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正（新 QMS 省令）に際し、ISO13485 に対応した内容とし、差分を明確にした構成とする。

b QMS 省令と ISO13485 との関係性の明確化【平成 26 年度措置】

「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正（新 QMS 省令）に際し、新 QMS 省令第 2 章が ISO13485 に相当するものであることを明示する文書を和文及び英文で作成し、周知する。

c 国際的調和の推進【平成 26 年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

医療機器の輸出入を促進するため、引き続き、欧米を含む多国間協議の場である IMDRF（国際医療機器規制当局フォーラム）等を通じて協議を行い、国際的な調和の更なる推進に取り組む。

d 輸入事業者の負担軽減【平成 26 年度検討・結論・措置】

海外諸国において ISO13485 の認証を取得している事業者に対する調査については、調査権者の判断により、事業者が ISO 取得の際に用いた資料等を参考にできるようにする方策について検討し、結論を得る。

イ 電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合【平成 26 年度検討・結論・措置】

電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムを設置する際、出力 50W を超える場合には、漏えい電波による他の無線機との混信を避ける等の観点から個別許可が必要とされており、今後のシステム普及に当たっての大きな支障になるとの指摘がある。

また、当該システムに関する法規制等の制度が未整備であり、欧米等における基準の検討を踏まえつつ、国際的に整合のとれた基準作りが課題である。

したがって、平成 27 年のワイヤレス電力伝送システムの実用化に向け、他の無線機器との共用条件や電波防護指針への適合性等の検証を踏まえ、型式確認の導入等の手続の簡素化を検討し、結論を得る。

その際、欧米等における基準の検討の動きと整合性を図るよう努める。

ウ 動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化

a 国際慣行との整合化【平成 26 年度以降継続実施】

日本は VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）のメンバー国であるが、動物用医薬品の審査に当たり日本に独特な要求事項が残存している。とりわけバイオテクノロジーに基づく革新的な動物用医薬品についての日本の規制要件は厳しく、欧州で容易に利用できる製品が日本では往々にして利用できない。このため動物用医薬品の製品承認申請制度について、国際慣行（VICH ガイドラインの適用など）との整合化を進めるべきとの指摘がある。

したがって、引き続き、VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）のメンバー国として全 VICH ガイドラインの新規作成や改正に積極的に参加し、作成されたガイドラインを国内の関係法令に反映させていく。

b 関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化【平成 26 年度継続検討、結論を得次第順次措置】

動物用医薬品の承認審査においては、食品安全委員会による食品健康影響評価、農林水産省による動物用医薬品の承認、厚生労働省による当該医薬品成分の残留基準の設定を各々行なうなど、関係 3 府省が個別に関与しており、承認申請に時間を要している上に、承認時期に関する予見可能性が低いとの指摘がある。

したがって、動物用医薬品の承認審査について、3 府省（内閣府、厚生労働省、農林水産省）の連携を一層密にし、可能な限り各府省における手続を並行して進めるなど、審査期間を短縮する方策について具体的な検討を進める。

エ 自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し【平成 26 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

自動車の燃費や排ガスの試験方法は、各国や地域が独自に設定しており国際的に整合性のとれたものとなっていないため、国・地域毎に異なる方法で試験する必要がある。

これを踏まえ、日本の議論主導のもと、平成 26 年 3 月の第 162 回国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP※）」の世界統一技術規則が採択されたところであり、WLTP の速やかな国内導入が望まれる。

したがって、「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）」の速やかな国内導入について中央環境審議会等で検討し、結論を得次第導入する。

※WLTP: Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedures。WLTP により、一度の試験で複数の国・地域での認証に必要なデータが取得可能となる。

オ 米国、欧州等との航空安全に関する相互承認の推進【平成 26 年度以降継続実施】

航空機の安全性の証明や航空従事者の技能証明等については、航空安全に関する相互承認協定（BASA）を締結することで、我が国との同等性が確認された部分については改めて審査することなく外国の証明を受け入れることが可能となる。しかし現時点では、米国等との間で、航空機材に係る相互承認協定を締結しているのみである。

したがって、米国等との間で、既に締結済みの航空機材以外の分野（乗員資格、整備施設、シミュレーター等）において、相互承認の協議を推進する。また、欧州との間で、相互承認の新規締結に向けた協議を推進する。

カ 電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速

電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準（J 規格）は、国際標準である IEC 規格と整合性をとることとされているが、一部の品目は最新の IEC 規格に整合されていない（例えば AC アダプタに関する J60950-1（H22））。このために、国内外での販売を予定している製品の設計に当たって苦慮することがあるとの指摘がある。

したがって、以下の取組を行う。

a J 規格の最新の IEC 規格への整合化【措置済み】

情報通信機器の J 規格のうち、AC アダプタに関する J60950-1（H22）を含め、最新の国際標準である IEC 規格との整合が図られていないものについて、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループでの議論、パブリックコメント等を踏まえ、IEC 規格に整合させる。

b J規格と最新の IEC 規格の迅速な整合化の推進【平成 26 年以降継続実施】

今後 IEC 規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該 IEC 規格に整合した JIS 等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準（J 規格）に反映させる。

キ 輸入食品等を対象とする検疫時の自主検査頻度の見直し【平成 26 年度検討・結論、平成 27 年度措置】

輸入食品の検疫について、「輸入食品監視指導計画」に基づき、輸入を行う営業者は定期的な自主検査の実施が指導されている。厚生労働省の内規によると定期的とは、原則年 1 回とする運用がなされており、自主検査が輸入を行う営業者にとって過大な負担を伴っているとの指摘がある。

したがって、輸入食品監視指導計画に基づく、輸入食品等の自主検査の実施頻度については、過去の実績等を参考に違反事例が認められず、製造施設の衛生管理状況が保たれている等の食品は自主検査の頻度を緩和し、また、違反が認められる等の食品については指導強化を行うなど、リスクベースでの適切な自主検査の頻度について検討し、結論を得る。

ク 18GHz 帯送信空中線の開口径の規制見直し【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

日本の無線設備規則においては、18GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件として、送信空中線の開口径が 1.2m 以下と制限されている。このため、これよりも大きな開口径を持ちコストが安く済む海外の送信空中線の輸入ができず、また日本製品の輸出についても国際競争において不利な立場に置かれている。

したがって、18GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件のうち、送信空中線の開口径の規制見直しについて検討し、結論を得る。

ケ 特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大

a 防爆構造電気機械器具【労働安全衛生法の一部を改正する法律案の施行までに措置】

防爆構造電気機械器具を輸入する際に、指定外国検査機関が発行する、当該器具が電気機械器具防爆構造規格に適合していることを明らかにする書面を添付することで、国内での実機による試験を省略することができる。

しかしながら、そのような場合であっても、日本の登録検定機関による型式についての検定は必要とされており、相応の期間を要し、設備新設・改造などの大きな妨げとなっているとの指摘がある。

したがって、外国に立地する機関が、防爆構造電気機械器具等の型式についての検定を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、労働安全衛生法の一部を改正する法律案が成立した場合には、所要の措置を講ずる。

b 第一種圧力容器【労働安全衛生法の一部を改正する法律案の施行までに措置】

第一種圧力容器を輸入する際に、指定外国検査機関が発行する、当該容器が圧力容器構造規格に適合していることを明らかにする書面を添付することで、国内での実機による試験を省略することができる。

しかしながら、そのような場合であっても、日本の登録検査機関による検査は必要とされており、相応の期間を要しているとの指摘がある。

なお、製造者は外国において日本の登録検査機関の検査を受けることができ、その場合には日本に輸入する際に検査は不要となるが、日本の登録検査機関が外国に赴いて検

査を実施する必要がある。

したがって、外国に立地する機関が、第一種圧力容器等の検査を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、労働安全衛生法の一部を改正する法律案が成立した場合には、所要の措置を講ずる。

コ 動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大【平成 26 年度継続検討、平成 27 年度を目処に結論、結論を得次第措置】

製造されるワクチンの品質を一定水準に保つための製造体系であるシードロットシステム（※）について、平成 20 年より動物用ワクチンに導入されているところである。

しかし、組換ワクチンは現状ではシードロットシステムの対象となっておらず、当該対象に含めるべきとの指摘がある。

したがって、組換ワクチンへのシードロットシステムの導入のため、品質を確保するための検査方法等の検討を進め、その結果を踏まえて、関係法令に反映させていく。

（※）ワクチン製造工程の上流段階（製造用ワクチン株及び細胞株）での規格や品質検査等を厳格化することにより製品の品質向上及び安定化を図ることで、下流段階（最終製品）での品質検査を合理化する仕組み。これに基づいて製造されたワクチンは、輸入品も含め個別の検定が原則不要となる。

サ 食用動物に用いるワクチンの使用制限期間の見直し【平成 26 年度検討・結論・措置】

食品としての安全性を確保する等の観点から、食用動物にワクチンを用いた場合には、ワクチン接種後に出荷が制限される期間（使用制限期間）が設けられている。しかし、日本の使用制限期間は欧米に比べて大幅に長く設定されているために、革新的で有用なワクチンの使用の妨げになっているとの指摘がある。

したがって、食用動物に用いられるワクチンについて、欧米における使用制限期間の設定の考え方も参考に、使用制限期間の設定を見直す。

シ 家庭用品品質表示の国際整合化

家庭用品に関しては、その品質の表示の適正化を図ることによって、一般消費者の利益を保護するため、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品の 4 部門のうち対象となる 90 品目を政令で指定し、品質表示の方法等について定めがある。

一方で、表示義務がある品目や表示内容は、昨今の製品の多様化・高度化・複雑化や、国内企業・外国企業のグローバル化、一般消費者の品質表示に対する意識の向上などの諸環境の変化を踏まえた適正な制度になっていないとの指摘がある。

したがって、以下の取組を行う。

a 指定品目の見直し【平成 26 年度検討・結論、結論を得次第措置】

政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。

b 表示内容の見直し【平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降平成 28 年度までに順次結論、結論を得次第順次措置】

各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。

ｃ 表示・試験方法の見直し、海外への情報発信【平成 26 年度検討開始、平成 26 年度以降結論を得次第順次措置】

消費者の利益の擁護及び増進の観点の基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法（下位規範を含む。）を英文化する。

ス 家庭用品品質表示の実効性確保【平成 26 年度措置（平成 27 年度以降継続実施）】

家庭用品品質表示法に違反した表示がなされている場合は、罰則の措置等が定められ、業者に対して適正な表示を求めている。一方で、自治体が行う立入検査等にばらつきがあることなどで、市場には法を順守していない製品が流通しているとの指摘がある。

したがって、立入検査の実効性を高め、消費者保護の向上を図る観点から、全国の地方公共団体の立入検査の実態を把握し、執行実績が少ない地方公共団体に対し、執行上のアドバイスなどの支援を行うとともに、そのフォローアップを行う。

⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化

ア 新 KS/RA 制度に係る事業者負担の軽減【平成 26 年度検討開始】

平成 24 年 12 月より、米国の要求に基づき、米国向け旅客便に搭載される航空貨物について、安全性を担保するために、米国と同等以上の航空保安体制で爆発物検査を実施することのできる新 KS/RA 制度が導入された。さらに平成 26 年 4 月より、同制度の対象が、全世界向けの旅客便に搭載される航空貨物に適用拡大されたところ。

荷主及び物流事業者等からは、新 KS/RA 制度の要件（米国と同等以上の保安体制により航空貨物の爆発物検査を行う要件）が厳しすぎるとの指摘がある。

本制度は米国の要求により導入されたものであり、制度の見直しに当たっては米国保安当局との調整が必要となるが、荷主及び物流事業者の負担軽減を図るべく、適宜、主要な荷主や物流事業者等との意見交換を実施しながら、セキュリティの確保に十分配慮をした上で、効率的な検査制度を構築することについて検討する。

イ 輸出申告内容の船積後修正の簡素化【措置済み】

輸出許可後の数量等の申告内容の修正手続について、船積情報登録又は出港予定年月日までに修正する場合にはシステム（NACCS）を使用して行うことができるのに対し、それ以降に修正する場合には所管税関に書類を持参しなければならないなど、対応負担が重いとの指摘がある。

したがって、輸出者が船積後に数量等の申告内容を NACCS で修正を行うことを可能とするよう措置を行う。

ウ 化粧品輸入時の手続の簡素化

a 「輸入変更届」の添付資料の廃止【平成 26 年措置】

化粧品を輸入する場合、「化粧品製造販売業（製造業）許可」（都道府県知事宛て）の申請、「化粧品製造販売届書」（都道府県知事宛て）の届出、「化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書」（PMDA 宛て）及び「製造販売用化粧品輸入届書」（地方厚生局宛て）の提出が必須とされている。

5 年ごとの「化粧品製造販売業（製造業）許可」の更新による「輸入変更届書」提出時に、既に提出している「輸入届」全量の写し、「製造販売業許可書」の写し等の添付が求められ、事業者の過度の負担になっているとの指摘がある。

したがって、医薬品等輸出入手続オンラインシステムの導入に合わせ、「化粧品製造販売業（製造業）許可」の5年ごとの更新に際して必要とされる「輸入変更届」の届出を行う際、届出済の「輸入届」の写し等の添付を不要とする。

b 「輸入届」の届出手続に係る添付資料の簡素化【平成26年検討・結論・措置】

製造販売用化粧品輸入届書の地方厚生局への届出時に「製造販売業（製造業）許可証」、「化粧品製造販売届書」、「化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書」の写しの添付が求められているが、これら添付資料は、厚生労働省の医薬品等申請・審査システムに情報が蓄積されているにもかかわらず、化粧品輸入届書の届出時にも再度写しの添付が求められ、事業者の過度の負担になっているとの指摘がある。

したがって、化粧品輸入に係る製造販売用化粧品輸入届書の届出時における書類（製造販売業（製造業）許可証、化粧品製造販売届書、化粧品外国製造販売業者（製造業者）届書）の添付について、その写しの一部の添付を不要とするなど、事業者の負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。

c 輸入事業者の事務処理負担の軽減【平成26年検討・結論・措置】

化粧品の輸入事業者は、都道府県に提出済みの「化粧品製造販売届書」と重複した内容を、「製造販売用化粧品輸入届書」で地方厚生局にも二重に届け出なければならないため、国内製造会社と比べて事務処理負担が重いとの指摘があり、事務処理の負担軽減が求められている。

したがって、化粧品輸入事業者の事務処理負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。

エ 輸入貨物の部分品の返送に当たり個別の輸出許可が不要となる範囲の明確化【平成26年度検討・結論・措置】

大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがある貨物等を輸出しようとする場合には事前に許可が必要だが、「輸入された貨物の種類、品質（故障を含む）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」に該当する場合には、特別一般包括許可を取得することにより個別に許可申請を行うことなく輸出を行うことが可能である。

しかしながら、上記「輸入者の予期しなかったもの」の範囲が明確でないため、輸入された貨物の部分品等の返送に際して個別の許可申請を余儀なくされているとの指摘がある。

したがって、特別一般包括許可が適用される「輸入された貨物の種類、品質（故障を含む）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」の範囲の明確化を検討し、結論を得る。

オ 盗難車部品の不正輸出防止【平成26年度検討・結論・措置】

自動車リサイクル法上の許可を受けた解体業者は、製品の原材料として利用するものとして輸出する場合に限り、解体した自動車の部品を輸出することができる。しかしながら、自動車は一旦部品に解体されてしまうとその部品が盗難車のものか判別する手立てがないため、盗難車の解体部品が不正に輸出されるおそれがある。

これに対し、新潟港では独自に盗難車の部品の不正輸出を防止するため、通関手続時において自動車リサイクル制度に基づく電子マニフェストの提示を義務付けており、今後こうした取組を全国に拡大すべきであるとの指摘がある。

したがって、例えば自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストの利用の可能性も含め、

盗難自動車の部品の不正輸出を監視する体制を全国で整備することについて検討し、結論を得る。

カ 輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組が行われてきたところであり、今後は平成 29 年度の次期 NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）等の稼働時までに通関手続に係る電子手続の原則化などに取り組むことが予定されている。

一方、業務の効率化や出荷リードタイム短縮を通じた競争力向上の観点から、こうした取組を現行の計画（平成 29 年 10 月までに実施予定）より前倒しし、可及的速やかに導入・実施すべきとの指摘がある。

したがって、通関関係書類の電磁的記録による提出の実施状況、諸外国や民間の貿易取引の電子化の状況及び電子技術の進展や国際物流の動向を踏まえて、通関関係手続をどの程度まで電子化するのが適切であるかを検討し、可能なものから順次実施する。

キ EPA における自己証明制度の導入拡大【平成 26 年度以降継続実施】

EPA に基づく輸出に際しては特定原産地証明書が必要となるが、EPA で認定輸出者自己証明制度を導入している場合には、認定輸出者が自ら原産地証明書を作成することができる。しかしながら、現時点において当該制度は日スイス、日ペルー、日メキシコ EPA でしか導入されておらず、他の EPA での導入を求める声がある。

したがって、新規 EPA 交渉、既存 EPA の再協議において、相手国の事情・要望等を考慮しつつ、自己証明制度の更なる拡大に取り組む。

ク 他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進【平成 26 年度検討・結論・措置】

石炭灰などの産業廃棄物を輸出する場合には「国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること」等の条件を満たす必要があるが、これを満たしていることについて環境大臣の確認に時間がかかる上、当該条件について輸出先企業の理解が得られず、海外で再生利用するニーズがあるにもかかわらず輸出を断念せざるを得ない場合が多いとの指摘がある。

したがって、「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得る。

ケ 重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化【平成 26 年度検討開始、結論を得次第措置】

重水素及び重水素化合物は核兵器等の開発に用いられるおそれがあることから、これらを輸出する際には経済産業省の許可を得ることとされているが、医薬品開発に使用するなどごく少量の場合であっても例外とならず、過度の負担が生じているとの指摘がある。

したがって、重水素及び重水素化合物の輸出規制について、国際レジーム（NSG）における規制の趣旨や米国など諸外国の状況を踏まえ、より合理的な制度の在り方について、引き続き検討していく。

⑥入管政策の改定

ア 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し【平成 26 年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に基づき、タイ及びマレーシア向けの

ビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間の延長が平成25年7月より実施された。また、中国については、平成23年7月より沖縄を訪問する個人観光客、平成24年7月より東北3県を訪問する個人観光客に対して、沖縄振興・震災復興の観点から数次ビザが発給されているところである。訪日外国人旅行者数を2030年に3,000万人超とするという「日本再興戦略」で掲げた目標を達成し、観光立国を実現するためには、治安や受入れ体制の強化等に配慮しつつ、さらなる査証発給要件の緩和、見直しを図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、今後の更なるビザ発給要件緩和について、各国との二国間関係、外交的意義、治安等への影響等を総合的に勘案し、観光立国の実現に向けた検討を加速する。

イ 寄港地上陸許可手続の運用改善【平成26年度措置】

寄港地上陸許可制度における上陸許可要件は「入国・在留審査要領」により規定されているが、当該要件にない「既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあること」あるいは「出国予定便が最も早い便でないこと」のみをもって不許可とされる事例があるとの指摘がある。法務省も「そのみをもって不許可とすることはない」との立場であり、その旨が現場に周知される必要がある。

したがって、寄港地上陸許可の審査において、「既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあること」あるいは「出国予定便が最も早い便でないこと」のみをもって不許可とするものではない旨を、各入国管理局に対し改めて周知する。

ウ トランジット・ビザ発給方法の見直し【平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置】

我が国を経由して外国に向かう旅行者に我が国での最大14日間の滞在を認める、いわゆるトランジット・ビザ制度があり、あらかじめ本人が領事館等に赴き申請・取得する必要がある。申請・発給にあたっては、不法入国等を未然に防止することを前提としつつも、諸外国の状況を踏まえ、可能な限り訪日外国人旅行者の利便性向上を図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。

エ クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し ※国際先端テスト実施事項

a 手続の円滑化【平成26年度検討・結論・措置】

出入国管理及び難民認定法改正により、新たな特例上陸許可である「船舶観光上陸許可」が設けられ、簡易な手続（顔写真の撮影の省略等）による上陸審査の対象となるクルーズ船の範囲が拡大されるとともに、航空機で入国し「短期滞在」の在留資格を与えられた外国人が、クルーズ船で出国し、一定期間内に当該クルーズ船で再入国する場合には、原則として再入国許可を受けることを要しないものとされる等、クルーズ船の外国人乗客の負担を軽減する制度が導入される。

今後、その具体的な基準・運用を定めるに当たっては、これらの制度が訪日外国人旅行者の増加に高く寄与するものとなるよう、外国人旅行者やクルーズ船運行会社等のニーズを踏まえた検討が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により措置される入国審査手続の円滑化について、その具体的な基準・運用等を定めるに当たり、外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人旅行者の増加、クルーズ船寄港誘致競争の優位化を実現する観点

からも検討し、結論を得る。

b 海外臨船審査の導入・拡大【平成 26 年度以降も引続き検討、結論を得たものから順次措置】

クルーズ船の誘致に係る近隣諸国との競争を勝ち抜き、訪日外国人旅行者の一層の増加を目指すには、上陸審査のさらなる簡素化、海外臨船審査の導入による入港前審査の実現等、外国人乗客のさらなる負担軽減を求められている。

この観点から、前寄港地等から入国審査官が乗船し、本邦への入港前に外国人乗客に対する審査を行う海外臨船審査は、着岸後の審査時間を短縮するために効果的な方策であり、その導入・拡大を図るべきではないかとの指摘がある。

したがって、クルーズ船の外国人乗客に対する海外臨船審査の導入・拡大について、公海上で入国審査手続を可能にするために船籍国との協議を加速するなど、所要の措置について検討する。

c クルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国【平成 26 年度検討・結論】

クルーズ・カードは、クルーズ船の運航会社が旅券原本による本人確認を行った上で乗客に発行する、身分証明書に当たるカードである。韓国では、韓国を最終目的地としない通過客は、クルーズ・カードのみを所持していれば入国が可能であるほか、欧州等の諸外国においてもクルーズ・カードでの入国が認められる場合があり、外国人乗客の負担軽減に効果的であることから、我が国においても同様の制度を設けるべきではないかとの指摘がある。

したがって、クルーズ船の運航会社が発行するクルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国その他のクルーズ船乗客の負担軽減のための入国等手続の簡素化について検討し、結論を得る。

d 個人識別情報取得の更なる簡素化【平成 26 年度検討・結論】

入国審査の際の指紋採取は、テロリスト等の不法入国を水際で阻止するために必要とされる一方、入国審査の際に指紋採取を行っているのは米国、韓国、日本の 3 か国のみである。その中でも韓国はクルーズ船の外国人乗客に対する指紋採取を行っておらず、日本が指紋採取を行うことで外国人乗客に悪印象を与えている可能性がある。

したがって、クルーズ船の外国人乗客に対する入国審査において、指紋採取を省略することの是非について検討し、結論を得る。

オ 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住に要する在留歴の短縮の早期実現【平成 26 年度検討・結論・措置】

今国会における出入国管理及び難民認定法改正により、在留資格「高度専門職」が新設され、「その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令に定める基準に適合するもの」（高度専門職第 2 号）の在留期間を無期限とする等の制度が導入される。今後、当該在留資格の具体的な基準を定めるに当たっては、「我が国産業競争力の維持・強化と持続的な経済成長を実現していくためには、多様な価値観や発想、知識・能力・経験を有する外国人材を一層積極的かつより幅広く受け入れていくための環境整備が必要」との産業界の要請を踏まえた早期の基準整備が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「高度専門職第 2 号」について、その基準を定めるに当たり、有能な外国人材が我が国でより長期にわたり活躍できるようにする観点からも検討し、結論を得る。

カ 『総合職』に適した在留資格の創設【平成 26 年度検討・結論・措置】

今国会における出入国管理及び難民認定法改正により、在留資格「人文知識・国際業務」と「技術」を統合した在留資格「技術・人文知識・国際業務」が新設される。今後、当該在留資格の具体的な基準を定めるに当たっては、いわゆる「総合職」として、留学生であるか否か、さらには国籍を問わず、優秀な産業人材を育成・確保することが可能となるよう、企業（産業界）のニーズを踏まえた検討が求められる。

したがって、出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、その基準を定めるに当たり、企業における人材活用の在り方の多様化も踏まえて検討し、結論を得る。

キ カテゴリー 1 又は 2 の就労系在留資格者と同居する『家族滞在』者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化【平成 26 年度検討・結論・措置】

カテゴリー 1 又は 2 に該当する企業において就労する外国人からの在留資格認定証明書交付申請については、提出資料を大幅に簡素化して迅速処理を行うこととしており、当該外国人の被扶養者について同時申請がなされた場合についても、扶養者との関係及び扶養能力に疑義がない限りは、家族単位で審査して、同様に迅速処理を行って家族同時に入国できるような運用を行っている。

一方、被扶養者単独で申請される場合（子が通う学校の事情等により、やむなく後日家族を呼び寄せる場合等）には迅速処理の対象とならず、当該被扶養者の来日に際し具体的な日程調整に支障をきたしているとの指摘がある。

したがって、カテゴリー 1 又は 2 に該当する企業において就労する外国人の被扶養者について、単独で申請した場合であっても、扶養者がカテゴリー 1 又は 2 に該当する企業において就労している者であることが証明され、かつ扶養者との関係及び扶養能力に疑義がない場合には、当該外国人と同時申請された時と同様に迅速処理をする方向で検討し、結論を得る。

ク 日本人女性の就労を促す家事支援策の検討（外国人家事支援人材の活用）【平成 26 年度検討開始】

女性の活躍促進に向けて、「働きたくても働けない」人が、働く機会をえられるような環境整備を進めるために、家事等の負担を軽減する家事支援サービスの利用を容易にする方策が必要であり、その一環として外国人による家事支援サービスの提供を可能とすべきとの指摘がある。

したがって、女性の活躍推進等の観点から、外国人家事支援人材については、国家戦略特区の枠組みの中で、十分な管理体制の下で活用する仕組みの検討を進める。

⑦国内外投資増加に向けた金融機関規制の見直し

ア 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁【平成 26 年度検討・結論・措置】

市場規模の拡大が期待されるイスラム金融のうち「金銭の貸付けと同視すべきもの」は、平成 20 年 12 月の銀行法施行規則改正により、銀行の子会社による取扱いが認められた。一方、銀行本体については、法令等に銀行の子会社と同様の規定がないため、取扱いの可否判断が困難であり、銀行本体が海外支店等においてイスラム金融関連取引を提供するに当たっての障害になっているとの指摘がある。

したがって、イスラム金融関連取引について、銀行本体による提供が容認される形式、遵守すべき事項等を検討し、指針等により公表する。

イ スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加【平成 26 年度措置】

貿易保険法に基づく独立行政法人日本貿易保険の付保対象には、邦銀が行う地場通貨とドル等に関する為替スワップ契約等は該当しない。新興国でのプロジェクトファイナンスの組成のためには、非常危険及び信用危険に係る為替スワップ契約等を付保対象とし、邦銀の新興国案件の対応力を強化すべきとの指摘がある。一方で貿易保険制度については、その 9 割が政府の貿易保険特別会計が再保険として担っていることから、為替スワップ契約等に係る付保対象の拡大には慎重な意見もある。

したがって、スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加について、諸外国における貿易保険制度の状況を踏まえつつ、関係業界、独立行政法人日本貿易保険及び経済産業省で 3 者協議の場を設ける。

ウ 海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和（対内直接投資からの除外）【平成 26 年度上期措置】

海外での募集・売出しの引受時に、海外の引受証券会社による引受が転売を目的とした一時的な取得にもかかわらず事前届出が必要な対内直接投資等に該当する場合があります、その場合は審査が終了するまで引受を実行することができない。万が一、代金払込・受渡期限までに不作為期間の終了が間に合わない場合には、募集・売出しの中止等が発生する可能性があるとの指摘がある。

したがって、海外での募集・売出しに係る証券会社による引受（議決権行使をしないものに限る。）に伴う株式の取得について、外国為替及び外国貿易法第 27 条に基づく対内直接投資等に係る事前届出の対象から除外する。

エ 保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大【平成 26 年度措置】

保険会社による外国会社の買収時は、買収対象会社が保険会社の場合、当該会社が他業子会社（保険会社の子会社に認められていない業務を営む会社）を保有していても特例により買収可能である（ただし他業子会社は 5 年以内に処分する必要あり）が、買収対象会社が資産運用会社等の場合には、当該会社が保有する他業子会社を売却等した後でなければ買収することができない。

このため、国内保険会社が海外進出に当たり欧米の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれている。

したがって、保険会社が外国の銀行、有価証券関連業、信託業、金融関連会社等を買収する場合、当該銀行等が保有する他業子会社についても一定期間保有を認めるよう、所要の措置を講ずる。

⑧貿易に係る物流の効率化

ア コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準の統一【平成 26 年度措置】

一般的制限値を超える車両は、道路の通行が禁止されているが、道路管理者がやむを得ないと認める場合に限り必要な条件を付して通行の許可がなされている。

国内貨物を積載するコンテナ車両は、貨物を開封し、減載することができることから、セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可上限値を 10t とされている。一方で、国際海上コンテナを積載するセミトレーラ連結車は、貨物を開封して減載することができないという特殊性を考慮して、道路構造物への影響があるものの、駆動軸重を 11.5t まで特例として認められている。

このため、国内貨物を積載するコンテナ車両は国際海上コンテナを積載する車両に比べて軽い貨物しか輸送できず、イコールフットイングになっていないことから、基準の統一が求められている。

したがって、国際海上コンテナを積載する車両と国内コンテナを積載する車両の特殊車両通行許可の基準については、他のバン型等のセミトレーラ連結車も含めて基準の統一を行う。

なお、道路を傷める重量を違法に超過した大型車両への取締りを強化するなどの取組も実施する。

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省（以下「規制所管府省」という。）が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築すべきである。

1 具体的なシステムの考え方

（1）見直し基準

①見直し対象

見直し対象については、規制（注1）のうち、法律、法規命令（注2）、通知・通達等（注3）の形式により制度化されたもの（その趣旨・目的等に照らして相当としないものを除く。以下「見直し対象規制」という。）とすべきである。見直し対象規制には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「平成18年決定」という。）に基づき規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定された規制を含むものとすべきである。

（注1）「規制」とは、国及び地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。

（注2）「法規命令」とは、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示を指す。

（注3）「通知・通達等」とは、通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のものを指す。

②見直しの視点

見直しの視点については、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとすべきである。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- viii 規制制定手続の透明化
- ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

見直し対象規制のうち、法令等（注4）に「見直し条項」（一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項）がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とすべきである。規制所管府省は、平成18年決定に基づき設定された規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が5年を超えるものを含め必要に応じ再設定すべきである。

（注4）「法令等」とは、法律、法規命令、通知・通達等を指す。

（2）見直しの実効性を担保する仕組み

見直しの実効性を担保するため、規制所管府省による規制の見直し結果及び見直しの進捗状況について、①公表を義務付けることにより見直し過程の透明化を図るとともに、②定期又は随時に規制改革会議へ報告することを義務付けることにより規制改革会議において見直し過程を管理すべきである。

(3) 規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。別紙イメージ参照）を整備すべきである。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

①規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とすべきである。

- ・作成責任者の役職及び氏名
- ・規制目的及び規制内容の概要
- ・規制と関連する予算
- ・規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）
- ・規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
- ・次の見直し時期
- ・規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令（法律、法規命令）の委任の範囲との関係（根拠条項及び委任の範囲に入る理由）

②規制シートの作成単位

規制シートについては、規制の根拠となる法律ごとに作成することとし、当該法律に内容、形式、規制対象等（以下「内容等」という。）を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成すべきである。法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、上記の法律ごとの規制シートのうち関連する規制シートに記載すべきである。なお、法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、最上位の形式ごとに規制シートを作成すべきである。

(4) 「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加すべきである。

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

(1) 規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革

規制所管府省による主体的・積極的な規制改革を推進するため、規制シート及び政策評価結果を活用し、次の①から④に取り組むべきである。

- ①規制所管府省は、規制シートを作成（関連する政策評価結果も活用）
- ②規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及びその作成状況・作成予定を、定期的（年に1回程度）に規制改革会議に送付し、公表
- ③規制改革会議は、規制シート等について、必要に応じ、規制所管府省をヒアリングし、「意見」等を表明
- ④規制所管府省は、規制シートの記載内容について、
 - ・③のヒアリング、「意見」等の表明、
 - ・規制改革ホットラインに寄せられた提案事項等、
 - ・当該シートに記載された規制の見直し時期における見直しなどを踏まえ、必要に応じ修正し、規制改革会議へ送付の上、公表

(2) 規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応すべきである。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成すべきである。

また、規制シートの作成状況の把握については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討すべきである。

(3) 規制改革担当大臣と総務大臣との連携

規制改革の推進のため、規制改革担当大臣と総務大臣は連携すべきである。この連携の下で、次の①から③に取り組むべきである。

①規制改革担当大臣は、重要な規制改革事項(注)を総務大臣へ通知

②総務大臣は、重要な規制改革事項に関連する政策評価に対する点検結果を規制改革担当大臣へ通知

③総務大臣は、重要な規制改革事項に関し、必要に応じ行政評価等を実施

(注)重要な規制改革事項については、規制改革会議における最優先審議事項を踏まえ、規制改革担当大臣が決定する。

(4) 規制所管府省の主体的な取組の評価

規制改革担当大臣は、規制所管府省による規制改革を促進するため、規制所管府省の主体的な取組を積極的に評価するとともに、これを各府省に共有する等の方策について検討すべきである。

規制シート(イメージ)

(別紙)

(シートのID)

規制の名称		所管府省	
根拠法令等		担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	
規制目的			
規制内容の概要		関連する予算	
規制の最近の改廃経緯		関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由		規制の維持、改革又は新設の別	
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項			
次の見直し時期			

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	

規制改革会議委員名簿

議長	岡素之	住友商事株式会社相談役
議長代理	大田弘子	政策研究大学院大学教授
	安念潤司	中央大学法科大学院教授
	浦野光人	株式会社ニチレイ相談役
	大崎貞和	株式会社野村総合研究所主席研究員
	翁百合	株式会社日本総合研究所理事
	金丸恭文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
	佐久間総一郎	新日鐵住金株式会社代表取締役副社長
	佐々木かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
	滝久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
	鶴光太郎	慶応義塾大学大学院商学研究科教授
	長谷川幸洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹
	林いづみ	永代総合法律事務所弁護士
	松村敏弘	東京大学社会科学研究所教授
	森下竜一	大阪大学大学院医学系研究科教授

専門委員名簿

■健康・医療ワーキング・グループ

滝口進	日本メディカルビジネス株式会社代表取締役／東京女子医科大学第二外科非常勤講師
竹川節男	医療法人社団健育会理事長
土屋了介	地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長
松山幸弘	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹／経済学博士

■雇用ワーキング・グループ

島田陽一	早稲田大学理事・法学学術院教授
水町勇一郎	東京大学社会科学研究所教授

■創業・IT等ワーキング・グループ

川本明	慶應義塾大学経済学部教授
久保利英明	日比谷パーク法律事務所代表／弁護士
小林三喜雄	花王株式会社購買部門企画部戦略企画グループシニアエキスパート
圓尾雅則	SMB C日興証券株式会社マネジングディレクター

■農業ワーキング・グループ

北村歩	株式会社六星取締役
田中進	農業生産法人・株式会社サラダボウル代表取締役
本間正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
松本武	株式会社ファーム・アライアンス・マネジメント代表取締役／農業生産法人松本農園プロジェクトマネージャー
渡邊美衡	カゴメ株式会社取締役常務執行役員・経営企画本部長

■貿易・投資等ワーキング・グループ

道垣内正人	早稲田大学法科大学院教授
-------	--------------

各ワーキング・グループの構成員

◎：座長
○：座長代理

ワーキング・グループ	構成員			
<p>■健康・医療 ワーキング・グループ</p>	<p>◎翁 百合 委員 ○林 いづみ 委員 金丸 恭文 委員 佐々木かをり 委員 森下 竜一 委員</p>	<p>滝口 進 専門委員 竹川 節男 専門委員 土屋 了介 専門委員 松山 幸弘 専門委員</p>		
<p>■雇用ワーキング・グループ</p>	<p>◎鶴 光太郎 委員 ○佐々木かをり 委員 浦野 光人 委員 大崎 貞和 委員 佐久間総一郎 委員</p>	<p>島田 陽一 専門委員 水町勇一郎 専門委員</p>		
<p>■創業・IT等 ワーキング・グループ</p>	<p>◎安念 潤司 委員 ○滝 久雄 委員 翁 百合 委員 佐久間総一郎 委員 松村 敏弘 委員 森下 竜一 委員</p>	<p>川本 明 専門委員 久保利英明 専門委員 小林三喜雄 専門委員 圓尾 雅則 専門委員</p>		
<p>■農業ワーキング・グループ</p>	<p>◎金丸 恭文 委員 ○浦野 光人 委員 滝 久雄 委員 長谷川幸洋 委員 林 いづみ 委員</p>	<p>北村 歩 専門委員 田中 進 専門委員 本間 正義 専門委員 松本 武 専門委員 渡邊 美衡 専門委員</p>		
<p>■貿易・投資等 ワーキング・グループ</p>	<p>◎大崎 貞和 委員 ○松村 敏弘 委員 安念 潤司 委員 長谷川幸洋 委員</p>	<p>道垣内正人 専門委員</p>		

規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過(平成25年7月以降)

【規制改革会議】

第13回	H25.7.26	・規制改革会議の進め方、規制改革ホットライン運営方針
第14回	H25.8.22	・当面の最優先案件 ・革新的医薬品・医療機器の価格算定ルールに関する意見 ・農地中間管理機構(仮称)
第15回	H25.9.12	・一般用医薬品のインターネット販売に関する意見 ・農地中間管理機構(仮称) ・ワーキング・グループの検討項目
第16回	H25.9.19	・農地中間管理機構(仮称)に関する意見 ・労働者派遣制度 ・重点的フォローアップ事項への取組方針
第17回	H25.10.4	・労働者派遣制度に関する意見
第18回	H25.10.24	・重点的フォローアップ事項 ・保険診療と保険外診療の併用療養制度
第19回	H25.10.31	・一般用医薬品のうちスイッチ直後品目等の取扱いについて
第20回	H25.11.19	・一般用医薬品のインターネット販売 ・保険診療と保険外診療の併用療養制度
第21回	H25.11.27	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットイング確立 ・今後の農業の改革方向について ・「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について
第22回	H25.12.5	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットイング確立 ・保険診療と保険外診療の併用療養制度 ・労働時間法制の見直しに関する意見 ・ジョブ型正社員の雇用ルール整備に関する意見
第23回	H25.12.20	・「保険診療と保険外診療の併用療養制度」改革の方向性について ・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットイング確立に関する論点整理 ・医療提供体制に関する意見 ・省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し ・IT関連の規制改革事項について
第24回	H26.1.21	・保険診療と保険外診療の併用療養制度 ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築
第25回	H26.2.4	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットイング確立 ・省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し
第26回	H26.2.28	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットイング確立の更なる論点 ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築
第27回	H26.3.17	・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットイング確立 ・医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築に関する意見 ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築及び省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し
第28回	H26.3.27	・選択療養制度(仮称)の創設について(論点整理) ・規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築(規制のPDCA)に関する意見
第29回	H26.4.16	・選択療養(仮称)における手続き・ルール等の考え方(論点整理②) ・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットイング確立に関する意見
第30回	H26.4.23	・選択療養(仮称)の趣旨、仕組み及び効用について ・今後の公開ディスカッションの開催に向けて
第31回	H26.5.12	・ダンスに係る風営法規制の見直しに関する意見 ・ビッグデータ・ビジネスの普及
第32回	H26.5.22	・パーソナルデータに関する意見 ・農業改革に関する意見 ・労働時間規制の見直し
第33回	H26.5.28	・保険外併用療養制度における新たな仕組みに関する意見

第 34 回	H26. 6. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー規制 ・答申の素案 ・国際先端テスト
第 35 回	H26. 6. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・答申とりまとめ ・改正タクシー特措法の特定地域に係る指定基準に関する意見 ・規制改革実施計画のフォローアップの結果

【健康・医療ワーキング・グループ】

第 6 回	H25. 7. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・電子レセプト等の活用による保険者機能の強化等 ・革新的な医薬品及び特定医療材料の価格算定ルール等の見直し
第 7 回	H25. 9. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法等の改正 ・健康・医療ワーキング・グループの検討項目
第 8 回	H25. 9. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・一般用医薬品のインターネット販売に関するフォローアップ
第 9 回	H25. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・支払基金と国保連の役割分担の見直し ・レセプト帳票の見直しなど分析可能なデータの整備 ・保険者による直接審査の推進
第 10 回	H25. 10. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築
第 11 回	H25. 10. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築 ・支払基金と国保連の役割分担の見直し
第 12 回	H25. 11. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・在宅介護の推進 ・最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築
第 13 回	H25. 11. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・在宅介護の推進 ・医療機関の業務及びガバナンス ・支払基金と国保連の役割分担の見直し
第 14 回	H25. 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制
第 15 回	H26. 1. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し ・医療機関の業務及びガバナンス
第 16 回	H26. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し
第 17 回	H26. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の業務及びガバナンス
第 18 回	H26. 3. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直し
第 19 回	H26. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関連従事者の役割分担の見直し
第 20 回	H26. 4. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関連従事者の役割分担の見直し ・医療情報の利活用のための工程表の策定
第 21 回	H26. 5. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的フォローアップ事項の進捗 ・ホットライン再検討案件状況報告
第 22 回	H26. 5. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・国際先端テスト結果報告 ・規制改革実施計画の進捗状況

【雇用ワーキング・グループ】

第 8 回	H25. 8. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用ワーキング・グループの今後の進め方、検討項目
第 9 回	H25. 9. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣制度
第 10 回	H25. 9. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣制度
第 11 回	H25. 10. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間法制
第 12 回	H25. 10. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間法制
第 13 回	H25. 10. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間法制
第 14 回	H25. 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ型正社員 ・労働時間法制 ・国家戦略特別区域法の検討状況
第 15 回	H25. 11. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ型正社員 ・労働時間法制
第 16 回	H25. 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣制度
第 17 回	H26. 1. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・有料職業紹介事業等
第 18 回	H26. 1. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・個別労働関係紛争の実態
第 19 回	H26. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークの取組等 ・個別労働関係紛争
第 20 回	H26. 2. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・有料職業紹介事業等 ・個別労働関係紛争 ・労働時間法制
第 21 回	H26. 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・有料職業紹介事業等

第 22 回	H26. 3. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別労働関係紛争 ・ 国家戦略特別区域法における雇用指針案
第 23 回	H26. 4. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業紹介事業 ・ 個別労働関係紛争
第 24 回	H26. 4. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再就職支援、職業能力開発 ・ 雇用仲介事業
第 25 回	H26. 4. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間法制 ・ 個別労働関係紛争 ・ ジョブ型正社員
第 26 回	H26. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでのヒアリング等を踏まえた意見交換

【創業・IT等ワーキング・グループ】

第 8 回	H25. 9. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業・IT等ワーキング・グループの今後の進め方、検討項目
第 9 回	H25. 9. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し ・ ビッグデータ・ビジネスの普及
第 10 回	H25. 10. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品アクセス環境の改善 ・ 外国人技能実習制度の見直し
第 11 回	H25. 10. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和 ・ 国税関係書類の電子化保存に関する規制の見直し
第 12 回	H25. 11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非対面サービスでの本人確認、年齢確認
第 13 回	H25. 11. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダンスに係る風営法見直し ・ 金融商品契約の電子書面の交付の汎用化 ・ 「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望について
第 14 回	H25. 12. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本におけるベンチャーキャピタルの現状と課題 ・ 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等 ・ エネルギー関連の重点的フォローアップ事項 ・ IT関連の規制改革事項について ・ ビッグデータ・ビジネスの普及
第 15 回	H26. 1. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダンスに係る風営法規制の見直し
第 16 回	H26. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和
第 17 回	H26. 2. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 18 回	H26. 2. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般集中規制の見直し ・ 動産及び債権を担保にした資金調達の仕組みの改善
第 19 回	H26. 3. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引照会の一元化
第 20 回	H26. 3. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 微量 PCB 汚染電子機器等処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入 ・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 21 回	H26. 4. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際先端テスト結果報告
第 22 回	H26. 4. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 23 回	H26. 5. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間制限の緩和 ・ 流通・取引慣行ガイドラインの見直し ・ 国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等 ・ ビッグデータ・ビジネスの普及
第 24 回	H26. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民法（債権法）の改正
第 25 回	H26. 6. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー規制

【農業ワーキング・グループ】

第 1 回	H25. 9. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構(仮称) ・ 農業ワーキング・グループの今後の進め方
第 2 回	H25. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方
第 3 回	H25. 10. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産法人の要件緩和 ・ 農地の信託事業の民間開放 ・ 平成 21 年改正法附則に規定された事項に係る検討状況
第 4 回	H25. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第 5 回	H25. 11. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方 ・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第 6 回	H25. 11. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家レストランの設置等の農地利用規制の見直し ・ 農家への信用保証制度の適用
第 7 回	H25. 11. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の農業改革の方向性について
第 8 回	H26. 2. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方

第9回	H26. 2. 21	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第10回	H26. 3. 5	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第11回	H26. 3. 11	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方
第12回	H26. 3. 20	・ 農業者からヒアリング
第13回	H26. 4. 2	・ 農地の活用・保全における農業委員会の在り方 ・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方
第14回	H26. 4. 8	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方 ・ 農業改革の基本的視点
第15回	H26. 4. 24	・ 農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方 ・ 現地視察報告
第16回	H26. 5. 14	・ 農業改革の方向性について
第17回	H26. 6. 12	・ 答申案について

【貿易・投資等ワーキング・グループ】

第1回	H25. 9. 4	・ 貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目
第2回	H25. 10. 11	・ 対日投資促進に関する外資系企業の規制改革要望 ・ 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制改革要望
第3回	H25. 10. 29	・ 外国法事務弁護士制度に係る規制改革要望 ・ 空港に係る規制改革要望
第4回	H25. 11. 7	・ 電気通信機器の相互認証に係る規制改革要望 ・ 輸入食品の年次分析の国際基準適合に係る規制改革要望
第5回	H25. 11. 22	・ 医療機器審査基準の国際整合化等に係る規制改革要望 ・ 家庭用品品質表示の国際整合化等に係る規制改革要望
第6回	H25. 12. 10	・ 輸出入関係制度に係る規制改革要望
第7回	H26. 1. 21	・ 化粧品輸入時の手続きの簡素化に係る規制改革要望
第8回	H26. 2. 8	・ 訪日外国人観光客に対する入国審査手続きの簡素化・迅速化に係る規制改革要望 ・ 在留資格及び高度外国人材ポイント制の利便性の向上に係る規制改革要望
第9回	H26. 3. 4	・ 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁に係る規制改革要望 ・ (独)日本貿易保険による貿易保険の付保対象契約拡大に係る規制改革要望
第10回	H26. 3. 18	・ 外国為替及び外国貿易法の事前届出制度に係る規制改革要望
第11回	H26. 4. 2	・ クルーズ船入港時の入国審査手続きの見直しに係る規制改革要望 ・ ISO規格コンテナ用トレーラーに係る国内外基準の統一化
第12回	H26. 4. 22	・ 日本人女性の就労を促す外国人家事労働者に係る規制改革要望
第13回	H26. 5. 19	・ 日本人代理者を有しない外国人の在留資格認定証明書交付申請に係る規制改革要望 ・ 在留外国人が扶養する配偶者の就労許可に係る規制改革要望
第14回	H26. 5. 27	・ 日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制改革要望

規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）
のフォローアップの結果について

平成26年3月31日現在
内閣府

1 目的、根拠

規制改革実施計画に盛り込まれた事項については、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」により、「内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。」とされている。

このため、本計画に盛り込まれている事項について、平成26年3月31日現在の所管府省庁の実施状況を整理し、その結果を報告する。

2 概要

計画に盛り込まれた142項目の概要は次のとおりである。

- (1)措置が完了したもの … 89項目
- (2)実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの … 17項目
- (3)実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの … 35項目
- (4)平成26年度以降、具体的な検討を行うもの … 1項目

※ 1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする。

※ (1)の「措置が完了したもの」89項目についても、検討結果が実施計画の趣旨に沿っているかについては、今後検討を続ける。

目次

	頁
1. エネルギー・環境分野	… 1
2. 保育分野	… 22
3. 健康・医療分野	… 25
4. 雇用分野	… 31
5. 創業等分野	… 32

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済	計画に定められた内容を完了したもの
未措置	計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
検討中	計画に定められた内容の実現に向けた検討中で、結論が得られていないもの
未検討	計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

エネルギー・環境分野の実施状況等							
規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)	
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況		
①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消							
・石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化							
1	石炭火力発電に対する環境アセスメントの明確化・迅速化	電力の安定供給の確保、燃料コストの削減、環境保全に取り組むため、今後、石炭火力については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(4月25日 経済産業省・環境省)において明確化されたCO2の取扱い等に基づき対応するとともに、環境アセスメントの手続期間短縮(従来3年程度かかる火力のリプレースを1年強程度に短縮等)を着実に進める。	—	経済産業省 環境省	一部措置済	「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日 経済産業省・環境省)を含む、「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」(平成25年4月26日)において示したBAT(事業者が利用可能な最良の技術)参考表の見直しを行っているところ。環境アセスメントの手続期間短縮については個別案件毎に取り組んでおり、規制改革実施計画閣議決定時点で審査中であった案件も審査期間の短縮に対応。現時点において、環境影響評価図書の一部である準備書及び評価書の審査実績がある。準備書(実績1件、「竹原火力発電所」)については、国と自治体の審査を同時並行で進めること等により実質的な審査期間を確保した上で、知事意見の提出から経済産業大臣の勧告までを21日(従来90日程度)に、経済産業大臣による評価書の審査(同上)については8日(従来30日程度)となっており、手続上、環境アセスメントの審査期間の短縮が実現できている。	引き続き、手続き期間が短縮されるよう取り組む。
・電力システム改革							
2	電力システム改革	電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容に従い、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化の3本の柱を中心とした改革を進める。	(1)平成27年を目途に設立 (2)平成28年を目途に実施 (3)平成30～32年までを目途に実施	経済産業省	一部措置済	改革の3本の柱のうち、(1)については、広域的運営推進機関の設立や業務内容等を定めた「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立した。また、(2)については、平成26年2月に電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。なお、制度の詳細については、経済産業省に設置した総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにて検討を進めている。	電力システム改革の詳細な制度設計については、引き続き制度設計ワーキンググループにて制度の詳細の検討を進めるとともに、「電気事業法の一部を改正する法律」の公布の日から2年6月を超えない範囲内に広域的運営推進機関を設立予定であり、そのための準備を進めているところ。また、(3)については、平成27年の通常国会に、必要な法律案を提出することを目指す。
・風力発電							
3	風力発電の電気主任技術者選任における統括事業場の設置	電気事業法第52条第1項の「直接統括する事業場」に関して、どのような場合に複数の風力発電所・変電所を統括する事業場と認め得るかの基準を明確化し、その認定を容易とすることについて検討し、結論を得る。基準の明確化に当たっては、設備規模や運用箇所数、距離、技術員の配置状況、遠隔監視機能、点検及び事故時の対応などの実態に基づき、具体的な基準となるように検討する。	平成25年度上期目途で検討・結論・措置	経済産業省	措置済	平成25年8月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議及びパブリックコメントを経て、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成25年9月27日付け20130920商局第1号)」の改正を行い、「直接統括する事業場」と認め得る基準を明確化した。(平成25年9月27日施行・公表)	

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
4	風力発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いの検討	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、地域の農業振興に資する場合における風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	農林水産省	未措置	「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が平成25年11月22日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲で施行されることとなっているところ。 同法に基づき、市町村が再生可能エネルギー発電設備整備区域を定めるに当たっては、再生利用困難な荒廃農地等については、第1種農地であっても含められることとし、転用を可能とする考え。 風力発電設備については、当該農地が次の要件を満たす場合、第1種農地のうち荒廃農地以外の農地も同法に基づき市町村が「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」に含めることを可能とする考え。 ① 年間を通じて安定的に風が観測される場所であること ② 沿道など農地の集団化等農作業上の利用に支障がない位置にあり、必要最小限の農地を設定するものであること	法律の施行までに必要な措置を講じる予定。
・太陽光発電							
5	電気主任技術者による太陽光発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な検討	①パネルとパワーコンディショナーの点検頻度については現状(2回以上/年)のままとする。	①平成25年度措置	経済産業省	措置済	経済産業省告示第249号の改正(平成25年6月28日施行・公表)において明示した。	-
		②全量買取制度での設備形態において新たに点検頻度を設定する必要のある太陽電池発電所用の受変電設備については、他の受変電設備と同様の点検頻度(1回以上/1~3か月)の適用を平成26年3月末まで猶予する。	②平成25年度措置		措置済	経済産業省告示249号の改正(平成25年6月28日施行・公表)において適用を平成26年3月末まで猶予した。	
		③太陽電池発電所における受変電設備と相当規模の受変電設備の調査から、太陽電池発電所の受変電設備について、適切な点検頻度の在り方を検討し、結論を得る。検討に際しては、他の受変電設備との差異の有無、経年劣化による故障率、遠隔監視技術等による保守点検の可能性、事業者の負担などを考慮し、必要な保安水準を確保する最小限の点検頻度となるよう配慮する。	③平成25年 検討・結論、 結論を得次第措置		措置済	平成25年12月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、平成25年経済産業省告示第164号の改正を行い、太陽電池発電所の受変電設備に係る点検頻度を必要な保安水準が確保される範囲で、最小限となるよう見直した。(平成26年3月公布)	

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・地熱発電							
6	バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し	出力が300kW未満等のバイナリー発電設備であり、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水であり、輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気を利用するものについて、または、媒体が不活性ガス、炭酸水素ガス又はアンモニア水であり、大気圧以上、100℃以上の熱水・蒸気を使用するものについて、既存の該当事例(例えば、九州における小型蒸気発電や類似の機械である吸収式冷凍機等)における実績等、今後、事業者等が保有するデータなど必要なデータ等を収集し、安全性に関する技術的検証を踏まえ、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査の不要化につき検討する。また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、今後、必要なデータ等が得られれば規制の見直しを検討する。	バイナリー発電設備については平成25年度検討・結論を得次第措置。小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、必要なデータ等が得られ次第検討開始	経済産業省	検討中	平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、バイナリー発電設備について、媒体が不活性ガスのものについては、「大気圧において100℃以下の水若しくは蒸気を用いたものであること」の要件を外すが、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水である場合については、シミュレーションを行った結果、周辺住民が強い異臭を感じる、ガス検知器の警報が鳴る等の事象が引き起こされるレベルの媒体の漏洩の可能性があることが確認されたことから、現状維持とすることが妥当との結論を得た。	バイナリー発電設備については、現在、告示改正作業中(平成26年4月以降施行・公表予定)。なお、小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、引き続き検討を行う。
7	「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の適用範囲の明確化	温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する。	平成25年度検討開始、平成26年度検討・結論を得次第措置	環境省	検討中	有識者による検討会を設置し、検討中。「温泉法第3条に基づく掘削許可の取扱いについて」を議題としてヒアリング等を実施した。 http://www.env.go.jp/nature/onsen/council/guide/03.html	平成25年度の議論を踏まえ引き続き検討し、平成26年度に結論を出す予定。
・小水力発電							
8	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理①(短期間での水利使用)	慣行水利権が明確化されるまでの措置として行われる短期間の小水力発電の水利使用の許可について、許可を行う場合の要件を明確化する。	平成25年度検討・結論を得次第措置	国土交通省	措置済	慣行水利権を利用した従属発電の短期間の水利使用許可については、「慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について」(平成25年12月11日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。	-
9	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理②(新規の発電水利取得)	①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	平成25年度検討・結論を得次第措置	国土交通省	措置済	①、②、③については、「慣行水利権に係る小水力発電の水利使用手続の簡素化について」(平成25年12月11日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
10	豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量	設備容量に余裕のある水力発電所において、最大取水量を変更するための水利使用許可の申請にあたっては、個別に判断する必要があるが、河川環境や河川利用者への影響に変更がない取水環境の場合、変更に関する事項を記載した図書を添付すれば足りることを周知徹底する。	平成25年度 早期措置	国土交通省	措置済	設備容量に余裕のある水力発電における水利使用変更許可手続については、「水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化について」(平成25年7月1日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。	-
11	山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化	取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキンググループにて取水を再開できるとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置	国土交通省	措置済	山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理については、「山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化について」(平成26年3月28日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。	-
12	非かんがい期等における発電水利権の取得の簡素化について	①小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合について ・地域の実情に応じて、生態系や景観への影響調査を省略することができること ・地域の実情に応じて、取水施設等の構造図等を省略することができること ・地域の実情に応じて、河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できることなどの簡素化措置を講じる。 ②地方整備局等において、小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合の簡素化措置にも役立つよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	①平成25年度 早期検討・結論・措置 ②平成25年度 措置	国土交通省	措置済	①、②については、「水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化について」(平成25年7月1日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。	-
13	小規模ダム水路主任技術者選任の柔軟な検討	①土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とすべく検討し、結論を得る。 ②500kW未満の水力発電所については、大臣の許可を受けることにより、免状交付を受けていない者からダム水路主任技術者を選任できる。今後は、農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うよう検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論・措置	経済産業省	措置済	平成25年12月に開催した産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議及びパブリックコメントを経て、電気事業法に基づく告示及び内規を改正(平成26年3月施行・公表)し、 ①土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とし、 ②農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うことを明確化した。	-
14	小水力発電を運営する組織が親会社・子会社の関係かの明確化	都道府県土地改良事業団体連合会が「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に規定する「みなし設置者」となることにより、選任した主任技術者が近傍にある土地改良区の水力発電所を兼任できることを周知する。	平成25年度 早期措置	経済産業省	措置済	平成25年6月24日に都道府県土地改良事業団体連合会の上部組織である全国土地改良事業団体連合会に通知した。	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・バイオマス発電							
15	バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断	①バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断方法について、一定の基準を通知する。具体的には、 ・発電施設が求める品質を有すること ・需要に沿って計画的に生産・出荷されること ・適切な保管や品質管理がなされていること 等を明示する。 ②平成25年3月に、各自治体の判断に当たった参考材料となることを目的として、「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を作成し、自治体に送付するとともに、環境省ホームページでも公表した。この判断事例集について、ア)自治体に周知徹底するとともに、イ)判断事例集をより充実した内容にすべく、今後とも継続的な見直しを行い、都度周知する。 ③各自治体において判断が大きく異なることのないように通知するとともに、事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。	①平成25年6月中に措置 ②ア)平成25年6月中に措置 イ)継続的に実施 ③平成25年6月中に措置	環境省	措置済	①及び②ア)について、自治体等に対し、「『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(平成25年6月28日付け環廃対発第1306281号、環廃産発第1306281号)」(※1)により、バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断方法及び判断基準等を自治体等に対し示すとともに、改めて判断事例集(※2)の周知を行った。また③について、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性に関する事業者等の全国相談窓口を環境省に設置した。 ※1 http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306281.pdf ※2「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(平成25年3月27日) http://www.env.go.jp/recycle/report/h25-01.pdf	-
16	バイオマス資源の焼却灰の有効活用	専焼ボイラーの燃料として活用されている間伐材などを有効利用して製造された木質ペレットについては、それを燃焼した後の灰は、畑の融雪剤や土地改良材等として有効活用されているものもある。このように、有効活用が確実で、かつ不要物とは判断されない灰は、産業廃棄物とはならない旨各自治体に通知する。 また、自治体間において判断が異なるような場合に事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。	平成25年6月中に措置	環境省	措置済	『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス資源の焼却灰関係)について(平成25年6月28日付け、環廃産発第1306282号)」(※)により、木質ペレット又は木質チップを燃焼ボイラーで専焼させて生じた焼却灰の廃棄物該当性の考え方を自治体等に対し示すとともに当該焼却灰の廃棄物該当性に関する事業者等の全国相談窓口を環境省に設置した。 ※ http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306282.pdf	-
・再生可能エネルギー共通							
17	再生可能エネルギー発電設備における第二種電気主任技術者の確保の円滑化	再生可能エネルギー発電設備について、第二種電気主任技術者の確保が困難であるとの意見を踏まえ、第二種電気主任技術者の確保を容易とするべく検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、 ①選任範囲を明確化したQ&Aを改正(平成26年3月31日公表)することで、自社選任を行う場合の「従業員」の要件について、正社員以外にも嘱託や再任用等でも常時勤務する等一定の条件を満たせば選任可能とするともに、 ②電気保安協会が行っているマッチングサービス等について、経済産業省HPにて周知(平成26年3月31日公表)した。	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況 これまでの実施内容	
18	変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置	バンク逆潮流を可能にするための設備投資に要する費用負担について、合理的な在り方を整理する。	平成25年度 早期措置	経済産業省	措置済 配電用変電所のバンク逆潮流を可能とするため、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」及び「電気設備の技術基準の解釈」の改正を平成25年5月31日に実施した。当該改正を受け、配電用変電所においてバンク逆潮流が発生する場合に必要な供給設備の工事費の費用負担については、接続する再生可能エネルギー発電設備からの出力に比例した負担を設置者が行うという整理を行った。具体的には、電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定に基づき、「託送供給約款以外の供給条件」として平成25年7月22日付けで特別承認を一般電気事業者に対して行い、再生可能エネルギー発電設備の受電電力1キロワットあたりの工事費負担額等を定めた。なお、当該供給条件は一般電気事業者において同月23日より適用されている。	-
19	補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用	太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業者が補助事業等により取得した施設について、補助事業者自ら再生可能エネルギーの発電施設を設置し、又は再生可能エネルギーの発電施設の設置のため第三者に有償で設備の貸付(屋根貸し等)を行うに当たり、当該財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合を、各省のホームページ等を通じて明らかにし、広く周知徹底する。	平成25年度 措置	総務省	措置済 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電施設の設置等の財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年1月23日に当省ホームページにて公開。 http://www.soumu.go.jp/menu_yosan/81361_recyclable_energy.html	-
				文部科学省	措置済 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電施設の設置等の財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成25年12月24日に当省ホームページにて公開 http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikai/kaizen/1342673.htm	-
				厚生労働省	措置済 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年2月3日に当省ホームページにて公開 http://www.mhlw.go.jp/topics/2014/02/dl/tp0203-01.pdf	-
				農林水産省	措置済 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成25年12月26日に当省ホームページに掲載し、周知した。 http://www.maff.go.jp/j/aid/riyo_syobun/index.html	-
				経済産業省	措置済 補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、当省の補助事業等の具体的状況を踏まえ、ホームページ等を通じて周知を行った(平成25年12月25日付けで当省ホームページに掲載。 http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/sub_pvpg.pdf)	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
				国土交通省	措置済	補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年2月19日に当省ホームページに掲載し、周知した。 http://www.mlit.go.jp/common/001027968.pdf	-
				環境省	措置済	補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、平成26年1月14日に当省ホームページにて公表。 http://www.env.go.jp/other/zaisan_regf/index.html	-
・環境アセスメント							
20	風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定	風力・地熱発電に係る環境影響評価における国の審査期間について、火力発電所リプレースと同様に、短縮目標(全体で45日程度に短縮)を明示した上で、実効的な審査短縮策を講じる。	平成25年度 早期措置	経済産業省 環境省	措置済	火力発電所リプレースに係る国の審査期間の短縮目標を公表した「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(環境省・経済産業省、平成24年11月27日)に記載の火力発電所リプレースに係る国の審査の具体的方策を、規制改革実施計画閣議決定後、風力・地熱発電所の審査にも適用。国と自治体の審査を同時並行で進めること等により実質的な審査期間を確保した上で、平成25年度は、方法書の審査(実績18件)については、平均14.2日(従来30日程度)、準備書の審査(実績1件)については、17日(従来90日程度)で知事意見の提出から経済産業大臣の勧告を行い、評価書の審査(実績1件)については、評価書の届出から11日(従来30日)で経済産業大臣の確定通知を行っており、手続上、火力リプレースと同等の審査期間の短縮が実現できている。	引き続き、手続期間が短縮されるよう取り組む。
21	風力発電に対する自治体による環境影響評価の審査期間短縮に係る取組の促進	①環境影響評価法対象事業に係る個別案件の都道府県による審査期間及び短縮化できている事例の調査を実施し公表するとともに、最も短縮化できている事例を目安として各都道府県が目標を設定して審査期間の短縮に努めるよう促すための技術的助言(通知)を行う。 ②国におけるこれまでの審査状況(審査のポイントや環境大臣意見の内容など)の紹介や「風力発電施設の環境影響評価に関する参考事例集」の作成・配布等により、様々な機会を通じて自治体の審査期間短縮に係る取組を促す。	①平成25年 6月中旬に措置 ②逐次実施	経済産業省 環境省	措置済	①都道府県の環境影響評価担当部局に対し、「風力発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)」(平成25年6月20日)を发出。 ②風力発電に関する環境省の審査のポイント等を整理した「風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて」(平成25年7月5日)を公表。また、風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例(平成25年6月)を公表。 これらについて、平成25年6月下旬に環境省と都道府県・政令市が定期的に行っている会議において各自治体に説明を行った。	各自治体と、それぞれ取組状況の共有や課題の整理・解決等の取組を引き続き実施する。
22	配慮書手続に先行する環境影響調査の実施による環境アセスメント期間の大幅な短縮の促進	環境アセスメント期間を大幅に短縮させるため、事業者による環境影響調査の前倒し・並行実施を促進するための方策を検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置	経済産業省 環境省	措置済	環境アセスメントの手続における環境影響調査を前倒し、他のプロセスと同時並行で進める実証事業を実施することとし、そのための予算を経済産業省が措置。(平成26年度予算案20.0億円)。	速やかに予算の執行を行う。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
23	風力発電事業における環境調査が省略可能となるモデル地区の拡充	風力発電事業を行う場合、少なくとも1年以上を要する環境調査が省略可能になる「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」により、事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報の収集整備を引き続き行う。また、モデル地区の拡大、自治体からの公募等、事業の拡充を検討する。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	環境省	措置済	平成25年度「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」において、事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報を収集整備するモデル地区を拡大し、自治体からの公募を行いながら実施している。	平成26年度も引き続きモデル事業を実施し、更なる環境基礎情報の収集を行う。
24	風力・地熱発電の環境アセスメントに係る情報の利活用のための環境整備	風力発電所及び地熱発電所の設置に係る環境影響調査をさらに簡素化・迅速化すべく、環境基礎情報や環境アセスメントに関する知見等について統合的に利用できる具体的方策について検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省 環境省	措置済	平成25年度末に、環境省の「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」で収集した環境基礎情報等を事業者や自治体担当者等が利用しやすいようにGISデータで提供するデータベースシステムを仮公開。平成26年度早々に、本公開予定。 また、経済産業省において、前倒し調査に関する情報収集、データベース化のための予算を措置(No22参照)。	環境省において、左記のモデル事業で収集するデータをデータベースシステムに随時蓄積・公表する他、経済産業省が計上した前倒し調査の予算案については、データ収集につながるため、速やかに予算の執行を行う。
25	風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続	「発電所に係る環境影響評価の手引き」等において、地元調整と並行的に事業計画が立案され、立地地点も制約されるなどの発電事業の事業特性を踏まえつつ、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を明確化する。	平成25年度上期措置	経済産業省 環境省	措置済	平成25年9月30日に、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を記載した「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」を公表。 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/fukusuuan.pdf	
26	地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略	地熱発電所設置に係る硫化水素の環境影響評価の簡素化・迅速化のため、拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術の確立に向けた検討を開始する。	平成25年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	「平成25年度地熱発電技術研究開発事業」において、硫化水素拡散予測シミュレーション技術の開発に関する事業を2事業採択し、平成25年7月より研究開発を実施中。	平成27年度末までに研究開発を終了し、措置する。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・火力発電							
27	溶接安全管理検査(火力設備)制度の縮小	火力発電設備におけるボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に関して、設置者に課せられている溶接事業者検査及び溶接安全管理審査の内容の見直しにつき、設置者及び製造者の負担軽減に資するよう、設置者、製造者、専門家等の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第措置	経済産業省	未措置	平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議を経て、溶接民間製品認証の活用による安全管理審査の合理化等の見直しについて了承された。	現在、電気事業法に基づく内規の改正作業中。(平成26年6月施行予定)
・マンション高圧一括受電							
28	既築マンションにおける電力会社受変電設備の資産譲渡	マンション高圧一括受電サービスの導入促進の観点から、一般電気事業者が電力供給している既築マンションを高圧一括受電に切り替える場合について、一般電気事業者資産の受変電設備等をマンション管理組合または一括受電サービス事業者からの求めに応じて、設備品目や買取価格等を含め設備譲渡が公平に行われるよう一部の電力会社が事業者等と調整を行っており、他電力会社も同様の対応を行うこととなっているが、必要に応じてルール化を検討する。	平成25年度 早期措置	経済産業省	措置済	東京電力(株)において、複数のマンション一括受電サービス事業者等との調整を行い、受変電設備等の設備譲渡に必要な社内基準を整備し、平成25年10月21日から適用しているところ。また、当該状況を踏まえ、他の電力会社においても同様の社内基準の整備に向けた取り組みを行い、全ての一般電気事業者が平成25年度内に社内基準の整備を完了し、適用している。 ○マンション一括受電に伴う設備譲渡に係る各社資料 北海道: http://www.hepco.co.jp/corporate/ele_power/mansion/mansion.html 東北: http://www.tohoku-epco.co.jp/abstra/annai/index.html 東京: http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/provide/pole_duct/other/jyouto-j.html 中部: http://www.chuden.co.jp/faq/faq_haiden/3239755_7683.html 北陸: http://www.rikuden.co.jp/sp/syugo/index.html 関西: http://www.kepco.co.jp/business/construction/jigyousya/images/manshon_info.pdf 中国: http://www.energia.co.jp/business/setsujibouto/index.html 四国: http://www.yonden.co.jp/business/dealing/u_pole/facilities_transfer/index.html 九州: http://www.kyuden.co.jp/service_transfer.html 沖縄: http://www.okiden.co.jp/business/apart/index.html	

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
29	高圧一括受電するマンションの高圧部分に関する点検	①需要家の利便性向上の観点から、高圧一括受電するマンションの停電を伴わない点検方法を認めるなど必要な措置について事業者や専門家の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。検討の結果、その実現が困難である場合には、要望者からの技術的アイデア等を踏まえ、点検間隔の延伸等の可能性について検討し、結論を得る。	①平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議を経て、 ①無停電(検査実施箇所は停電するが、各住戸の電気は停止させない方法)での点検方法の一例(1)非常用発電機の活用、(2)移動用電源の活用、(3)系統の二重化、(4)バイパス工法)を明確化するとともに、 ②点検間隔の延伸については、現時点において残る課題が解決すれば延伸を行うことが可能な旨、了承された。 了承された資料等は、下記URLにて公表している。 http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/denryoku_anzen/pdf/005_03_00.pdf	点検間隔の延伸については、現時点において残る技術的課題が解決された際、再度検討を行うこととする。
		②高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の受変電設備に対する停電点検について、3年に1回とできる詳細要件を事業者や専門家の意見を踏まえて明確化する。	②平成25年度上期措置			経済産業省	
30	送配電工事ルールの見直し	受電盤(キュービクル)の設置位置の変更などに伴う電力会社側引込線等の工事における受発注契約・出納・工事実施について、一般電気事業者の営業部門と新電力との間でのイコールフットィングや需要家の負担に留意しつつ検討を行い、その結果を明確化する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	電気事業者間において、受電盤(キュービクル)の移設工事を行う場合の一般電気事業者との契約等の手続きに関し、一般電気事業者の営業部門と新電力の間におけるイコールフットィングや需要家の負担等に留意しつつ検討を実施。需要家が新電力を介さず直接一般電気事業者と契約を行うことは、託送供給約款の契約主体と異なってしまうことや新電力の適切な情報把握が困難になること等の問題が発生するため、受電盤(キュービクル)の移設工事等の契約そのものは新電力が行うこととし、実務的な調整及び工事費の支払など契約以外の行為は、需要家が直接一般電気事業者との間で行うこと、かつ、当該対応を10電力会社において統一して実施することとなった。 上記取扱については、一般社団法人電力系統利用協議会(ESCJ)の定例会(平成26年2月19日開催)において関係者(一般電気事業者、新電力等)の確認・了承を得た後に実施されている。	

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・スマートコミュニティ							
31	特定供給の許可基準における自己保有電源比率の撤廃	電力システム改革により小売全面自由化されるまでの間、電力自由化を見据えた様々な事業者の取組や分散型電源の更なる導入を後押しする観点から、現行制度の枠の中で、自己電源保有比率について事業者の軽減につながる方を柔軟に講じる。 具体的には、特定供給を検討する事業者等との協議も踏まえ、例えば、「自ら電源を保有しなくとも、特定の電源との契約により、需要家への電力供給が確実であれば、自己電源とみなす」「太陽光など自己電源の出力が不安定でも、蓄電池や燃料電池と組み合わせることで一定量の自己電源とみなす」「燃料電池については自己電源とする」等、自己電源についての考え方を明確化したガイドラインを作成・公表する。また、これにとどまらず、今後も引き続き、特定供給を検討する事業者等との協議を行い、必要に応じて当該ガイドラインの見直しを行う。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次 第措置	経済産業省	措置済	特定供給の許可基準における自己保有電源要件の緩和について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平成12・05・29資第16号)」の改正を平成26年3月31日に実施、施行した。 当該改正により、「自ら電源を保有しなくとも、特定の電源との契約により、需要家への電力供給が確実であれば、自己電源とみなす」「太陽光など自己電源の出力が不安定でも、蓄電池や燃料電池と組み合わせることで一定量の自己電源とみなす」「燃料電池については自己電源とする」ことを明示している。	-
32	高圧以上の需要家に適用されるスマートメーター仕様の見直し	需要家の選択肢拡大などスマートメーターの位置付けは今後ますます重要になることから、自由化対象となっている高圧以上の需要家のスマートメーターについて、需要家側のインターフェース標準化(Bルートのデジタルインターフェース化)の検討を行う。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次 第措置	経済産業省	措置済	実装の早期化の観点から、高圧以上の需要家のスマートメーターが現在保有する計測諸量を電文により提供することを前提に、デジタルインターフェースの具備及び標準化に向けた検討を実施。平成26年3月に検討結果をとりまとめ、具体的には、①提供するデータ項目の確定、②標準インターフェース(通信プロトコル)としてECHONET-Liteを採用すること、③通信メディアについては公知で標準的なメディアを採用すること(適切なメディアをリスト化)等を決定した。さらに、当該検討結果を第14回スマートメーター制度検討会において公表した。	-
33	スマートメーターの導入整備に係る通信インフラの調達・構築	スマートメーターの調達に付随する通信インフラの調達に関しては、各社の送配電部門に対してオープンな調達手続を求める。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次 第措置	経済産業省	措置済	「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書においては、スマートメーターの導入に関し、効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことが原則とされており、この考え方に基つき、経済産業省は、各社の電気料金審査を厳正に行ってきたところ。 通信インフラ及び関連するシステムの構築についても、オープンな調達の実施を求めており、各電力会社は、第14回スマートメーター制度検討会において、RFP(Request For Proposal)の実施等の具体的な調達実施計画を公表した。	-
・ガスパイプライン							
34	河川横断するガス導管敷設工事の濁水期(11~5月)以外の施工許可	河川横断するガス導管敷設工事について、地盤等の状況を確認し、河川保全上問題がない場合は、濁水期以外の期間に施工することが可能であることを河川管理者に周知徹底する。	平成25年度 措置	国土交通省	措置済	河川横断するガス導管敷設工事の通年施工については、「河川を横断する管類等の設置許可の運用について」(平成26年3月14日国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官通知)を发出し、周知済み。	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
35	太陽熱利用給湯システム設置時の水道直結に係る規制の見直し	太陽熱給湯システムが給水装置として使用される場合に備えるべき逆流防止の性能について検討を行い、結論を得る。また、太陽熱の蓄熱ユニットから配管する温水と、水量の安定のための逆止弁(必要に応じ更に減圧弁)をつけて水道から並行配管する水を合流させてガス給湯器に接続する場合の安全性を検証するとともに、逆流防止装置の適切な配置やシステム全体として求められる装置の新たな基準の設定の必要性についても検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討開始、平成25年度結論、結論を得次第措置	厚生労働省	未措置	メーカーヒアリングや実機確認により現状を整理するとともに、給水装置の構造材質基準・試験方法の見直しに関する検討委員会において、太陽熱給湯システムの設置に係る技術的課題や水道法との関係を議論し、水道事業者や関係団体等の意見も踏まえ、厚生労働省としての見解を整理した。	整理した内容について、平成26年度当初に全国の水道事業者に対し、課長通知により周知を図る。
・省エネ							
36	環境負荷低減設備における容積率制限緩和に関する包括同意基準整備の設定	ヒートポンプ等を設置する環境負荷低減設備における容積率制限緩和の許可基準について、許可手続の円滑化、迅速化を図るため、各特定行政庁に対し許可基準に関する要綱整備や包括的同意基準を設定することが望ましい旨、改めて周知徹底する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)(平成26年3月31日住宅局市街地建築課長通知)」を发出し、あらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、許可手続の円滑化、迅速化に努めることが望ましい旨を通知したところ。	-
37	特定電気事業等の用に供する施設の容積率制限の特例の制定	特定電気事業、特定規模電気事業および特定供給の用に供する開閉所及び変電所について、建築基準法第52条第14項第1号に基づく特定行政庁の許可による容積率の緩和対象であることについて技術的助言を发出し、周知徹底する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)(平成26年3月31日住宅局市街地建築課長通知)」を发出し、「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(技術的助言)(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)」における建築基準法第52条第14項第1号の許可準則第1項(5)に規定する「電気事業の用に供する開閉所および変電所」については、特定電気事業、特定規模電気事業および特定供給の用に供する開閉所及び変電所も含まれる旨を通知したところ。	-
・エネルギー供給・流通構造のレジリエンス							
38	非常災害時におけるカーフェリー等による危険物(タンクローリ)の輸送	非常災害時には、ガソリン・LPGの緊急海上輸送に対応するため、最低限の安全対策(①旅客定員の制限、②沿海区域を超えない、③必要な防火等の措置を講ずる)を確保していることが確認できれば、地方運輸局長の許可手続は省略し得ることを地方運輸局に通知するとともに、国土交通省ホームページを通じて広く周知徹底する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	「非常災害時におけるカーフェリー等による危険物(タンクローリ)の運送に係る危険物船舶運送及び貯蔵規則の取扱いについて」(平成26年3月27日国海査第491号 国土交通省海事局検査測度課長通達)を发出することにより、地方運輸局に対して周知済み。また、平成26年3月31日に当省ホームページにて公開している。 http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000013.html	-
39	非常災害時における危険物の貯蔵・運搬	災害により危険物施設が被災する等により、平時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、地方公共団体に対してガイドラインを通知する。	平成25年度措置	総務省	措置済	震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるよう、地方公共団体に対してガイドラインを通知(平成25年10月3日)。	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
40	常用ガスタービン・ガス機関・ディーゼル機関発電機の停電・災害等非常時における窒素酸化物排出規制の緩和	常用・非常用を兼用する発電機を非常時に使用する場合に、排出基準等に係る規定の適用を免除するという運用を行った場合における大気環境に及ぼす影響等について評価・検討し、関係法令における規制等との関係も整理した上で、本措置の妥当性について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	環境省	検討中	常用・非常用発電施設稼働時の大気環境への影響調査の基礎資料として発生源情報が必要となることから、自治体へ非常用発電施設等の届出情報の整理について依頼を行うとともに、平成26年度の検討に資する予算措置を行った。	平成26年度中に結論を得る。
41	「工事計画届出書」の期間の短縮	コージェネレーションを設置する場合に必要な工事計画届について、電力需給逼迫時であって、過去において審査を通っている設備と同一仕様、同一材料の設備に取替える場合においては、審査期間の短縮が可能であることを明確化する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済	審査期間の短縮が可能である旨、経済産業省のホームページで公表した。(平成25年6月28日公表) http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshrase/2013/06/250628-1.html	-
42	熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和	天災その他の不可抗力により供給できない場合などにおいては、正当な理由に基づいて一部の需要家に対しては熱の供給を停止する一方、一部の需要家に対しては引き続き熱を供給することは可能であり、仮にこのような行為を行ったとしても熱供給事業法第14条2項4号の「不当な差別的取扱い」にはあたらないことを熱供給事業者に周知する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済	(一社)日本熱供給事業協会(熱供給事業者などで構成)が毎月発行している「会員誌」にて、当該内容を記載し、平成25年7月4日に発行し、熱供給事業者に周知済み。	-
②次世代自動車の世界最速普及							
・水素スタンド							
43	液化水素スタンド基準の整備①(高圧ガス保安法)	液化水素スタンドを市街地にも建設できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において検討し、一般高圧ガス保安規則に液化水素スタンドに係る技術上の基準を整備する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	液化水素スタンドの技術上の基準の整備のため、液化水素のリスク評価とその対応方針について検討を行い、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、液化水素スタンドの基準の整備に関して結論を得たところ。	当該結論を踏まえ、速やかに省令等の改正を行う予定。
44	液化水素スタンド基準の整備②(消防法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策を検討し、結論を得る。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討・結論、結論を得次第措置	総務省	検討中	経済産業省において、高圧ガス保安法上の液化水素スタンドの技術上の基準の整備に関する検討結果が出たことを踏まえ、液化水素スタンドで発生する可能性のある事故が給油取扱所内の他の施設に及ぼす影響並びに給油取扱所で発生する可能性のある事故が液化水素スタンドに及ぼす影響をそれぞれ評価した上で、当該影響を最小限に留めるために講ずべき安全対策を検討するため、平成26年3月に「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討会」(事務局:消防庁)を立ち上げたところ。 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/ekika_suiso/index.html	「液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合の安全性に関する検討会」において、液化水素スタンドを給油取扱所に併設する場合に講ずべき安全対策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
45	液化水素スタンド基準の整備③(建築基準法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省	検討中	経済産業省における液化水素スタンドの技術上の基準の整備に向けた検討状況を把握しつつ、事業者からのヒアリングを通じて、必要な情報収集を行っているところ。	高圧ガス保安法上の技術基準の検討状況を踏まえつつ、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置する予定。
46	水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省	検討中	使用可能鋼材の拡大のため、クロムモリブデン鋼等水素の影響を受ける材料やその他の鋼材について、実験データの取得や安全な設計方法等を検討中。 なお、規制改革の内容に関して、銅合金及び高強度のステンレス鋼の使用等や、従来より使用が認められている鋼材の使用条件(温度・圧力)について、安全上問題がないと結論を得た。	鋼材の使用条件(温度・圧力)の拡大及び銅合金の使用については、パブリックコメントへの対応を行い平成26年4月中旬に例示基準の見直しを行う予定。高強度のステンレス鋼の使用等については、平成26年9月末までに例示基準の見直しを行う予定。
47	水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化	水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できるよう検討し、結論を得次第、省令を改正する。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続を簡略化するためには、技術基準に適合していることを判断するための技術的な判断基準を明確した上で、検討することとしている。現在、手続の簡略化の第一段階として、当該判断基準を作成し、基準発行のための最終手続として、基準に引用する米国及び欧州規格の転載許可を各規格作成団体に申請中。	当該判断基準については、基準発行のための最終手続中であり、引用規格の転載許可がおり次第制定予定。当該基準の制定後(平成26年度以降)、当該判断基準に基づく大臣特別認可の実績を踏まえた上で、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できることについて、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、検討し、結論を得る。
48	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(高圧ガス保安法)	公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る1日当たりの処理能力が30立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行う。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	第二種製造者に該当する水素スタンドの仕様の検討や実証データ取得等について検討を行い、第二種製造者に該当する水素スタンドの技術基準案の策定に向けた考え方を整理した。	当該検討結果を踏まえて、平成26年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令等の改正を行う予定。
49	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備(建築基準法)	小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省	検討中	経済産業省等における第二種製造者に該当する水素スタンドの仕様の検討状況を把握しつつ、事業者からのヒアリングを通じて、必要な情報収集をおこなっているところ。	高圧ガス保安法上の技術基準の検討状況を踏まえつつ、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置する予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
50	高圧ガス保安法における水電解機能を有する昇圧装置の位置付けの明確化	小規模な圧縮水素スタンド等での利用が見込まれる水電解機能を有する昇圧装置について、電気化学反応の特性を踏まえ、高圧ガス保安法上の特定設備への該当性を検討し、結論を得る。	平成25年度検討結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	水電解機能を有する昇圧装置(水素を発生させる差圧式の水電解装置)について、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、保有する圧力(単位:MPa)と圧力容器的内容積(単位:m ³)との積が大きいもの(0.004を超えるもの)は、特定設備検査が必要な特定設備に該当する旨、結論を得た。	当該設備については、当面、特認制度等を活用した上で特定設備検査を行うことで安全性の確認を行う。
51	市街化調整区域への水素スタンド設置許可基準の設定	高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドについては、市街化調整区域にも建築できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを明確化する。	平成25年度措置	国土交通省	措置済	『市街化調整区域に設置される水素スタンドに係る開発許可制度上の取扱いについて(平成25年6月28日付け国都開第3号・国土交通省都市局都市計画課開発企画調査室長通達)』を发出し、高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則第7条の3に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであるなど安全性が確保されている圧縮水素スタンドを建築する目的で行う開発行為について、市街化調整区域においても許可できるよう、都市計画法施行令第29条の7に規定される「給油所等」には水素スタンドが含まれることを各許可権者に周知した。	-
52	市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加	市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省	未措置	圧縮ガスの貯蔵量の上限撤廃について検討を行い、高圧ガス保安法に基づき安全性が確保されている水素スタンドについては、建築基準法に基づく圧縮水素に係る規制を撤廃する旨の結論を得た。	当該結論を踏まえ、速やかに必要な措置を講じる予定。
53	圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度の緩和	圧縮水素運送自動車による水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、圧縮水素運送自動車用複合容器について、充てん、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の燃料装置用容器と同一の85℃に引き上げるよう検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	①NEDO事業として、「トレーラー充填上限温度検討会」において、石油エネルギー技術センターと佐賀大学が連携して実験データの取得などを検討中。 ②圧縮水素運送自動車用複合容器への水素充てん等における上限温度への引き上げについて引き続き検討中。	①平成26年度は、左記検討会に加えて、同時並行的に技術基準案策定のための検討会を立ち上げ予定。 ②当該検討結果を踏まえ、平成26年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令等の改正を行う予定。
54	70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	①水素スタンドの市街地への建設を容易にすべく、プレクーラーに供する冷凍設備に係る保安距離の緩和につき検討し、結論を得る。 ②複合容器蓄圧器について、水素スタンドへの設置の技術上の基準策定につき検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	①、②に関する安全性の確認を行うための調査を実施し、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、安全措置を行った上で実施可能であると結論を得た。	当該結論を踏まえ、速やかに省令等の改正を行う予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・燃料電池自動車							
55	圧縮水素自動車燃料装置用容器の充てん終了圧力の緩和	燃料電池自動車に係る圧縮水素自動車燃料装置用容器(最高充てん圧力70MPaの容器)の充てん終了圧力について、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、85℃で87.5MPaを可能とすべく、速やかに必要な措置を講じる。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	平成25年6月27日、自動車基準調和世界フォーラムにおいて、水素自動車に関する世界技術規則(gtr)が採択されたため、方向性について結論を得ているところ。	現在、高圧ガス保安法に取り込むため容器保安規則等の改正作業等を行っているところ。(平成26年6月目途に施行予定)。
56	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に設置する熱作動式容器安全弁の許容	圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用複合容器に設置する容器安全弁について、例示基準においては、熱作動式容器安全弁のうち溶栓式に限定しているところ、HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)を踏まえ、当該方式以外の熱作動式安全弁を、例示基準に取り入れるべく検討し、結論を得次第、例示基準を改正する。	(圧縮水素自動車燃料装置用容器) 平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	(圧縮水素自動車燃料装置用容器) 平成25年6月27日、自動車基準調和世界フォーラムにおいて、水素自動車に関する世界技術規則(gtr)が採択されたため、方向性について結論を得ているところ。	(圧縮水素自動車燃料装置用容器) 現在、高圧ガス保安法に取り込むため容器保安規則等の改正作業等を行っているところ。(平成26年6月末目処に施行予定)
			(圧縮水素運送自動車用複合容器) 平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置		検討中	(圧縮水素運送自動車用複合容器) 溶栓式以外の熱作動式安全弁の安全性確認について現在検討中。	(圧縮水素運送自動車用複合容器) 当該検討結果を踏まえ、平成26年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに例示基準の改正を行う予定。
57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	検討中	HFCV-gtrのフェーズ2に向けた検討体制について、事業者とともに検討しているところ。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置する予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)	
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況		これまでの実施内容
58	燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化	HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	平成25年6月27日、自動車基準調和世界フォーラムにおいて、世界技術規則(gtr)が採択されたため、方向性について結論を得ているところ。	gtrの国内法規への受け入れについては、現在、高圧ガス保安法に受け入れるため容器保安規則等の改正作業等を行っているところ(平成26年6月末処に施行予定)。
					検討中	認証の相互承認については、経済産業省、国土交通省及び事業者による「燃料電池自動車に係る基準に関する検討会」を実施し、具体的方策(道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の技術基準)の整理の方策について結論を得た。	今後、国連における議論を踏まえ、平成26年度以降も継続的に検討する。
				国土交通省	措置済	平成25年6月、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第160回会合において、燃料電池自動車の安全性に関するHFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一基準)が成立。平成26年2月、燃料電池自動車に係る国内基準を世界統一技術基準に合わせて改正した。	
				検討中	認証の相互承認については、国土交通省、経済産業省及び事業者による「燃料電池自動車に係る基準に関する検討会」を実施し、具体的方策(道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の技術基準)の整理の方策について結論を得た。	今後、国連における議論を踏まえ、平成26年度以降も継続的に検討する。	
59	圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る年号等の表示方法の統一化	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る「容器検査に合格した年月日」、「充てん可能期限年月日」、「附属品検査に合格した年月日」、「容器再検査の年月日」、「附属品再検査の年月日の刻印」及び車載容器総括証票、容器再検査合格証票の年月日の記載について、年号の表示及び年月日の記載順の統一について検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	各年号の表示及び年月日の記載順については、統一することで結論を得た。	年号の表示及び年月日の記載順については、法令上、制限を設けていない部分もあることから、措置の方法について関係者と調整の上、速やかに措置する予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
60	燃料電池自動車に係る車両の継続検査と圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査の有効期限の整合	圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器再検査の有効期限について、自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクルを勘案し、2年1月から2年2月に延長する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済	燃料電池自動車の自動車検査登録制度に基づく車両の継続検査のサイクル及びその制度について調査し、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、容器再検査のサイクルを延長しても安全上の問題がないと結論を得たところ。 当該結論を踏まえて、容器再検査のサイクルを延長するため、平成26年3月31日付けに容器保安規則(経済産業省令第18号)を改正した。	-
61	車載容器総括証票に対するガスの種類の記載追加	①圧縮水素自動車燃料装置用容器にガス充てんする際に確認すべき事項につき、使用者が車載容器総括証票で全て確認できるよう、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を新設すべく検討し、結論を得る。 ②車載容器総括証票の記載事項をより確実かつ簡便に確認できるよう、同票の一部にQRコード又はバーコード等の新たな表示方法を導入することを検討し、結論を得る。	①平成25年度措置 ②平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	一部措置済	①については、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、車載容器総括証票にガスの種類を記載する項目を追加することについて安全上の問題がないと結論を得たところ。 当該結論を踏まえ、平成26年3月31日付けに「容器保安規則に基づく表示等の細目、検査の方法等を定める告示」(経済産業省告示第63号)を改正した。 ②については、QRコード又はバーコード等の新たな表示に関する読み取り方法やQRコード又はバーコードに入力する情報等の技術的な課題等について業界団体に調査中。	①この事項は、規制強化の要望であるため、施行にあたっては経過措置(平成26年6月30日迄)を設けている。 ②については、平成26年度結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令等の改正を行う予定。
62	燃料電池自動車盗難時の届出手続の簡素化	警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登載していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を一般市民、関係団体及び警察官等へ周知を図るなど必要な措置を講ずる。	平成25年度措置	警察庁	措置済	警察庁は、「燃料電池自動車の盗難に係る被害届受理時の対応について(通達)」(平成25年8月1日付け警察庁丁保発第112号)により、警察へ燃料電池自動車の盗難被害届を提出する際、当該自動車が高圧ガスを充てんするための容器を登載していることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を警察官に周知するよう都道府県警察に通達した。	-
				経済産業省	措置済	盗難被害届を警察へ提出する際に、高圧ガス容器が搭載されている燃料電池自動車であることを申告すれば、高圧ガス保安法第63条第1項に規定する届出義務を履行したことになる旨を平成26年3月に一般市民、関係団体等へ周知した。 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/03/260318-1.html	-
63	燃料電池自動車からの一般住宅等への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備	燃料電池自動車を活用して一般住宅等への給電を行う場合において、安全性に関する技術的検証を踏まえ、一定の出力未満の場合は燃料電池自動車を小出力発電設備(一般用電気工作物)として位置付ける検討を行い、必要に応じた法的環境整備を行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	平成26年3月開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会の審議を経て、10kW未満の燃料電池自動車を小出力発電設備(一般用電気工作物)として位置づけることが妥当との結論を得た。	現在、電気事業法に基づく省令等を改正作業中。(平成26年4月以降施行予定)

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
64	電気自動車等からの自家用電気工作物(高圧需要場所等)への給電(V2H)の実施に向けた電気事業法の整備の検討	電気自動車等から自家用電気工作物(高圧需要場所等)へのV2H(自動車を電源として住宅等に給電すること)を行う場合について、検討を行う。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	平成26年3月10日に開催された産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での報告を踏まえ、現行制度で対応可能である旨、「電気設備の技術基準解釈の解説」に追記するとともに、経済産業省ホームページで公表した。(平成26年3月19日公表) http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/03/260319-1.html	-
65	試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査制度の見直し	燃料電池自動車の開発を促進する観点から、公道走行を行わない試験車両に搭載する圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品については、容器保安規則に係る容器検査、附属品検査を不要化する、またはその手続を大幅に簡素化するなど容器検査、附属品検査制度を見直す。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	公道走行を行わない試験車両については、テストコース等における事業者の安全対策を踏まえた上で、平成26年3月10日に開催した高圧ガス小委員会での審議を経て、高圧ガス保安法第48条第5項、容器保安規則第23条に基づく現行の特別充填制度を活用して対応する旨の結論を得た。	-
66	燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備	燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省 国土交通省	検討中	燃料電池二輪車の道路運送車両法の保安基準や高圧ガス保安法の容器等の技術基準策定のための調査に必要な予算を確保し、調査の手法について検討しているところ。	平成27年度末までに二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の技術基準の追加の方策について検討し、結論を得る。
67	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出方法について引き続き検討中。	当該検討結果を踏まえ、平成26年度に結論を得る。その後、必要に応じて、省令等の改正を行う予定。
・天然ガススタンド							
68	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年結論、結論を得次第措置	総務省 経済産業省	検討中	天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討するため、学識経験者、消防機関、関係団体、経済産業省等の参画の下、「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する検討会」を平成25年8月に立ち上げ、天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係るドイツ等の状況調査を行うとともに、停車スペースの共用化に伴って想定される危険性等について検討した。	○平成26年度においては、危険性に対する対策の具体化、必要な安全措置・技術的な検証の要否の検討、要素技術レベルでの技術的な検証等を実施する予定 ○平成27年においては、天然ガススタンド併設給油取扱所の実際の運用や施設の具体的な状況に即した検証実験等による事故リスクに対する対策の有効性・確実性の検証を実施し、結論を得る予定

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
69	天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大	天然ガススタンド及び水素スタンドの整備を促進するため、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法を見直し、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県に対して、その旨周知徹底する。	平成25年度措置	経済産業省	措置済	今後のスタンドの普及計画を踏まえ、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県として、東京都、愛知県、大阪府、福岡県に対し、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法の見直しについて、平成26年3月に検討を要請した。	-
③低炭素社会・循環型社会の実現							
・排出係数							
70	グリーン料金メニュー等への対応に係る地球温暖化対策推進法上のCO2排出係数の見直し	電気の使用を通じてCO2削減に貢献したいとの需要ニーズに対応するため、電気事業者において検討される具体的な料金メニューの内容や固定価格買取制度における排出係数調整の考え方も踏まえつつ、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度において、電気事業者が、全電源平均排出係数に加え、料金メニューに応じたCO2排出係数を算定・報告することや、需要家が料金メニューに応じたCO2排出係数を使用し自らの排出量を算定・報告することについて検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論	経済産業省 環境省	検討中	平成26年2月7日に「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会(第9回)」を開催し、料金メニューに応じたCO2排出係数のあり方等について、検討を開始したところ。 ※検討会実施内容は以下URLのとおり。 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/kento http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment.html#meti0004568	平成26年度中に結論を得る。
・冷媒							
71	冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備	現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、冷凍空調機器の冷媒として円滑に使用できるよう、技術的事項について検討し、検討を踏まえ利用に伴う条件の緩和や適用除外の措置を講じることについて検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省	検討中	現在主に使われている冷媒に比べて、地球温暖化に対する影響が小さいHFC-32等のガスについて、欧米における規制状況の調査を開始し、海外規制の法体系について取りまとめるとともに、国内法規との比較を行った。 平成25年度には、委託事業で「冷凍機等への可燃性冷媒再充填の安全性評価」を行い、検討を進めている。	平成26年度からは、安全性に関する試験データ及び平成25年度の調査結果に基づき、HFC-32等のガスの安全性評価を行い、規制の見直しに当たった課題等を検討する。 なお、平成26年度においても引き続き委託事業によって検討を行う予定。
・地中熱利用							
72	オープンループ方式による地中熱利用ヒートポンプの普及拡大	オープンループ方式を含む地中熱利用ヒートポンプの利用拡大に向けて、国内外の導入事例及びモニタリングデータの検証により地下水・地盤環境への影響のリスク評価を行う。これを踏まえ「地中熱利用にあたってのガイドライン」の更新・改訂について検討を行い、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、結論を得次第措置	環境省	検討中	平成25年度は「地中熱利用の普及方策の構築検討」のなかで最新の地中熱利用方式(オープンループ方式を含む)の情報収集・整理及び地中熱利用と地下水・地盤環境に関する情報収集・整理等について、有識者を含めて検討を行った。	「地中熱利用にあたってのガイドライン」の更新・改訂を含めて、引き続き平成25年度と同様に検討を行う。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・リサイクル							
73	プラスチック製容器包装の再商品化及び入札制度の在り方	容器包装リサイクル法を所管する府省において、入札制度を含め、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方を根本から再検討する。その際、材料リサイクル手法とケミカルリサイクル手法における環境負荷低減の効果、競争促進による経済コストの低下、再商品化製品の価値評価といった観点での検討が重要である。	平成25年度検討開始、平成26年度結論を得次第措置	経済産業省 環境省	検討中	有識者、関係事業者等で構成する経済産業省産業構造審議会及び環境省中央環境審議会の合同会合を平成25年9月から開催し、プラスチック製容器包装リサイクルの再商品化の在り方も含めた、改正容器包装リサイクル法附則に基づく容器包装リサイクル制度全体の施行状況の点検を行っている。	審議会の審議状況を踏まえて検討予定。
74	廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化	廃棄物の該当性判断については、現行の課長通知の定めにもかかわらず、「販売価格より運送費が上回ることのみにより、取引価値はなく廃棄物である」と解釈・判断する自治体があることから、そうしたことを防止し産業副産物の有効利用を促進するよう、「販売価格より運送費が上回ることのみにより、経済合理性がなく取引価値がないと判断するものではない」旨の文書を発出する。	平成25年度上期措置	環境省	措置済	「『規制改革・民間開放推進3か年計画』(平成16年3月19日閣議決定)において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」(平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号)の運用に当たっての一般的な考え方を示した「規制改革通知に関するQ&A集」(※)の改訂(平成25年6月28日)により、廃棄物の占有者がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引き渡す場合において、有償で譲り受ける者が占有者となる以前の廃棄物該当性について、販売価格より輸送費が上回ることをもって直ちに経済的合理性がないと判断するものではなく「行政処分の方針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号)第1の4(2)①エに従って判断するよう、自治体等に対して周知した。 ※ http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/q_and_a.pdf	

保育分野の実施状況等				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容					措置状況	これまでの実施内容	
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期				
保育分野							
1	保育所への株式会社・NPO法人等の参入拡大	経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する。	措置済み	厚生労働省	措置済	-	-
2		「新制度を見据えた保育所の設置認可等について」(平成25年5月15日雇児発0515第12号)発出後の株式会社等多様な主体の参入状況について調査を行い、公表する。	平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年4月現在の状況を調査 ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市	平成26年度も同様に実施予定
3	利用者のニーズに応えた保育拡充	5年間で認可保育所への移行を目指す認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする。	平成25年度に措置し、平成29年度まで措置を行う。	厚生労働省	措置済	○平成25年6月6日及び10月18日付けで安心こども基金の管理運営要領を改正し、改修費や運営費等を支援対象とした。 ○平成25年度補正予算及び26年度予算において「待機児童解消加速化プラン」に必要な経費を一体的に確保	引き続き待機児童解消加速化プランを推進
4		保育所の設置基準は、地方公共団体が条例において定めることとされているところであり、地方公共団体における当該条例の制定状況や当該設置基準の運用状況について、現行制度で保育計画を策定することとされている地方公共団体に対し調査を行い、公表する。	平成25年度以降平成29年度まで毎年度措置	厚生労働省	措置済	○平成25年10月現在の状況を調査 ○調査対象:都道府県、指定都市、中核市、保育計画策定市区町(71自治体)の計180自治体	平成26年度も同様に実施予定
5	保育の質の評価の拡充	保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。	平成25年度措置	厚生労働省	措置済	○厚生労働省において検討事項を整理し、全国推進組織に対して具体的な方策を策定するよう要請した。これを受け全国推進組織において共通評価項目の整理、評価結果の公表手法の見直し、評価手法等を取りまとめたマニュアルの改訂を実施。	○当該結果を踏まえ、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全文改正についてを平成26年度より適用できるよう、各都道府県等を通じ、所管法人及び調査機関に対して当該ガイドラインやマニュアルを周知し、円滑な実施を図る。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況 これまでの実施内容	
6	保育の質の評価の拡充	子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。	子ども・子育て支援新制度の施行までに措置	厚生労働省	検討中 ○内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標とする方向で検討中。	引き続き、子ども・子育て会議において検討
7		保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども・子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。	子ども・子育て支援新制度の施行までに検討・結論	厚生労働省	検討中 ○内閣府に設置された子ども・子育て会議において、第三者評価の受審を進めていくために、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格上評価することとする方向で検討中。	引き続き、子ども・子育て会議において検討
8	保育士数の増加	保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間に5年程度に延長することについて検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省	措置済 ○保育所、認可外保育施設等で働きながら保育士を目指す者の合格免除期間を5年に延長	今後速やかに政省令等の整備を行う。
9		保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について検討し、結論を得る	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省	措置済 ○登録事務に要する期間を7日短縮することで、申請から最短で3週間で登録可能とする。 ○併せて、登録手続中の者であっても、保育所運営費等における一定の者に係る経費を支弁することができるようにする。	速やかに事務処理の見直しを行い実施
10		保育士不足の緊急性に鑑み、保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすることについて検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省	措置済 ○保育士試験の年2回実施についてシミュレーションを行い検討した結果、年2回実施するためには、受験料を少なくとも約8千円引き上げる必要がある。一方、受験者増の効果は一時的であり、数年で年1回の場合と同数程度の受験者数となる。このため、年2回実施しても受験者数は年1回と変わらないが受験料は現行よりも高いという結果になる。 ○したがって、保育士試験の年2回実施は見送ることとするが、保育士の確保に向け、潜在幼稚園教諭(推定30万人以上)の保育士資格取得を支援する。具体的には、一定の実務経験を有する幼稚園教諭について、保育士試験の試験科目免除による資格取得を支援するための総合的な取組を行う。	潜在幼稚園教諭の保育士資格取得支援について、平成26年度試験からの対応を予定

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
11	社会福祉法人の経営情報の公表	全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。	平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置	厚生労働省	未措置	<p>○平成25年度分以降の財務諸表については、</p> <p>①財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化</p> <p>②所轄庁への現況報告書の提出を電子データで行わせることを義務化</p> <p>③ホームページが存在しない法人等については、所轄庁に提出された財務諸表を所轄庁のホームページで公表することを決定した。</p> <p>○その後、規制改革会議より示された「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットingの確立に関する論点整理」を踏まえ、法人の経営状況が明確となるような標準的な様式を整備し、規制改革会議に報告するとともに、関係通知を改正するためパブリックコメントを平成26年3月末まで実施。</p> <p>○現在、パブリックコメントにおける意見を踏まえた修正案を作業中であり、関係通知については、平成26年度当初から適用することとしている。</p> <p>○なお、平成25年度以降の財務諸表の公表の義務化については、事前に所轄庁に対して、周知済みである。</p>	○厚生労働省において、パブリックコメントにおける意見を踏まえた修正案の作業終了後直ちに関係通知の発出を予定。
12		平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。	平成25年9月までに措置	厚生労働省	措置済	<p>○平成25年5月に社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を積極的に公表するよう指導及び所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請。</p> <p>○平成25年6月に社会福祉法人及び所轄庁の取組状況について、各所轄庁に対して調査依頼。</p> <p>○平成25年10月24日第18回規制改革会議で取組状況を報告。</p>	
13		所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。	平成25年9月までに措置	厚生労働省	措置済		
14	事業所内保育施設の助成要件及び認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置に係る見直し	事業所内保育施設を整備する際の助成要件及び国が定める認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置(保育室が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について検討し、結論を得る。	平成25年度中に検討・結論	厚生労働省	措置済	<p>○建築・消防に関する専門家等から構成された「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」を開催し、検討。</p> <p>○3月末に検討会の取りまとめを行い、4階以上に保育室等を設置する場合には、現在認められている「屋外避難階段」だけでなく、「屋外傾斜路」、「特別避難階段に準じた屋内避難階段」(排煙設備等を有するもの)及び「特別避難階段」が新たに認められることとされた。</p>	今後速やかに省令改正を行う。

健康・医療分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・健康・医療分野							
①再生医療の推進							
1	細胞培養・加工の外部委託に係る運用ルールの整備	医療機関から企業等への細胞の培養・加工の外部委託を円滑に進めるため、 ・委託をする医療機関が、委託先の企業等が行う細胞培養加工の全てに責任を負うことがないよう、医療機関及び細胞の培養・加工を行う企業等の責任の範囲や内容について明確化すること ・万が一健康被害が発生した場合に備えて、被害者救済のための補償制度等を整備することなどの運用のルール等を早期に整える。	再生医療等の安全性の確保等に関する法律案の施行の際に措置	厚生労働省	検討中	再生医療等の安全性の確保等に関する法律が、平成25年1月27日に公布(施行日:公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日)され、法の施行に伴い、細胞の培養加工について外部への委託が可能となる。 また、健康被害の補償についても法律において規定しており、今後その詳細について省令で定める予定。	本年、法の施行に向けて、政省令を準備中。
2	合理的かつ利用しやすい「条件・期限付き承認」の導入	「条件・期限付き承認」の導入に際しては、日本発・世界初の再生医療等製品を生み出していく観点から、 ・最初の承認申請する時と、市販後(期限内)に再度承認申請する時とで、求めるデータ等の重複を避けること ・市販後に再度承認申請する時に求めるデータ等は、内容に応じて最適なものとし、過剰なデータ収集等を承認の条件としないことなど、当該制度を合理的かつ利用しやすい制度とする。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行の際に措置	厚生労働省	検討中	薬事法等の一部を改正する法律案については、平成25年11月27日に公布され、1年以内に施行される予定となっている。	再生医療等製品の条件・期限付承認後の申請の際に添付される資料は、当該製品の有効性及び安全性が確認されることを説明する上で必要かつ十分なデータの提出を求める予定である。
3	遺伝子治療用医薬品に関する確認申請制度の薬事戦略相談への移行	遺伝子治療用医薬品については、再生医療製品との共通点も多くあることから、両者間で指導監督内容に齟齬がないよう配慮する。今国会に提出された薬事法等の一部を改正する法律案において「条件・期限付き承認」の対象として明確化されたところだが、その確認申請制度についても再生医療製品同様に薬事戦略相談で代替することを早急に検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済み	「遺伝子治療用医薬品における確認申請制度の廃止について」(平成25年7月1日付け厚生労働省医薬食品局長通知)により、遺伝子治療用医薬品における確認申請制度を廃止し、薬事戦略相談を活用することとしたところであり、措置済みとなっている。	
4	先進医療の大幅拡大	保険診療と保険外の安全な先進医療を幅広く併用して受けられるようにするため、新たに外部機関等による専門評価体制を創設し、評価の迅速化・効率化を図る「最先端医療迅速評価制度(仮称)(先進医療ハイウェイ構想)」を推進することにより、先進医療の対象範囲を大幅に拡大する。このため、本年秋をめどにまず抗がん剤から開始する。	本年秋をめどにまず抗がん剤から開始	厚生労働省	措置済み	抗がん剤について新たな専門評価体制を創設し、平成25年11月29日から運用を開始した。(独)国立がん研究センターに委託)	「産業競争力の強化に関する実行計画」(平成26年1月24日閣議決定)において、先進医療の評価の迅速化・効率化を図る「先進医療ハイウェイ構想」に基づいて、抗がん剤に続き、再生医療、医療機器についても、これら分野の審査に特化した専門評価組織を平成26年度中に立ち上げ、運用を開始することとしている。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
5	細胞入手の円滑化	倫理面への配慮を前提に、患者(及び家族)の同意を条件として、手術等で摘出された組織より採取された余剰細胞の研究活用が可能であることを、医療機関と研究機関との連携等の実施例(実務的な要件を含む。)とともに、周知する。併せて、無償で提供された後の細胞を有効に活用できるよう、事業として成り立つ仕組みを検討する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省	措置済	本年1月に、研究機関に対し細胞の利用に関する医療機関と研究機関との連携例について実態把握のための調査を実施し、調査を踏まえ、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行とともに、周知を図っていくこととした。 また、再生医療等の安全性の確保等に関する法律において、細胞の培養加工を行う事業者が遵守すべき事項を示し、許可を与えることにより、民間企業が医療機関からの委託事業として、細胞の培養加工を行うことを可能とした。	調査結果を踏まえ、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行とともに、医療機関と研究機関の連携例を周知する予定。また、特定細胞加工物製造事業者の遵守事項等について、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づき、省令で定める予定。
②医療機器に係る規制改革の推進							
6	医療機器の特性を踏まえた認証基準の見直し	審査の迅速化・審査期間の予見可能性の向上を図り、医療機器メーカーの開発インセンティブを促進する観点から、医療機器の審査に当たり、その特性を踏まえ、認証基準についてISO、IECなど国際基準も活用することも含めて、安全性を満たしつつ、より必要な要件に絞った基準を適用する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省	措置済	「部位限定X線CT診断装置等」、「常電導磁石式乳房用MR装置等」及び「MR装置用高周波コイル」の認証基準に国際規格である国際電気標準会議(IEC)の規格を追加することについて、パブリックコメントの募集(H25年12月18日からH26年1月17日まで)を行い、この結果を踏まえて本年3月に認証基準の改正を行った。	引き続き左記施策のための検討を進めていく。
7	医療機器に係る認証基準の計画的な策定	高度管理医療機器に係る認証基準について、当面、申請件数や承認審査の負担が大きいと考えられる医療機器を優先的に、認証基準の整備計画を策定・公表する。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行までに措置	厚生労働省	検討中	・「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号。以下「改正法」という。)が平成25年11月27日に公布された。現在、施行に向けて、認証基準に新たに定める具体的な移行品目及び基準の内容について検討している。 ・平成26年度予算において、高度管理医療機器認証基準の作成に必要な独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の職員5名分の人件費を計上している。	引き続き具体的な移行品目や認証基準の内容の検討を進めていく。
8	医療機器の開発インセンティブを高める保険制度	医療機器の保険償還価格については、医療機関が患者に最適な医療機器を選択できるようにするとともに、メーカーの開発インセンティブを高めるため、補正加算などにおけるイノベーションの適切な評価を行うとともに、革新的な製品についての市場の評価がより適切に反映されるよう、機能区分の新設及び細分化を進める。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済	平成26年度診療報酬改定に併せて保険医療材料制度の見直しを行い、より革新性の高い医療材料についてのイノベーションの評価を行うために、迅速な保険導入に対する評価の継続、画期性加算や有用性加算を受ける機能区分を新設した製品(10%以上の補正加算を受けたものに限る)を対象とした機能区分の特例、補正加算要件の追加等を行った。また、既存の機能区分に係る細分化等の手当を行った。	引き続き、医療機器の適切な評価の方策について検討していく。
9	医療機器に係る登録認証機関の能力向上	登録認証機関の業務規程について厚生労働大臣の関与を強化することや、登録認証機関の能力向上のためのプログラムを整備するなど、実質的な審査能力を向上させる方策について検討する。	薬事法等の一部を改正する法律案の施行に合わせて結論、随時措置	厚生労働省	検討中	登録認証機関の指導・監督業務の強化と審査員の力量の向上を図るため、改正法において、登録認証機関の「業務規程」について、厚生労働大臣への届出制から認可制にするとともに、登録認証機関に対する指導・監督業務を、厚生労働省から製品審査や適合性調査の専門性を有するPMDAに委任できるようにした。 また、登録認証機関の審査体制の適正化と認証基準に対する基準適合性審査の考え方などを共有するための研修会の開催を検討している。 以上の対応を行うため、平成26年度予算において、PMDA職員4名分の人件費及び事務経費を計上している。	引き続き左記施策のための検討を進めていく。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
10	中古の高度管理医療機器等の販売等に係る事前通知の合理化	中古の高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器に係る製造販売業者からの指示の発出について、リコール等により不確実な要因を有する場合は、それを除き、それを受ける販売業者等にとって予見が可能な運用を検討する。また、中古医療機器が新たな医療機関等に販売等される前に、複数の販売業者等において移転される範囲においては、一定条件の下で販売等に係る事前通知等が重複して必要とならないように効率化する方策を検討する。	平成25年度検討・結論	厚生労働省	措置済	・事前通知制度の効率化については、製造販売業者による中古医療機器に関する指示を受ける販売業者等にとって予見が可能な運用を検討した結果、製造販売業者が指示を出すまでの期限(事前通知から1ヶ月以内)の設定等を内容とする通知を平成25年10月18日付で発出した。 ・中古医療機器を最初に販売に供しようとする販売業者及び最終的に医療機関(エンドユーザー)に対して販売しようとする販売業者以外の中間販売事業者については、製販業者に対する事前通知を不要とする方向で検討している。	引き続き、左記の検討を進めていく。
11	電気医療機器に使用される部品等への電気用品安全法適用の見直し	電氣的に作動する医療機器に使用される部品(ACアダプタ等)について、薬事法に基づく承認や認証において求める電氣的な安全基準及びその適合性確認の手續に関して、電気用品安全法が求めるものと同等以上の水準が確保できた場合は、電気用品安全法に基づく検査を省略する等の簡素化を検討する。	平成25年度検討・結論	経済産業省 厚生労働省	措置済	電氣的に作動する医療機器に使用される部品(ACアダプタ等)について、薬事法に基づく電氣的な安全基準及び適合性確認手續を確認した結果、以下のものについては、電気用品安全法が求めるものと同等以上の水準が確保されていることが確認できたため、電気用品安全法の規制対象から除外する。 高度管理医療機器及び管理医療機器の内、電氣的な安全基準にJIS T0601-1:2012等を適用しているACアダプター(直流電源装置)	平成26年度秋頃 電気用品安全法施行令等の整備
③一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備							
12	いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にし、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、安全性の確保(生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置(加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	検討中	有識者(学識経験者、消費者の代表及び事業者の代表)で構成される「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を平成25年12月20日に設置し、現在までに3回開催した。	検討会については、月1回程度の頻度で開催し、平成26年の夏頃を目途に検討会の報告書を取りまとめ、その後、これを踏まえ、必要な法令等の改正、制度の周知を行う予定。
13	特定保健用食品制度におけるサプリメント等の形状規制の廃止の周知徹底	現行の特定保健用食品制度において、錠剤、カプセル等形状の食品(サプリメントを含む。)を認めることを改めて明確にするとともに、指導等の内容に齟齬がないよう各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部(局)に対して周知徹底を図る。	平成25年度措置	消費者庁	措置済	平成26年3月31日付け消費表第54号にて再周知した。	-

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
14	食品表示に関する指導上、無承認無許可医薬品の指導取締りの対象としない明らかに食品と認識される物の範囲の周知徹底	食品表示に関する指導において、薬事法における「無承認無許可医薬品の指導取締り」の対象としない「明らかに食品と認識される物」の範囲を運用上も明確にするため、厚生労働省は、その範囲について周知徹底する。併せて食品表示に関する規制における虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の際に、薬事法における指導取締りとの齟齬がないよう、消費者庁は、各都道府県、各保健所設置市、各特別区の衛生主管部(局)に上記の「明らかに食品と認識される物」の範囲及び虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の根拠等について周知徹底する。	平成25年度措置	消費者庁 厚生労働省	未措置	消費者庁では、いわゆる健康食品における景品表示法上の不当表示(優良誤認)及び健康増進法上の虚偽誇大広告に関する考え方や判断基準を明示するため、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項」を作成し、平成25年12月24日に公表した。 また、消費者庁では、いわゆる健康食品の表示に係る不当表示(優良誤認)事案として、平成25年度において3件の措置命令を行った。 なお、「明らかに食品と認識される物」の範囲は、厚生労働省が、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて(昭和46年6月1日 薬発第476号)」を发出しているところ、周知徹底を行うため平成26年3月31日に同通知を再度各都道府県・保健所設置市・特別区宛てに发出した。	平成26年5月16日、消費者庁は、「『明らかに食品と認識される物』の範囲及び虚偽誇大な表示等に該当するものの指導の根拠等について(平成26年5月16日 消費対第244号)」を、各都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部局及び各都道府県の消費者行政主管部局に发出した。
15	消費者にわかりやすい表示への見直し	特定保健用食品や栄養機能食品においても、適切な摂取を促すとともに、消費者の選択に資する分かりやすい表示について検討の上、早期に見直しを図る。併せて、表示を行う事業者等が、表示に関するルール(広告等との違いを含む。)を的確に理解でき、適切な表示(及び広告等)がなされるよう、現在、法・制度ごとにあるガイドラインやパンフレット等を、医薬品との判別も含めて、食品表示全般に係るものとして一本化する。	平成25年度検討・結論、平成26年度上期措置	消費者庁 厚生労働省	未措置	特定保健用食品については、適切な摂取を促すための表示等について審査基準の通知に盛り込むこととした。 栄養機能食品については、消費者にとって分かりやすい表示に係る課題整理を行った。	特定保健用食品については、「16. 特定保健用食品の許可申請手続きの合理化、迅速化」にあわせて措置を行う予定。 栄養機能食品については、厚生労働省で策定される次期食事摂取基準等も踏まえ、見直しを行う予定。 これらの措置にあわせて、消費者、事業者双方にとって、表示に関するルールが的確に理解できるよう、必要な措置を行う予定。
16	特定保健用食品の許可申請手続きの合理化、迅速化	特定保健用食品の許可申請手続きについて、有効性及び安全性の確認を前提として、審査工程の見直しを行うことで審査の合理化、迅速化を図り、申請企業の負担を軽減する。これに当たり、これまで申請されたものの許可に至らなかった件数(申請者が取り下げたケースも含む。)や、手続きの負担(費用、期間等)がその要因と考えられる事例等を把握し、改善点を明確にし、審査内容、手続きの透明化も含め、見直しに至るまでの具体的な工程表を策定・公表する。	平成25年度上期工程表策定・公表、平成25年度検討・結論、平成26年度措置	消費者庁 厚生労働省 内閣府	未措置	特定保健用食品の表示許可申請に係るヒト試験のデザインをより明確に提示するため、特定保健用食品の審査基準の通知の改正案を作成した。現在、措置に向け、関係する審議会の意見を聴取しているところ。	関係する審議会からの意見も参考しつつ、速やかに措置を行う予定。
17	栄養機能食品の対象拡大	栄養表示基準や食事摂取基準との整合を図るとともに、海外の事例も参考に、栄養機能を表示できる対象成分を拡大する。	平成25年度検討、26年度結論・措置	消費者庁	検討中	対象成分の追加に係る課題整理を進めている。	厚生労働省で策定される次期食事摂取基準の内容を踏まえ、対象成分を追加する予定。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
④医療のITC化の推進							
18	一般用医薬品のインターネット販売	一般用医薬品については、インターネット販売を認めることとする。その際、消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で行うこととする。ただし、「スイッチ直後品目」及び「劇薬指定品目」については、他の一般用医薬品とはその性質が異なるため、医療用に準じた形での慎重な販売や使用を促すための仕組みについて、その成分、用法、用量、副作用の発現状況等の観点から、医学・薬学等それぞれの分野の専門家による所要の検討を行う。秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。 検討に当たっては、インターネット販売か対面販売かを問わず、合理的かつ客観的な検討を行うものとする。	本年秋頃までに結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省	措置済	一般用医薬品の適切な販売ルール等を整備する「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」(平成25年法律第103号)、「薬事法施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第25号)及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第8号)がそれぞれ平成25年12月13日、平成26年2月5日及び同月10日に公布され、同年6月12日から施行することとなった。また、この改正により、一般用医薬品のインターネット販売が認められることとなる。	平成26年6月12日の施行に向けて、都道府県等や関係団体への周知を図っていく。
19	医療情報の利活用のための工程表の策定	医療における国民の満足度と効率を飛躍的に高めるために、医療ICT化を本格的に加速化する。地域の医療提供体制の状況等を踏まえた医療機関の機能分化と連携・大規模集約化、個人及び保険者による健康管理・医療費管理の促進、匿名化された医療データの利活用など、規制、制度改革を含む我が国医療の課題に対応するために、厚生労働省が主体となって高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)等と連携して、医療のICT化の全体構想(5年後・10年後)とその実現に必要な工程表を早急に策定する。	平成25年度措置	内閣官房 厚生労働省	措置済	平成26年3月31日に、厚生労働省Webサイトにおいて「健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について」等を公表した。 (参考) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042500.html	
20	遠隔医療の推進①	対面診療と組み合わせた遠隔診療において、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られたものから、特定疾患治療管理料、在宅療養指導管理料等について診療報酬の算定を認めることを中央社会保険医療協議会において検討する。また、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化する。	平成26年度診療報酬改定に合わせ検討・結論	厚生労働省	措置済	平成25年12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、対面診療と組み合わせた遠隔診療における特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定について検討を行ったところ、対面診療と組み合わせた遠隔診療の実施施設は増えているものの、現在、調査研究を行っている段階であり、特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定を認めることについては、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応することとした。 また、「いわゆる「遠隔診療」を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合について」(平成25年5月13日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、遠隔診療を行う際に処方せん料の算定が可能となる場合を明確化した。	対面診療と組み合わせた遠隔診療における特定疾患療養管理料、在宅療養指導管理料等の算定については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応を検討する。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
21	遠隔医療の推進②	心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリングによる場合)については、4ヶ月に1度に限り対面診療を行った際に算定することとされているところ、安全性、有効性等についてのエビデンスが得られていることを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長すること、併せて、一定期間ごとに分割しての算定を可能とすること等を中央社会保険医療協議会において検討する。	平成26年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済	平成25年12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料の対面診療の頻度、非来院時の指導管理の評価について検討を行ったところ、ペースメーカーの添付文書に数か月毎のフォローアップ(電池の消耗、合併症発現の有無等の確認)が必要であると記載されており、対面診療の間隔の延長については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応することとした。また、非来院時の指導管理の評価については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)において、遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料は、非来院時の指導管理の評価も含めて点数が設定されていることを明確化した。	遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料の対面診療の間隔の延長については、安全性、有効性等に関するエビデンスが十分に収集された場合に対応を検討する。
22	カルテ等の電子化	カルテに貼付け等することとされている各種文書について、電子媒体での管理のみでよいことを明確化する。	平成25年7月までに措置	厚生労働省	措置済	「診療録に貼付等する書面の電磁的記録による保存について」(平成25年7月30日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、電磁的記録により保存した書面を、診療録に貼付等された書面とみなして取り扱うことが可能であることを明確化した。	-
23	処方箋の電子化	処方箋の電子化の実現に向けた具体的な工程表を策定する。この際、処方箋の電子化を実現する医療ネットワークの構築に当たっては、社会保障・税番号制度に基づく個人番号カードの普及を踏まえた上で当該カードを最大限に活用するものとする。(特に、医療機関受診の際に複数枚のICカード等を持参する必要がないようにする。)	平成25年度上期に措置	厚生労働省	措置済	平成25年9月30日に、厚生労働省Webサイトにおいて「電子処方箋の実現に向けた工程表」を公表した。 (参考) http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000022903.html	-

雇用分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・雇用分野							
1	ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について取りまとめ、周知を図る。	平成25年度検討開始、平成26年度措置	厚生労働省	検討中	○平成25年9月から「多様な正社員」の普及・拡大のための有識者懇談会を設置し、これまで8回開催。多様な正社員制度を導入している企業8社や労使団体からヒアリングを実施し、制度導入のメリット、処遇、転換制度、労働条件明示等を議論。	平成26年年末をメドに、多様な正社員の活用に当たっての雇用管理上の留意点をとりまとめ。なお、今年度、多様な正社員のモデルとなる好事例等を幅広く収集し、雇用管理上の留意点と併せて、周知を図る。
2	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し	企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制をはじめ、労働時間法制について、ワークライフバランスや労働生産性の向上の観点から、労働政策審議会での総合的に検討する。労働政策審議会での検討の基礎資料を得るべく、平成25年上期に企業における実態調査・分析を実施し、平成25年秋に労働政策審議会での検討を開始し、結論を得次第措置を講じる。	平成25年上期調査開始、平成25年秋検討開始、1年を目途に結論、結論を得次第措置	厚生労働省	検討中	○平成25年9月27日から労働政策審議会労働条件分科会で検討を開始。 ○10月30日の労働条件分科会において、時間外・休日労働等の実態把握調査の結果を報告。 ○データ分析結果に基づく議論を年内で一巡し、平成26年1月から具体的議論。1月15日は弾力的労働時間制度について、2月3日は割増賃金、長時間労働対策等について議論し、2月25日は、これまでの議論の状況を整理。	議論の状況の整理を踏まえ、平成26年秋に結論を得るべく、4月以降さらに議論を深めていく予定。
3	有料職業紹介事業の規制改革	民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能強化の観点から、利用者の立場に立った有料職業紹介制度の在り方について引き続き問題意識を持ちつつ、当面、求職者からの職業紹介手数料徴収が可能な職業の拡大について検討する。	平成25年度検討開始、平成26年度早期に結論	厚生労働省	検討中	○紹介事業者、求人企業、求職者を対象とした調査や関係者へのヒアリングを行うなど、現状把握を進めているところ。	平成26年度早期に結論を得るべく、引き続き検討を進めていく。
4	労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度については、下記の事項を含め、平成25年秋以降、労働政策審議会において議論を開始する。 ①派遣期間の在り方(専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間が異なる現行制度) ②派遣労働者のキャリアアップ措置 ③派遣労働者の均衡待遇の在り方	平成25年検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	○平成24年10月より、学識経験者からなる研究会を開催し、労働者派遣制度の今後の在り方について検討を行い、平成25年8月20日に報告書をとりまとめた。 ○その後、平成25年8月30日より、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において検討が開始され、平成26年1月29日に報告書がとりまとめられ、同日厚生労働大臣に建議された。 ○当該建議に基づき、労働者派遣法改正法案を作成し、平成26年3月11日に閣議決定され、同日国会に提出されたところ。	

創業等分野の実施状況等

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
・創業等分野							
①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出							
1	クラウド・ファンディングの活用	新興・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、金融仲介機能の充実を図る取組として、株式形態を含め、インターネット等を通じた資本調達(クラウド・ファンディング)の枠組みの整備について検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、クラウドファンディングの利用促進について検討が行われ、下記①、②を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①投資型クラウドファンディングを取り扱う業者について参入要件を緩和する。 ②投資者保護のためのルールを整備する。	本報告書の提言を踏まえ、必要な改正事項を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。
2	新規上場時の企業情報開示の合理化	新規上場のコストを低減させる観点から、有価証券届出書において提供が求められる財務諸表の年数限定や、内部統制報告書の提出に係る負担を一定期間軽減するなど企業情報開示の合理化について検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、下記①、②を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①新規上場時に提出する有価証券届出書における財務諸表を、過去5事業年度分から過去2事業年度分に軽減する。 ②新規上場後3年間に限り、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択可能とする。	本報告書の提言を踏まえ、必要な制度整備を行う。法改正が必要な事項(②)については、同事項を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。
3	グリーンシート制度の見直し	グリーンシート制度の在り方を見直し、地域に根ざした企業等について、企業の会社情報の定期的な開示義務や適時開示義務、インサイダー取引規制の面で上場企業等と比べてより簡易な手続きでの資本調達・換金を可能とする枠組みについて検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、非上場株式の取引・換金のための枠組みについて検討が行われ、非上場株式の一定の取引・換金ニーズに応えるために新たな非上場株式の取引制度を整備することを盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。	本報告書の提言を踏まえ、必要な改正事項を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。
4	プレ・マーケティング等の概念の整理	諸外国における規制の状況を踏まえつつ、有価証券届出書の提出前の市場ニーズ調査等のための投資家への接触に係る規制の在り方について検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、「届出前勧誘」に該当しない行為の明確化について検討が行われ、ガイドラインにおいて勧誘に該当しない行為を明確化することを盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。	本報告書の提言を踏まえ、「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)の改正を行う。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
5	新規上場時における最低株主数基準などの緩和	新興市場における新規上場を容易にする観点から、上場時に取引所が要求する株主数などの形式基準の見直しの方向性について、取引所において、一定の流動性の確保に留意しつつ検討を行い、結論を得るよう要請する。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、新興市場における新規上場時の株主数基準について、「円滑な取引に支障が生じない範囲において、より低い水準に下げ余地がある」ことを盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 同報告書を踏まえ、東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引所規則の改正が行われ、平成26年3月31日付で、東証マザーズ・JASDAQ及び名証セントレックス市場における新規上場時の株主数基準が300人から200人へと引き下げられた。	
6	有価証券発行までの期間の短縮等	上場企業の資金調達を円滑化する観点から、発行登録書の記載事項を整理するなどの検討を行うとともに、周知性の高い企業については、開示関係書類の効力発生期間を短縮する等の検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、下記①、②を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①発行登録書を提出した企業について、有価証券報告書等が提出されたことに係る訂正発行登録書の提出を不要とする。 ②「特に周知性の高い企業」が一定の条件の下に行う有価証券の募集・売出しについては待機期間の撤廃を可能とする。	本報告書の提言を踏まえ、必要な制度整備を行う。法改正が必要な事項(①)については、これを盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。
7	虚偽記載等に係る賠償責任の見直し	新興・成長企業等が新規上場を躊躇することがないよう、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した会社が負担する、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任について、無過失責任となっていることが適切に検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、虚偽記載等を行った上場企業が流通時の投資者に負う金融商品取引法上の損害賠償責任を「無過失責任」から「過失責任」に変更すること等を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。	本報告書の提言を踏まえ、必要な改正事項を盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。
8	大量保有報告制度の見直し	大量保有報告制度について、証券市場の公正性や透明性に留意しつつ、例えば、自己株式を大量保有報告書の対象有価証券から除外する、提出者が個人である場合における記載事項を見直すなど大量保有報告書の提出者の負担軽減を図る方策について検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会に「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」を設置。同審議会において、下記①～⑥を盛り込んだ報告書が取りまとめられた(平成25年12月25日公表)。 ①大量保有報告制度の対象となる株券等から自己株式を除外する。 ②大量保有報告書の提出者等が個人である場合の記載事項について、住所における「番地」の記載、「生年月日」の記載を、公衆縦覧の対象から除外する。 ③短期大量譲渡報告の記載事項について、「僅少な株券等の譲渡先」に関する記載を不要とする。 ④変更報告書の同時提出義務を廃止する。 ⑤発行体企業に対する大量保有報告書等の写しの送付義務を不要(EDINETへの掲載をもって代替)とする。 ⑥訂正報告書の公衆縦覧期間の末日を、訂正の基礎である大量保有報告書等の公衆縦覧期間の末日と同一にする。	本報告書の提言を踏まえ、必要な制度整備を行う。法改正が必要な事項(①、③、④、⑤、⑥)については、これを盛り込んだ金融商品取引法等の一部を改正する法律案を第186回国会に提出したところ(平成26年3月14日)。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	検討中	総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ『金融商品取引法等の一部を改正する法律』(平成24年法律第88号)に係る関係府令等(行為規制に係る部分を除く)を整備したところ(本法と合わせて平成26年3月11日に施行)。	引き続き、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。
10	行為規制の整備	行為規制については、垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方の下で、関係法令を整備する。	平成25年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	検討中	総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、引き続き検討を行っているところ。	早期に結論が出るよう、引き続き検討を進める。
11	ヘッジ会計指針の明確化	商品先物取引について、ヘッジ会計における実務指針に関する具体的なニーズを調査・把握し、所要の対応を検討する。	平成25年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	措置済	ヘッジ会計における実務指針について、関係企業からニーズを調査・把握し、企業会計基準委員会に要望を提出した。これを受けて、平成26年3月18日の公益財団法人財務会計基準機構「基準諮問会議」において、企業会計基準委員会において検討を進めることが了承された。	企業会計基準委員会において、要望を受けた具体的な対応が検討される予定。
12	顧客勧誘時の適合性原則の見直し等	「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」において、適合性の原則の確認に関し、年齢、収入、資産等の具体的な考慮要素を踏まえ、総合的な判断を合理的に行えることを明確化する。また、勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。	平成25年度 措置	農林水産省 経済産業省	検討中	商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正について検討を行った。 ※改正案に関するパブリックコメントを平成26年4月より実施。	パブリックコメント等を踏まえながら、検討を進める。
②インフラの整備・開発に係るビジネスチャンスの創出・拡大							
13	容積率の緩和(特例制度活用事例の調査)	老朽化したマンションや既存不適格マンションの建替えが円滑に進むよう、容積率制限を緩和する特例制度の活用により、老朽化したマンション等の建替えが行われた事例について調査・検証し、その結果を公表する。	平成25年度 措置	国土交通省	措置済	老朽化マンション等の建替えにあたって、総合設計制度を活用して容積率を緩和した10事例について調査・検証を行い、建替えにあたって容積率の緩和によりマンションの戸数を増やすなど区分所有者の費用負担が軽減されたことが、建替えが可能となった要因の1つとなったこと、また、うち2事例では、東京都が導入した「共同住宅建替誘導型総合設計制度」を活用したことでより建替えが容易になったこと等について公表した。	

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
14	老朽化マンションの建替え等の促進について	老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	法務省 国土交通省	措置済	国土交通省において、耐震性不足のマンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度の創設や、耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えの際の容積率制限の緩和措置を内容とする「マンション建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案」を第186回通常国会へ提出したところ(平成26年2月28日閣議決定)。加えて、国土交通省において、予算措置として、専門家による相談体制等を構築するための予算を平成26年度当初予算に計上したところ。	—
15	先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化①(手続期間の短縮)	先進自動車の公道走行試験に係る大臣認定手続の簡素化・迅速化を図ることにより、大臣認定の取得に係る手続期間を概ね6週間とし、その旨を認定要領に記載する。	平成25年度 措置	国土交通省	措置済	平成26年2月12日に「道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領」(平成14年10月25日付け国自審883号)の一部を改正・施行し、大臣認定の取得に係る手続期間を原則6週間とする旨明記した。	—
16	先進自動車の公道走行試験に係る手続の迅速化②(軽微な変更の事後届出の検討)	一旦、大臣認定を取得した後に、車両の一部や試験計画を変更する場合において、変更内容が軽微なものについては、事前承認を要することとせず事後届出とすることについて、事業者の意見も踏まえ検討し、検討結果について関係者に周知する。	平成25年度 措置	国土交通省	措置済	事業者の意見も踏まえ、平成26年2月12日に「道路運送車両の保安基準第56条第4項の規定による試験自動車の認定要領」(平成14年10月25日付け国自審883号)の一部を改正・施行し、大臣認定の取得後に軽微な変更を行った場合には、事前承認を要することとせず事後届出で良いとする旨明記し、事業者にも周知した。	—
③国民の利便性の確保や事業の効率化・低コスト化による最適なビジネス環境の整備							
17	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)①	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、規制改革会議・創業等ワーキング・グループ報告書(平成25年6月5日公表)に記載された、ビッグデータの利用に関する「問題意識」(3頁)も踏まえつつ、ビッグデータの利用に資する例を含む形で、「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」の改訂を行う。	平成25年度 上期措置	消費者庁	措置済	「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」に、個人情報の匿名化に関する4つの質問及び回答を追加し、消費者庁ウェブサイトにおいて公表した。	—
18	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)②	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン(※)で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 (※)27分野40ガイドライン	平成26年 上期措置	内閣官房 消費者庁	検討中	パーソナルデータに関する検討会の下に設置された、技術検討ワーキンググループにおいて、平成25年9月から11月にかけて、合理的な匿名化の水準について検討を行った。	技術検討ワーキンググループにおける検討結果を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)	
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況 これまでの実施内容		
19	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)③	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。	平成26年措置	警察庁	検討中	担当部署において検討を開始したが、規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえ検討を要するところ、未だ当該ガイドラインが策定されていないことから最終的な結論には達していない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインが策定された後、その内容を踏まえつつ、速やかに所管ガイドラインの改定を行う。
				金融庁	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当庁のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				総務省	検討中	【電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン】 平成25年11月より、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において、プライバシー等への適切な配慮の下で、電気通信事業者が取り扱う位置情報のビジネス活用を促進するにあたっての課題と方策について検討しているところ。	【電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン】 左記検討会の結果(平成26年度上期)、並びに内閣官房及び消費者庁における合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定結果を踏まえ、当該措置の電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインへの明確化について検討を行う。
					未検討	【上記以外のガイドライン等】 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき内閣官房及び消費者庁において策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、当該ガイドラインが未策定の現時点では検討は行っていない。	【上記以外のガイドライン等】 内閣官房及び消費者庁における合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、当該ガイドラインを踏まえ、当省のガイドライン等における合理的な匿名化措置の明確化について検討を行う。
				法務省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について、検討を行う。
				外務省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				財務省	未検討	規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	措置状況 これまでの実施内容	
				文部科学省	未検討 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				厚生労働省	未検討 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				農林水産省	未検討 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				経済産業省	未検討 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				国土交通省	未検討 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う。
				環境省	未検討 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、平成26年上期に内閣官房及び消費者庁が策定することとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討する必要があり、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドライン等の改訂について検討を行う予定。
				防衛省	未検討 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき策定されることとなっている、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを踏まえて検討するため、現時点では検討は行っていない。	合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインの策定後、その内容を踏まえつつ、当省のガイドラインの改訂について検討を行う。

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
20	信書便市場の競争促進	郵便・信書便分野における健全な競争による多様なサービス創出を促進する観点から、信書の送達ユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲(特定信書便事業者が扱える信書便の大きさや重量、送達時間及び料金に係る限定)の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、市場参入を検討する者や特定信書便事業者の意見を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	総務省	措置済	平成25年10月に情報通信審議会に規制改革実施計画で定められた一般信書便事業の参入要件の明確化等を含む郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について諮問。関係事業者へのヒアリングを行いつつ検討を進め、平成26年3月12日の中間答申において、結論を得たところ。 ＜中間答申の概要＞ ①一般信書便事業の参入要件の明確化 一般信書便事業の参入要件は、法令において具体的に規定されており、既に十分明確にされている。関係事業者へのヒアリングにおいても、明確化すべき点について具体的な要望は出されなかった。 ②特定信書便事業の業務範囲の在り方 1号役務の大きさの基準及び3号役務の料金の基準について、利用者の視点を踏まえるとともに、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることが適当。 ③その他の郵便・信書便市場の活性化方策 市場を活性化するためには、IGTとの融合や金融サービスとの連携等、事業領域を広くとらえてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すことが、事業者に期待される。	中間答申を踏まえ、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、特定信書便事業の業務範囲の見直しに向けて具体的な検討を進める予定。
21	産業用ロボットに係る規制の見直し	国際規格(ISO規格)を参考として、産業用ロボットと人間の協働作業が可能であることを明確化すべく、以下の内容を関連通知において記載し、周知する。 ※一部(協働作業の条件のうち、力制限の方法)は平成25年措置に代えてISO規格確定後早期に措置 ①産業用ロボットのユーザーが、リスクアセスメントに基づく措置等を取り、産業用ロボットに接触することにより労働者に危険の生ずるおそれが無くなったときには、労働安全衛生規則第150条の4に規定する措置を講ずる必要がないこと。 ②産業用ロボットのメーカー・ユーザーがそれぞれ一定の措置(ISO規格と同等)を講じた場合も、危険を防止するために必要な措置(労働安全衛生規則第150条の4)を講じたものと認められること。	平成25年措置	厚生労働省	措置済	「産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第150条の4の施行通達の一部改正について(平成25年12月24日付け基発1224第2号)」により、施行通達(「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(昭和58年6月28日付け基発第339号)」)を改正し、①及び②の内容を記載するとともに、関係団体等に周知した。 なお、上記改正により、「平成25年措置に代えてISO規格確定後早期に措置」としていた、「協働作業の条件のうち、力制限の方法」についても、ISO規格が確定すれば、左記に掲げるリスクアセスメントに基づく措置等が可能となり、自動的に措置されることになる。	
22	市外局番(OAB-J番号)取得に係る品質要件の見直し	IP電話サービス分野におけるイノベーションや競争を通じた新ビジネスの創出を促進する観点から、OAB-J番号取得の品質要件の見直しにつき、安定品質要件の可否を含め検討を行い、結論を得る。	平成25年検討開始、26年結論、その後措置	総務省	検討中	OAB-J IP電話に対して利用者が求める要件や、最新の技術動向を踏まえた品質要件、安定品質の要件具体化等について検討を行うため、学識経験者や関係団体職員等の参画の下、「OAB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会」を立ち上げ、平成25年12月25日に第1回研究会を開催し、品質要件の在り方に関する総論について主要事業者から発表及び意見交換を実施。平成26年3月25日に第2回研究会を開催し、現行の品質要件に対する主要事業者の見解や見直しに向けた提案についてヒアリングを行ったところ。	第2回「OAB-J IP電話の品質要件の在り方に関する研究会」における事業者からのヒアリング結果をとりまとめ、OAB-J IP電話の品質要件についての論点を整理。次回以降の研究会において、論点をもとに品質要件の見直し方針について議論を行い、平成26年中に結論を得た上で、必要な措置を講じる。
23	化学物質審査制度の見直し①(少量新規化学物質確認制度等の総量規制の見直し)	少量新規化学物質確認制度については、科学的考察を基に人の健康及び生態系に対する安全性を確保しながら、事業者の新規化学物質の製造・輸入に係る予見可能性を担保する仕組みとするため、低生産量新規化学物質に係る特例枠(10トン)との関係を考慮しつつ、一社単位で確認を行うことについて検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省	措置済	予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸送専用用品の場合)には、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に1トン以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時とできる旨結論を得た。現在、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号)を改正し、所要の手段を定めるため、行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第39条第1項に基づき意見公募を実施している。本制度改正については、平成26年5月公布、同年10月施行予定。	

規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成26年3月31日時点)		今後の予定(平成26年3月31日時点)
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
24	化学物質審査制度の見直し②(少量新規化学物質確認制度の受付頻度の見直し)	事業者が事業機会を逃すことなく競争力を高めることを可能とする観点から、事業者の実情を踏まえて、少量新規化学物質の確認の申出の受付頻度を増加させることについて検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省	措置済	<p>予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸出専用用品の場合)には、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に1トン以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時とできる旨結論を得た。現在、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号)を改正し、所要の手続を定めるため、行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第39条第1項に基づき意見公募を実施している。本制度改正については、平成26年5月公布、同年10月施行予定。</p>	-
25	化学物質審査制度の見直し③(化学物質の用途等を考慮した審査制度の構築)	安全性と新規化学物質の開発に要する費用や期間の効率化との両立を図りつつ、化学物質の用途・曝露可能性等を考慮して人の健康及び生態系への影響を評価する新規化学物質の審査制度の在り方について、合理化の必要性が指摘されている個別の課題から検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省	措置済	<p>予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものと確認できる場合(中間物及び輸出専用用品の場合)には、総量規制に代えて、一事業者あたり一年度に1トン以下の製造・輸入を認めることができ、確認の申出の受付頻度も随時とできる旨結論を得た。現在、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号)を改正し、所要の手続を定めるため、行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第39条第1項に基づき意見公募を実施している。本制度改正については、平成26年5月公布、同年10月施行予定。</p> <p>また、以下の個別の課題を検討し、順次結論を得て実施した。①微量の副生新規化学物質についての取扱いを合理化するため、新規化学物質の届出に関する事業者向けマニュアルを改正し、実用的な製法で分離が困難であれば混合物として届け出ることが可能であることを明確化した。②生物蓄積性の類推等による判定の運用ルール案を作成・公表し、届出された新規化学物質について、構造が類似し生物蓄積性が低い既知の化学物質がある場合にはQSAR(定量的構造活性相関)の推計結果等から高蓄積性でない判定できる仕組みなどを導入した。③事業者による重複試験を削減する観点から公示済みの新規化学物質等の判定結果を順次公表することとした。</p>	-
26	輸出通関申告官署の自由化	通関手続におけるIT利用推進に係る工程表を作成し、広く関係先の意見を聞きながら、通関手続のペーパーレス化を実現するとともに、平成29年度のNACCS更改時には、少なくとも特定輸出申告について、船積地にかかわらず一元的にNACCSに申告することによって輸出通関が完了するよう検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論 (平成29年度まで順次実施)	財務省	措置済	<p>財務省関税局において、広く関係先の意見を聞きつつ、平成29年度のNACCS更改時における通関手続の電子化・ペーパーレス化に向けた取組みを踏まえて、輸出申告について一元的にNACCSに申告することを可能とするための施策について検討を行った。これに加え、輸入申告についても申告官署の自由化について検討を行い、以下を基本的な方向性としてこととした。</p> <p>①平成29年度までに、AEO輸出者に係る輸出申告については、申告官署を自由化する(NACCSにより全国いずれかの税関官署に申告することによって通関が可能となる。)</p> <p>②平成29年度までに、AEO輸入者に係る輸入申告及びAEO通関業者が取り扱う輸出入申告についても、申告官署を自由化する(NACCSにより全国いずれかの税関官署に申告することによって通関が可能となる。)</p> <p>③上記①及び②と併せて、通関業者の営業区域制限を廃止する。</p>	申告官署の自由化については、通関手続におけるIT利用推進に係る別添の工程表を踏まえつつ、平成29年度までに実施する。
④その他							
27	短期ビザの発給要件の緩和	今後訪日旅行の高い伸びが見込まれるASEAN諸国からの観光客の査証発給要件について、日・ASEAN友好協力40周年を契機として、治安への十分な配慮を前提としつつ、夏までに、タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長を行う。	平成25年夏 までに措置	外務省	措置済	<p>平成25年7月1日より、タイ及びマレーシア国民に対し短期滞在ビザ免除の開始及び再開、ベトナム及びフィリピン国民に対し短期滞在数次ビザ発給の開始、インドネシア国民に対し短期滞在数次ビザ滞在期間の延長(15日から最長30日)を実施した。</p> <p>また、平成25年11月18日より、カンボジア及びラオス国民に対し短期滞在数次ビザの発給を開始、平成26年1月15日よりミャンマー国民に対し短期滞在数次ビザの発給を開始した。</p>	-